

良の東南院に入御、二十六日は和東の鷲峯山へ入御、二十七日南都の衆徒供奉して笠置山に行幸し給ふ、具行等供奉す、増鏡に

和東の鷲峯山へ行幸ありけれども、そこもさるべくや無りけん、笠置寺と云ふ山寺に入れたまひぬ、所の様容易く人の通ひぬべき様もなく、宜しかるべしと木の丸殿の構へを始めらる云々

とありて、笠置山に行宮を定め給へり、

### 第三節 笠置の戦

笠置の皇居には大和、河内、伊賀、伊勢等、勤王の武士馳集りて天皇を守護し奉り、九月六日六波羅の軍笠置に押寄せ第一戦あり、十一日にも合戦あれども、防ぎ戦ひけり、二十七日鎌倉の軍大舉して笠置に着し、火を行宮に放ち、笠置陥る、天皇變粧して出て遁れ給ふ、藤房、具行、師賢等隨ふ、増鏡に

後の山より御敵どもくづれ参りて木戸ども焼拂ひ、御座ますあたり近く既に煙もかきりければ、今はいかゞせんとて怪しき御姿にやつれて、たどり出させ給ふ、座主の法親王(尊)御手を引き奉り給へるもいとほかなげなる御有様なり、中務の御子(良)

大塔宮(雲)などは、かねてよりこゝを出させ給て、楠が館におはしましけり(前文に楠成す所もし能からんおりに行幸なまなしきこゝえんと用意しけりあり)行幸も其方さまにやと思し心ざして、藤房、具行、兩中納言、師賢の大納言入道手を取かはして、饒の中を免れ出る程の心地ども夢どだに思ひわかす云々とありて、河内の楠木正成が城へと志して山路を忍び行給ひけり、

### 第四節 具行卿捕へらる

九月三十日北條氏の將陸奥守貞直、天皇を擁し奉り、具行、藤房、忠顯等の諸卿と共に捕へられ、十一月一日この由を六波羅の御所に在ます光嚴帝に奏しけり、當時天皇の御有様一讀潜然の外なし、増鏡には

東(あづま)より上れる大將軍にて陸奥守貞直といふ者大勢にて参れり、今はたゞ兎もかくも、のたまはすべき様なければ、遂にかひなくて敵のために御身を任せぬるさまなり、臆て宇治に御幸あるべきよし奏すれば、御心にもあらで曳れおはします程に、心憂しといふものめなり、具行、藤房、忠顯少將などやがて己が手のものどもに隨へさせつ、大納言入道御馬の後に走りおくれ、こゝかしこの岩陰木の本に休みつゝ、

どかくためらふ程に、それも見つけられて捕はれぬ云々、

又花園帝宸記に

一日十月癸卯卯刻、同先帝被遠出城中之旨、武士奉取云々、亂髮被著、小袖一帷子一云々、生虜并自殺、人數有説云々、

花園帝別記に

一日卯時、曉更經顯(勅修)寺、可參申、承先帝被奉取之云々、資名卿相續奏聞、及辰刻、仲成下云、所領之内號安王丸、山中有入、仍深津某馳來取之、即先帝也、者資明卿申、宇治住人房資被奉迎先帝、妙法院宮等者松井藏人某、又同奉取之、亂髮令着、小袖一帷一領云々、王家之耻何事如之哉、(略中)或云有自愆者云々、後聞具行、藤房等卿、隆重(隆資)子忠知(有忠)入等被虜云々、

天皇を宇治に遷し奉り、四日六波羅に入れ奉る、具行等皆拘引せらる、花園帝別記に

四日(丙午)此曉先帝已奉入時、益宿所云々、見物者等云、先師賢卿乘被與、令迎取已、忠顯、隆資等騎馬、次具行卿又乘輿、次妙法院乘輿、(四方輿云々、案三日夜也、)次及寅終頭先帝又乘輿、數萬騎、武士打圍之云々、

増鏡に

すさましげなる武士ども、衛府の佐の心地して、御輿近く打圍みたり、鳳輦にはあらぬ網代輿の怪しきにぞ奉れる、六波羅の北なる檜皮屋には、兩院春宮おはしませば、南の板屋のいと怪しきに御繕ひなどしておはしませするも、最と惜う忝けなし云々、

十月十二日具行等十人官を停めらる、増鏡に

十月十二日令旨下されて、前の御代の人々、大中納言宰相すべて十人、宣明、公明、藤房、具行、隆資、實世、實治、秀房、隆重、忠顯(つかさ)司やめらる、よし聞ゆるも、昨日までの時の花と見えし人々つかのまの夢かとおはれなり、

### 第五節 具行卿斬罪に決し、柏原に護送さる

元弘二年三月七日、天皇遠國に遷され給ひ、四月十日笠置へ供奉の公卿にそれく、處分を行はれ、具行卿は斬罪に決せり、花園帝宸記に、

具行、資朝、成輔等卿、俊基朝臣、可處斬罪、聖尋僧正、俊雅僧正、文觀、可處遠島、口口入道公、敏、大納言師賢、藤房卿、季房朝臣、可遠流云々、

と見え、具行卿の最も重き斬罪に決せられたるは、増鏡に「かねてより宣旨にしたがへ

りしつはもの共をしのびてめす、源中納言具行とりもちてことおこなひけり」と記し太平記に、具行の卿相談して繪旨を申下し、諸國の兵を賦りし條勿論なり」と見え、卿の叡慮を奉じて繪旨を諸國の武士に下して大事を擧ぐる計畫の參謀に首たりしを以ての故なり、

五月十日京極道譽は具行を護衛して京を出で、關東に下向せらるゝと稱して、己れの居館なる本郡柏原清瀧寺に入れり、増鏡に

花山院大納言師賢は千葉介貞胤うしろみて下總國にくだる、五月十日あまりに、みやこ出られけり(中略)源中納言具行も同じ頃あづまへゐてゆく、數多の中に取分て重かるべく聞ゆるは、さまことなる罪にあたるべきにやあらん

とあり、斯くて道譽は卿を清瀧寺に留むること一ヶ月餘なりき、蓋し其間に使を鎌倉に送りて指揮を待ち、若くば命乞もなしたらむ京都、鎌倉間の行程は通常七日と定まれば、然らば柏原よりは猶一日を減すべきに、一ヶ月餘の滯留は殊の外長し、卿に對する道譽の同情を察するに餘りあり、道譽は曩に天皇を隱岐に送り奉りし人なれば、清瀧寺滯留の間も道中の物語り等を爲し、卿の無聊を慰めたり、増鏡に

佐々木佐渡判官入道高氏法伴ひてぞ下りける、柏原といふ處にて暫し休らひて、預

りの入道まづ東へ人を遣はしたる、返事待なるべし、その程物語などなさせし、しううちいひかはして、何事もしかるべき前の世の報いに侍るべし、御身一つにしもあらぬ身なれば、ましてかひなきわざにこそ、かく武き家に生れて弓箭取る業にかゝづらひ侍るのみ、憂ものにて侍りけれなど、まはならねどつめかすに、心えはたらぬ隱岐の御送りをも仕まつりしものなれば、御道すがらの事など語り出で、忝じけなういみじうも侍りかなまして、朝夕近う仕奉り馴給ひけん御心ども、さながらなむ推し量り聞えさせ給ひき云々、

## 第六節 具行卿の最後

道譽は日時を遷延して具行卿に同情を寄せしも、鎌倉の命令頻りに嚴なれば、六月十九日道譽は田兒六郎左衛門をして其日の黄昏終に具行を斬首したりけり、

常樂記に、於近江國柏原被誅了」とありて、月日は欠く、公卿補任に、六月十九日於近江國柏原斬首」とあり、増鏡に

よろづにつけて事の氣色を見るに、行末遠くはあるまじかめりどさとりぬ、預り顔のめかしくも情ありて思ひしらすれば、同じうはと思ひて、又の日頭おろさむとな

む思ふといへば、いと哀れなる事にこそ、吾妻の聞へや如何と思ひ給ふれど、何條のことかはとて許しつ、かくいふはみな月の十九日なり、かの事は今日なめりと氣色見しりぬ、思ひまうけながらも猶ためしなかりける、報いのはどいかに淺くはおぼえむ、

消えかゝる露のいのちのはてはみつさてもあづまのすゑぞゆかしき

猶も思ふ心のあるな、めりと、にくき口つきなりかし、その日の暮つかた終にそこにて失はれにけり、今はのきはもさこそ心の中はありけめど、痛く人わらうもなく、あるべき事ども思へる様になん見えける、

太平記に

此卿をば道にて失ひ奉るべしと兼て定めし事なれば、近江の柏原にて斬奉るべき由、探使襲來していらてければ、道譽中納言殿の御前に参り、如何なる前世の宿習によりてか、多くの人の中に入道預り参らせて、今更箇様に申候へば、且つは情を知らぬに似て候へども、斬る身には力無き次第にて候、今までは随分天下の赦を得て、日敷を過し候ひつれ共、關東より失ひ参らすべき由堅く仰られ候へば、何事も先世のなす所と思召慰ませ給へど、申もあえず袖を顔に押當しかば、中納言殿も不覺の涙

すゝみけるを押拭はせ給ひて、誠に其事に候、此間の儀をば後世までも忘れ難くこそ候へ、命のきはの事は萬乗の君已に遠島に御遷幸の由聞へ候上は、其以下のこと共は中々力及ばず、殊更此程の情けの色誠に存命するも謝し難くこそ候へど、計にて、其後は物をも仰られず、硯と紙とを取り寄せて、御文細々と遊ばして、便りに付て相知る方へやりて給はれど、ぞ仰られける、斯て日已に暮ければ、御輿さし寄せ乗せ奉る、街道より西なる山際に松の一群ある下に御輿を昇居ゑたれば、敷草の上に居直らせ給ひて、又硯取寄せ、しづくと辭世の頌をぞ書れける、逍遙生死、四十二年、山河一革、天地洞然、六月十九日某と書て筆を抛ちて手を又へ、座を直し給ふと見へし、田兒六郎左衛門尉後に回ると思へば、御首を前にぞ落にける、哀といふも愚なり、入道泣々其遺屍を煙となし、様々の作善を爲してぞ御菩提を吊ひ奉りける、時に卿年四十三歳なり、太平記の辭世には四十二年とあれども、公卿補任に元弘元年四十二とあれば、翌二年は四十三歳なり、故に大日本史にも四十三歳とす、

### 第七節 具行卿の墓

柏原村大字柏原と大字清瀧との境界地なる小字丸山第千二百〇貳番地にあり、寶篋

院塔なり、西讃府志に

具行卿墓は峠地藏の前にあり、石高七尺、裏に貞和三丁亥十一月二十六日と刻す、近江輿地誌畧に

柏原より三町北にあり、土俗法華塔と號す、源中納言具行卿の墓なり、此墓を見れば貞和三丁亥十一月二十六日とあり、具行卿生害十六年の後、田兒六郎左衛門が建立する處なり、さて法華塔と稱するは其時清瀧寺の僧に乞ふて彼追善の爲に一石に法華經一字づゝ書寫し、土中に築こむ、故に法華塔の名あり云々、

一説に西讃府志に見ゆる峠地藏と稱するは卿の墓所なりと傳ふ、峠地藏は板石にて石窟を作り、其中に安置せらる、又峠の北麓に「首きりさんまゐ」と稱する處あり、斬首せしは此所なりとも傳ふ、

具行の墓を乳の墓と稱し、婦人乳汁の分泌乏しき者此墓に詣れば乳足るとて、參拜するもの多し、乳の墓は當年の血の墓にして、乳と血と音相通ずるを以て、何時しか乳の墓に轉せしならん、

### 第八節 具行卿の室尼なる

具行卿に會て後醍醐天皇より賜はりし勾當内侍は、卿の斬首せられしを聞きて尼となり、高島郡の某寺に入り、卿の冥福を祈れり、増鏡に

内侍のまぢきく心地いかばかりかはありけむ、やがてさまかへて近江國高島といふわたりに、むかしのゆかりの人々たうとくおこなひてすむ寺にぞたち入ぬる、とあり、

### 第九節 祭粢料の御下賜と祭典

明治十一年十月二十二日、明治天皇には中仙道御通輦の途次、柏原にて御晝餐(舊木陣竹氏宅)あらせ給ひし時、増山侍従を卿の墓に差遣し給ひ、猶祭粢料の御下賜ありたり、翌二十三日滋賀縣權令籠手田安定、祭典委員を本郡第一區々長石川光助に命じ、地方有志と謀り、同年十二月十日盛大なる神祭祭典祭典を舉行せり、

南北朝時代

## 第六篇 南北朝時代

### 第一章 京極道譽足利高氏を番場に饗す

元弘三年四月、足利高氏鎌倉より上洛の時、三河國八橋に着し、始めて意を決し、上杉憲方を密に吉良貞義に差遣して、事を擧ぐることを申合せ、其後人々にも談合ありしこと、難太平記に見えたり。又梅松論に、抑、將軍は關東誅伐の事、累代御心の底に挾まるゝ上、細川阿波守和氏、上杉伊豆守重能兼日潜に綸旨を賜つて、今御上洛の時、近江國鏡驛に於て披露申されどあり、京都に着せざる以前に於て後醍醐天皇に歸順して綸旨を承け來り、當國蒲生郡鏡宿にて高氏に披露したり、されど着京までは秘密にしたりき。京極家譜に、正慶二年四月、尊氏上洛、節、道譽、所領於江州番場驛、饗應盡美、且今度望先陣之間、尊氏御氣色殊快然、軍談密約等有之云々とあるは、京合戦の先陣なるべきも、裏面に秘密を漏らして約する所ありたるなり、又京極系圖世譜には、道譽高時の淫肆日に甚しきを見て、竊に足利尊氏に勸めて之を圖らしめ、遂に歸順せりとも記す、正慶二年は元弘三年にして、四月中旬に道譽(高氏)の番場密談は素より京極家譜の外には見え

されど、其事の梅松論に符合すれば、北條氏に縁深き足利高氏と京極道譽が伯耆の天皇に歸順する秘議は、番場の饗席に於て講じたるものと云ひ得べし、當時道譽は三十餘歳なりき、是より先天皇隱岐遷幸に守衛の一人たりしことは、増鏡に、鳥羽殿にて御輿奉れば君は遙かに趣かせ給、淀の渡にて昔八幡の行幸ありし時橋渡しの使なりし佐々木の佐渡の判官といふもの、今は入道してけふの御送り仕奉るに、世の事おぼしいでられていと忍がたさに給はせける、知べする道こそあらずなりぬとも淀の渡りは忘れどもせし云々と見えたるに知られ、道譽が道すがら天威に咫尺し奉りて、天皇の英邁をよく知り奉りつらん、道譽が此懐舊の談などもいなく、尊氏の感動を牽き、終に行程一日の南なる鏡宿に於て繪旨拜受の披露を爲し、なるべし、此後半ヶ月、五月五日に六波羅破れて、北條仲時の一族が嘗て尊氏、道譽の密約を遂げたる番場にて殲滅したるも亦奇縁と云ふべし、

## 第二章 北條氏の末路

### 第一節 守良親王の太平寺幽棲

膽吹山寺の寺中なる太平護國寺には、龜山天皇の皇子守良親王遁世して僧となり、覺

靜法親王と申し御幽棲あらせらる(一説に入道の體にて幽棲せらる、必ず其の體にはあらす)此宮を太平記には何某の宮とあれど、金勝院本には五辻宮兵部卿親王宮と記すれば、紹運録の四品兵部卿法名覺靜、五辻宮、母中納言實任卿女とあるに符合す、

### 第一節 番場の蓮華寺合戦

元弘三年五月、足利尊氏後醍醐天皇の勅を奉じて、北條氏の六波羅を攻む、當時南六波羅には北條時益、北六波羅には北條仲時あり、諸書に南方の將、北方の將と記されたるは是なり、北條の軍は五月七日の拂曉より終日戦ひ疲れて遂に敗れ、仲時、時益等其日の夜半に光嚴天皇、後伏見上皇、花園上皇、皇太子康仁親王を奉じて、公卿等と共に東に逃れ、金剛山攻圍の軍と合し、時機を待つて再舉を計らんとせしに、官軍の追兵に迫られ、時益は四宮河原にて矢に中つて死す、仲時等辛くも東し、近江路に入りて勢田の橋を渡り、栗太郡の野路邊に至る頃は天既に明けたり、此所を梅松論(梅松論は北朝方の記せし書なり)に記して曰く、

卿相雲客は習はざる山路の深き夏草の露を分入せ給へば、泪も共に争ひて、いと御袖濡まさりける、かゝる處に守山邊より野伏ども山野に走り散りて、敗軍を追ひ



詰めける程に、討取られ疵を蒙るもの數をしらず、其夜近江國觀音寺(六角氏の本城)を一夜の皇居とす云々、

以て其敗軍の困難を想像するに足る、六角氏の當主は時信にて、道譽よりは年少なり、尙北條氏に心を寄せられたるより、坂田郡までは落延たるなり、

此に近江、美濃、伊勢等の土兵は北條氏の敗れて東に下るの報を得て、膽吹山の太平寺に幽棲せらるゝ五辻宮を奉じて、番場の嶺(總郷村)に屯し、仲時の來るを待たり、仲時等は九日に六角氏の觀音寺城を出で本郡まで進みしに、宮方の軍街道を塞ぐ、六角時信の軍は後れて参加せず、北條軍は疲勞の軍を以て戦へり、梅松論に

五月九日東へ心ざして落行處に、同國番場の宿の山に先帝の御方と號して、近江、美濃、伊賀、伊勢の惡黨共旗を上、楯を並べて、海道を塞ぎ責戦ふ、同七日は洛中に於て合戦を致し、明日あす八日は野伏兵共に討漏さるゝ輩、馬疲れて進む事を得ずといへども、名を惜む兵共は戦ひ暮しけるが、逃るべき處なかりしかば云々、

又増鏡に

扱は御幸は近江國におはします程に、伊吹といふ邊にて何某の宮とかや法師にて在しけるが、先帝の御心寄にて、か様の方もほの心得侍りけるにや、待設けて矢を放

ち給ふ、又京よりも追手かゝると聞へければ、六原の北といひし仲時、内、春宮、兩院供し奉り、番場といふ所の山の上に入奉りけり、手の者共も猶残りて隨ひ附けれども、戦ひもかなはずやありけん、遂に此山にて腹切にけり、同じき南の時益といひしは是までも參らず、守山の邊にて失にけりとぞ云々、

とあり、蓮華寺過去帳に一向堂大庭打死とあれば、彼寺にても戦ひ防いで自害を遂たる狀を想見さる、

### 第三節 仲時の自殺従士の殉死

北條仲時は敗殘疲勞の寡兵を以て新來の群衆に敵する能はず、奉じ來りし新帝、二上皇に別を奏して、番場ばんば米山の麓なる一向堂に入りて屠腹して死せり、時に年二十八、従士四百三十餘人、或は戦死し、或は座を聯ねて自殺し、鮮血は流れて前なる小川を朱殷になして流れ落ちたりければ、其處を血川と稱し、今に吊者をして懷舊の情に堪えざらしむ、時益は既に途中にて死し、此行に参加せず、梅松論には七日の夜四宮河原(津)にて流矢に中りて死せりとあり、元弘日記裏書には彼の死所を關山とし、増鏡には守山邊とし、皇年代畧記には番場にて自殺すと記す、七日の夜關山(逢坂)四宮河原の間にて

死せしなるべし、番場蓮華寺過去帳に其名を記さず、梅松論に

戦ひ暮しけるが逃るべき處なかりしかば、恐れながら仙洞を害し奉り、各討死自害仕るべき由一同申しければ、大將仲時いはく、我等命を生て君を敵に奪はれんこそ耻なるべけれ、命を捨て、後は何事か有べきとて、酉の時許に自害する間、従ふ輩數百人、同命を落す、南方時益は七日の夜、四宮河原にて流矢に中りて死去しけるを、家の子頭を取て當所に持來りけるを、北方仲時是を一目見て自害せし程に、彼時同腹切者の名字共を番場の道場に記し置ければ、世の知所なり、

とあり、番場の道場に記すとは、息郷村大字番場の蓮華寺に藏せらるゝ有名なる蓮華寺過去帳なり、原本に據りて左に附記す、其戦死者の年齢を見るに、六十餘歳の老武者あり、十六七歳の青年あり、東國武士の殘暴なる非違を敢てせんとするを、仲時が命を捨て、後は何事かあるの一言にて、四百三十餘人深く自害し、壯烈なる最後を遂げたる事蹟は、寔に武士道の龜鑑となすべき美談なり、數百年の後に展墓の人をして卒爾追懐の情に堪へざらしむ(寫眞參照)元弘元年十月、中納言具行卿等を六波羅に幽したる北條氏の一族が、同郡内の程遠からぬ地に滅びしこと、又因果の理法に協はずとせんや、相傳ふ此蓮華寺過去帳は、同寺の住持三代の同阿上人の書する所なり、其趣旨は跋文

に詳かなり、一に糟谷十郎の記するものといふも、其は歌の作者糟谷十郎(戦死者)を過去帳の作者と誤りたるものなり、

敬白

陸波羅南北過去帳事

元弘三稔癸酉五月七日、依京都合戦破、當君兩院關東御下向之間、同九日於近江國番場宿米山麓一向堂前合戦討死自害交名荒々注文事、

越後守仲時廿八歳

櫻田治部大輔入道淨心四十七歳

同蒔田彦三郎師時三十四歳

高橋參河守時英四十壹歳

同孫四郎業時三十四歳

同又四郎範時十九歳

同五郎盛時二十一歳

同孫四郎左工門元時十七歳

同田左工門尉時親三十九歳

同孫五郎清親二十八歲  
 同藤內左工門尉八村四十二歲  
 同與一真親十九歲  
 同四郎光親二十六歲  
 同五郎重親二十歲  
 同新左工門尉信近二十歲  
 同孫七國村二十二歲  
 同又五郎能近十六歲  
 同藤三國近十七歲  
 同三郎祐近二十五歲  
 安藤太郎左工門尉祥兼五十二歲  
 子息左衛工門太郎則兼二十九歲  
 同左工門三郎則滿五十三歲  
 同三郎基兼四十壹歲  
 中布利五郎左工門尉綱能四十二歲

石見彦三郎吉國五十九歲  
 武田下條十郎光高二十一歲  
 關屋八郎爲好三十四歲  
 同十郎爲經  
 黑田新左工門尉俊保  
 竹井太郎盛光  
 同掃部左工門尉貞昭  
 齋藤十郎兵工尉基親  
 勘解由三郎兵工尉長兼  
 皆吉左京亮旃信三十三歲  
 小屋木七郎知秀三十八歲  
 加藤七郎斯決十八歲  
 鹽屋右馬允演恒三十一歲  
 內海八郎善宜  
 海上八郎教詣

岡田平六兵工尉遠秀

岩切三郎左工門尉有益

窪平工門入道陵玄

一向堂大庭討死

子息新左工門尉宣高

同四郎宣政

木工介入道祐善四十二歲

子息介次郎法真十八歲

吉井彦三郎忠遠

同四郎忠倍

壹岐孫七郎貞住

窪次郎寅次

南方内人々

糟屋彌次郎入道明翁六十四歲

同彌三郎入道道教六十三歲

同彦三郎入道倫芳

同次郎入道靜誓五十一歲

同六郎演次

同五郎易隆

同次郎重俊

同三郎能隆

同文次郎重安

同新左工門尉經春

同左工門次郎伴真

同七郎三郎伴範

同藤三郎家泰

大井次郎儔光

櫛橋次郎左工門尉義守

南和五郎家守

同亦五郎貞佳

第六篇 南北朝時代

原宗左近將監入道憐戒五十二歲

子息彥七定行二十五歲

同十郎次郎俊茂二十一歲

豐嶋平五重經

同七郎家倍

平右馬三郎為佳

同五郎貞秋

土肥三郎則實三十七歲

同五郎元實

御器所安東七郎經倫十七歲

平塚彌四郎為稔

西郡十郎國演

怒借屋彥三郎保弘

一向堂佛前自害

穗次二郎兵工尉則光

半田彥三郎稔弘

華房六郎兵工入道全幸

每田三郎則弘

宮崎三郎恒則

中間平五郎

宮崎太郎次郎恒利

同上總三郎恒遠

山本八郎入道立桓三十三歲

同十郎入道源德四十七歲

子息彥三郎繁盛十九歲

同小五郎為盛四十七歲

子息彥五郎為泰二十五歲

同孫十郎繁教

足立源五長秋

同參河又六則利三十八歲

同孫六則幌二十九歲  
 黑田次郎左工門尉憲滿二十九歲  
 廣田五郎左工門尉經英  
 佐々木隱岐前司清高三十九歲  
 子息次郎左工門尉泰高十八歲  
 同三郎兵工尉高秀十七歲  
 同永壽九十四歲  
 片山十郎次郎入道祐珪  
 子息彌次郎祥明四十一歲  
 伊祐三郎家高二十二歲  
 同治部丞義高五十一歲  
 同孫八郎高通三十九歲  
 治田八郎良決十九歲  
 走井三郎家景十八歲  
 中野井次兼尙

木村四郎正高四十七歲  
 二階堂伊勢入道行照五十四歲  
 石井中務忠光五十二歲  
 子息孫次郎忠泰三十二歲  
 同四郎程國二十七歲  
 海老名四郎忠景二十七歲  
 同與三忠元  
 石川九郎通幹五十歲  
 子息又次郎通近二十一歲  
 新藤六郎元弘  
 片衣小八郎忠光  
 六波羅評定衆  
 備後民部大輔康世四十七歲  
 舍弟三郎入道善照四十歲  
 同彦太郎康顯

同孫太郎康明二十二歲  
 武田與次光次四十二歲  
 見嶋介三郎顯氏三十七歲  
 同助太郎氏明十八歲  
 真木野藤左工門尉朝安三十八歲  
 池守藤內兵工尉行直四十九歲  
 同左工門五郎行重三十三歲  
 同左工門七郎行俊二十五歲  
 同新右工門尉顯重三十九歲  
 子息左工門太郎顯行十八歲  
 牧野藤左工門尉忠秋三十八歲  
 問註所信濃小輔外記清近三十七歲  
 子息阿子光九十四歲  
 同彥太郎良近

六波羅奉行人

齊藤宮內承教親五十七歲  
 子息阿子九十六歲  
 筑前民部大輔備弘二十八歲  
 同七郎左工門尉家景二十四歲  
 田村中務入道明鑑六十歲  
 同彥五郎資信四十九歲  
 同兵工次郎親信  
 真上彥三郎持直  
 同子息又三郎信直二十八歲  
 陶山次郎清直備中住人  
 同備中守清房  
 同與次清泰  
 同小四郎敏信  
 同四郎入道祥宗  
 同九郎元良

同四郎盛宣  
 同三郎敏忠  
 同與三清弘  
 同彦九郎清忠三十四歲  
 子息七郎真清十七歲  
 同彦三郎俊景  
 同又四郎敏實  
 同紀七敏直  
 同新藤五入道正通  
 同又三郎直次  
 同肥後房海範  
 同新三郎祥近  
 同新次郎良房  
 同小五郎真倫  
 小宮山孫太郎吉幌四十三歲

同小三郎師光  
 高見孫三郎遊力逝好十八歲  
 小宮山六郎次郎規真  
 同若黨菅野源五助光  
 鹽屋孫三郎家弘四十貳歲  
 庄左工門四郎俊充  
 藤田六郎種法貳十三歲  
 同七郎賴宣  
 新藤彦四郎能兼三十七歲  
 金子十郎左工門尉傳弘五十二歲  
 真壁三郎秀忠三十三歲  
 江馬彦次郎常久  
 長崎與三種良  
 近部七郎種次  
 能登彦次郎為祐



川越參河入道乘誓六十二歲

同若黨木戸三郎家保

新野四郎朝繁三十四歲

甘糟三郎左工門尉清經

同七郎知清

總而於當寺討死自害人數肆百參拾餘人、雖然分明交名不知輩者不注之云々、  
并

建武元年參月貳拾壹日夜半阿彌陀峯被誅人々注狀

長嶋四郎左工門入道 佐助五郎

上總九郎入道 儀我小五郎歌

古はとをくおもひし極樂を今は眞の佛をぞ見る

上總八郎入道 陸奥國修理亮入道

儀我四郎

都にて聞たに遠き古郷を猶隔行旅の空哉

佐助秋五郎ヨメル

うかぶべきわが身さへまで山川のふかき淺きも定なき世に

島入道

都にて散花よりもあだなるは今年の春の命成けり

上野式部太夫

嶋兵庫助 佐助式部太夫 同右馬助 陸奥國佐助入道

古郷に歸らぬ雁は残むてはかなき花とどもにちるかな

作者糟屋十郎

次六條川原被誅人々、同年十二月四日夜半に

公藤次郎 同次郎右工門尉五十貳歲

同十二月三十日

出羽入道六十八歲 子息一人 孫三人 彼是五人同所被誅訖、

彼亡魂幽靈、爲往生極樂、證大菩提、四十八日間、常行三昧念佛修行、廻向願文曰、

夙聞生死之大海、煩惱之從、尋池流出、菩提之高岳、自涅槃之命門、涌出、貪慾之船、噴

毒之風、碎撞慈悲之驥、忍辱之苑、鳴騶爰南北之兩君、諍加階、恣國位、傾城都、痛諸州、

東關堅閉、將帥悚摺、軍士失氣、然間怨敵競來、彼於堂前、或討死、或自害、爲子厥尊靈、

四十八日常行三昧之唱念佛、祈願証得悟之佛果、夫四十八日之功德者、則彌陀如來像、誓願第一無三惡趣、終致得三法忍、一一大願不空、第十八云、說我得佛、十方衆生、至心信樂、欲生我國、乃至十念、若不生者、不取正覺、嗟呼可嘆、光明遍照、十方世界、念佛衆生、攝取不捨、噫可貴、極重惡人、無他方便、唯稱彌陀、得生極樂、答此言、速捨我見、戟砥智惠、刀剪石窟、勢折強張弓、作神通矢、四魔三障之退、猛軍、乃至六趣四生、蠢動含靈、出無明火宅、一向專修之登蓮華室而已、  
八葉山蓮華寺住持

文中於當寺討死自害人數とあれば、蓮華寺の住持同阿が收めたる其時、死屍の名の知れたるもの、總數なり、一向堂佛前自害とあるは二百十五人、又仲時以下前に記したるは幹部將校なるべく、自害人名中に見えたる佐々木隱岐前司清高は、天皇を隱岐に警護し、又潜幸に際して之を追跡したるより、遂に六波羅に参りたる人なり、黒田憲滿は道譽が叔父宗滿の子には非ざる歟、次の建武元年阿彌陀峯に誅せられたる人々は、金剛山寄手の將阿曾治時、大佛高直、長崎高貞、江馬朝宣等なり、此交名は系圖と比較して合はず、十二月四日に斬られたる二人は此過去帳の外に傳ふる所なし、三十日斬られたる出羽入道は二階堂道蘊（名は）子息は山城入道道儀（名は）にて三十九歳といふ、寔に僧の法衣は戰場に於ては今の赤十字徽章の如し、同阿が番場の修羅街巷に働きた

る勞も想像するに餘りあり、翌年京都阿彌陀峯の霜に消し北條一族と共に此過去帳に記して、常に四十八日の唱念佛を行ひ、亡滅無縁の靈を追薦したる功德は實に大なりと謂ふべし（蓮華寺の一向念佛は時宗の遊行念佛と別派に屬する宗旨なりとす）  
此壯烈なる武士道を後に傳へん爲め、明治二十二年里人胥謀りて一の記念碑を建設せり、

#### 第四節 公卿の斷髻

北條勢に擁せられて番場に下り給へる光嚴天皇後伏見花園二上皇に供奉隨從せし公卿の重なる者は、坊城大納言俊實、勸修寺中納言經顯、中納言頼定、日野大納言資名、中納言資明（資名弟）、四條宰相隆蔭等なりしが、其中俊實、資名、頼定の三卿は在任の僧を戒師として、髻を切りて出家せられたり（増鏡に據る、公卿補任に頼定は疑はし、太）太平記に、其邊の辻堂へ遊行の聖ありける處へおはして、出家すべきよしを宣ひければ、聖頓て戒師と成てとある、其聖は蓮華寺の同阿をいふなり、

#### 第五節 太平護國寺の行宮

番場の一戦に北條氏を殲滅せし覺靜法親王は光嚴後伏見花園と康仁親王とを奉じて九日の夜は番場に一宿あらせらる。太平記に、其日先づ長光寺へ入れ奉り、三種の神器等を自ら五宮(辻の字を脱す)の御方へぞ渡さる」と記す。長光寺は遺跡だに傳はらざれば分明ならず、又三種の神器の事も皇年代私記には六波羅陥りし時、内侍所を假に北山の西園寺公宗の邸に遷し、八日に頭中將忠顯勅命に任せて迎へ取り、内裏に奉安すとあり、劍璽のみなるべし、十日に官軍は天皇、上皇、太子を奉じ、五辻宮の住給へる膽吹山の太平寺に遷幸し奉り、經顯、資明、隆蔭卿等從へり、後伏見上皇は光嚴帝に髻を切り給はんと仰ありたれど、帝は聽き給はざりきとなん。太平記に御駐輦は十餘日とあり、同月二十八日官軍守衛として京都に還幸あらせらる。皇年代畧記、神皇正統記には二十八日京都に還幸とあり、大日本史に太平寺御駐在十八日とあれども、膽吹山より京都迄の路程約二三日を要すべければ、太平寺の行在は十五六日間にすぎざりしなり。此時青蓮院宮尊圓法親王も此一行に加はりて太平護國寺に移り給ひし事、華頂要畧并に門葉記に見ゆ。尊圓親王は伏見天皇の皇子にして、能書を以て御名高く、彼の御家流の源泉なり、親王が栗田青蓮院に住せられしにより、栗田流とも稱す。華頂要畧の尊圓法親王傳に左の文見ゆ、

元弘三年五月七日、主上上皇幸于東國、即奉扈從、山於近江國馬場同月十日臨幸于伊吹山、太平護國寺、同、令祇候、

同月二十八日還幸、御入洛之間、同歸京、寄宿持明院中納言入道宅、

守護京極道譽は尊氏と共に伯耆に歸順の後、六波羅の滅びて管内の番場に北條仲時等自害して殲るには道譽在京にて盡力し、本郡を箕浦氏などに任せたるにや、自ら任國して五辻宮を奉じて功をなし、や、爾後の事も傳ふる所なし、本年八月に五畿七道の八番に分たりし結番に、八番西海道に佐々木佐渡判官と肩書して道譽の名見えたり、五月二十二日に鎌倉の北條氏亡び、六月四日後醍醐天皇伯耆國より京都に還御ありて御政務を復せられ、光嚴帝及び皇太子康仁親王は廢せられ給へり、

### 第三章 足利尊氏筑摩神社の社領を安堵せしむ

後醍醐天皇北條氏を滅ぼし京師に還御あり、天下統一の御政治となりけり、頓て恩賞方を設けて、諸國武家の守護地頭及び領主の成敗を御沙汰あり、九月頃より難訴決斷所を設けらる、梅松論に、卿相を以て頭人として決斷所と號へ新に造らる、是は先代引

付の沙汰たつ所なり、大議に於ては記録所に在りて裁許ありと見えて、初めは幕府政所の引付の如く、三番に分ち詰番せられしが、翌建武元年五月より四番に擴張せられしこと建武記に見ゆ、足利、新田等の功臣は早く恩賞定まり、所領等を安堵しければにや、本郡の筑摩神社へは建武元年二月十四日、足利尊氏は筑摩神社に、源頼朝が建久二年九月に寄附したる社領を先例の通り相違なき旨安堵せしめ、彌、天下泰平武運長久を祈るべき事を社務の人々に達したり(古文書)

#### 第四章 足利尊氏藤原重俊に多良川の梁を知行せしむ

多良川は天の川の下流にて、古へは息長川といひ、朝妻津に打出したれば、筑摩御厨の漁事について關係の深き川なりと知べし、其流れの多良村を過ぐるにより、多良川の稱あり、今は入江村に屬し、上多良、中多良、下多良の三大字に別る、其大字上多良に存する建武三年(延元)四月十六日附尊氏の文書に、近江國筑摩拾陸條貳梁事と題し、藤原重俊の記名にて右の多良川春梁、竝に蘇梁につき左近左衛門尉の訴申す旨、其謂れあるに依り、往古の如く永代知行相違ある可からざる者なりとあり、筑摩十六條とは第三篇第二章に記し、奈良朝時代の田制條里地割の第十六條に當るにより、筑摩十六條

の庄と云ふ意なり、此の多良領の天の川に貳梁ありて、現今まで傳はれり、建武の頃には何かの事情により、他より其貳梁を競望するものありたるより、往古よりの關係ありし多良左近左衛門藤原重俊より其非分を訴へたるにより、足利尊氏は往古よりの謂はれあるにより、知行に相違なき事を判決したるなり(古文書)建武三年四月十六日は尊氏が長防あたりに進軍したる頃なり、

#### 第五章 戦争と地理

坂田郡の地は單り濃國と腹背たるのみならず、又北陸道に通ずる分岐點となり、東西交通の衝路なるは前篇に於て屢記せり、上古に於ては加賀越中の層嶺より山脈を傳へて侵入せる蝦夷、高志等の荒族が膽吹山を踰えて更に南方の山脈を跋涉して、伊賀伊勢にまで進入せし跡あり、之を中斷するためには鈴鹿、不破に關剋を設けざる可らず(第二篇)日本武尊の膽吹山登山も是等殘族の巢窟を平げん爲めの壯舉にて、尾張よりこゝに來りて、又伊勢に御進軍とはなれり(第一篇)天武天皇の壬申の亂は大本營を不破の野上に定められ、參謀長たりし高市皇子の陣所は近江美濃の境なる和覽(わらん)にあり、近江軍の將は玉倉部邑を襲撃せしも、此險を陥る事能はず、遂に近江軍の敗となりき、

(第七篇) 爾來京都の東方八道を防衛する要關として、大葬或は事變のある毎に固關使を發せられ、常には兵士を駐屯せしめられたり(第八篇) 鎌倉幕府の創立せらるゝ初に當り、近江の守護を佐々木氏に命じ、而して不破關の西口に當る柏原は、應徳二年白河天皇中宮の菩提に醍醐寺領となりたる柏原莊の地頭職を戰功ある強族の柏原彌三郎爲永に與へて要害に備へしめたり(第五篇) 守護佐々木氏分れて六角京極二家となるに及んで、京極氏は其根據地を膽吹山の麓に設け、一族の大原氏も此附近に居れり、更に京極氏の別館を柏原の清瀧に創め、其幕下の箕浦次郎右衛門を中仙道の守衛として柏原に館せしめ、此天設の要害は依然として變ることなかりき、かくて北條氏の末に當り仲時等が觀音寺城を経て番場まで來りたるは、當郡に味方するものあるを待みたるによらずんば、あらず、而かも畫策中らず五辻宮の勃起にて、仲時等殲き、建武の一統となりたるも、やがて又宮方、武家方と分れ、遂に南北兩朝の爭亂を醸し、諸國二つに分れて敵對行爲を取るに至り、足利尊氏は光明帝を立て京都に據り、一族を諸國に配布し、守護に命じて軍勢を催促せしめたり、由來近江は佐々木氏の守護國にして、六角京極の二家に別るゝも、代々源氏に無二の忠勤を盡したる武家黨の國なり、當時の守護は六角時信と京極道譽となりしも、道譽は公武破裂の初めより尊氏の參謀と

して、京都、關東に奔走して在國の暇なかりき、されど本郡として守護京極氏の命に従ふものゝみに非ず、武家に反對するものも存せしなり、宮方にても根據地を本郡膽吹山麓に定め置かれたり(次章に詳) 是も古來不動の地勢が促したるの原因にして、宮方より京都を攻めんには江濃の連絡を要すべく、此處の要害を占領せざれば、進軍に多大の不便を感ず可ければなり、當時此要害が如何に應用せられたりしかは章を追ふて記すべし、後世に至り織田信長美濃を征服して後、近江に入らんとし、此要害に着目して、淺井氏の堀氏、樋口氏の二將を招到して軍を進むるを得たるが如き、石田三成が關が原の役に際し、此要害に據りて必勝を期せしも、秀秋の叛けるがために大敗を招けるが如き、明治の時代にも軍事演習の要地として時々演習戰の實行せられ、明治四十三年四月には皇太子殿下御參軍あらせられて御野立の蹟を留め給ひしが如き、古今不動の要害地なるを證し得べく、從つて本郡が京都の戰爭には相離る可からざる因縁の存するを悟るべし、

明治四十三年八月關野工學博士來郡せられ、本郡内の社寺建造物を調査せられしも、保護建造物とすべきもの今日にては認められずと語られたり、是れ古より戰爭の巷となり、兵火に罹りし所以に外ならず、

## 第六章 南朝方の根據地太平護國寺

三五六

膽吹山の太平寺に守良親王が遁世と稱して御幽棲ありしも、時來りては、忽に武裝して北條仲時等を殄滅し給へり、是れ實に南朝方より本郡の要地に據られし濫觴となすべし、建武二年七月北條時行鎌倉を乗取り、八月足利尊氏が東に向ひたる時も當郡の險要を進行せり、實曉記に當時京より鎌倉まで宿次の次第を記して大津三里、勢多五十丁、路野二里、守山二里、鏡二里、武佐一里、蒲生野二里、愛智河一里、四十九院二里、小野五十丁、馬場五十丁、佐目加井五十丁、柏原(なし)居増一里、山中美濃國、垂井二里、赤坂三里、黒保二里、黒田三里、尾張國、……とあり、

徳川時代の宿驛には大津三里、草津三里、守山一里半あり、然るにこゝには草津宿なくして、其間に勢多と野路との兩宿あり、徳川代の守山、武佐三里半、愛智河二里半を、こゝには鏡、武佐、蒲生野、徳川代の愛智川、高宮二里、鳥居本一里半を四十九院、小野と次第して、五十丁にて番場を上りたり、馬場は番場と訓む、佐目加井は醒ヶ井なり、居増は今須なり、今須より東は美濃國にして、山中宿は大關の西にあり、垂井よりは美濃路を墨俣に出でたるなり、

尊氏東して後十一月十九日より其征討として尊良親王(東海)の軍も、鼎王(尾崎)の東

山道の軍も相繼で此地を進行し、翌月東海道の軍箱根に破れ、新田義貞等の逃上りし時も、尊氏兄弟の追上りし時も此道を取れり、京極道譽は初めより尊氏の參謀なれば、往來共に此地を通過して、目的地に向ひしならん、又延元元年正月、鼎王の東山軍も陸奥の北畠顯家の軍も、共に是より愛智川に着し、觀音寺城を攻落して坂本の行在へ参りたり、數へ來れば僅に半年の間に、初めは新將軍の鎌倉發向として嚴めしき行装を送り、次には上將軍の東征とて官軍の錦旗を迎へしが、程なく敗軍したりとて血み泥に塗れて引揚來る官軍を送る、幾程もなく勝誇りたる東軍に守護も隨ひて追上り、終りには官軍と奥軍と其後を追懸けて勇氣を鼓しつゝ攻上る、當郡四里の往還はさながら走馬燈の回轉するが如く、土着の武士は其方向を定むるに遑あらざるの奇觀を呈せしなるべし、

## 第一節 南朝の主將尾崎宮

彈正尹宮、鼎王の東山道將軍となりて當郡を往返あり、奥軍と共に進行せられし時は、直に坂本の行在に馳参りたれど、尊氏が京都を没落して後、北畠顯家の奥州へ歸軍の時にやありけん、鼎王は當郡太平護國寺に鎮せられたり、さてこの鼎王の事は、皇胤紹



延引之由、所有其間也、仍差遣軍勢於大津、恣退治江州凶徒、先馳着勢多及口未口邊可被、申左右之狀如件(古文書七九)とあり、即ち名和長年の戦死を報じて軍氣を勵まし、近江に宮方蜂起して貞宗の進軍容易に路の通せざる風聞なるを以て、援兵を大津まで遣はし、なり其勢多到着を急ぎたるは、東近江の宮方甚だ盛なるを知るべく、此頃は叡山を行在所となし、延暦寺の僧徒も官軍に盡力せし時なれば、尾崎宮の軍は犬上より甲賀郡の間に起れる味方の兵と相應じて、小笠原貞宗等の軍を防止して、容易に通行するを得ざらしめざりし状を見るべし、故に足利尊氏は七月八日附にて田代顯綱に、近江國靜謐事、屬佐渡判官入道手早可令發向狀如件と申し送れり(古文書八一)是れ曩に道譽は東近江に出勢を命せられたるに、兵少くして未だ發程せざるを以て、尊氏は田代顯綱等を催して道譽の軍に加はり、近江國の靜謐に盡力せしめたるなり、

### 第一節 膽吹山の戦

尊氏が田代顯綱等の兵を増して、京極道譽の進軍を促し、頃、小笠原貞宗は甲斐信濃の軍三千餘騎にて近江に入り、尾崎宮の軍と戦ひ、路を開いて南進し、栗太郡野路宿まで進みしに、新田義貞、脇屋義治等湖水を渡りて來り支へしかば、七月六日に小笠原は

野路原に於て一戦し、延暦寺の僧徒成願房等を討ち取りしも、要害なきにより退却して、十日には蒲生郡鏡の宿に一戦し、遂に引退きて膽吹山にて戦ひたり、其時の状況を梅松論に記して

小笠原信濃守貞宗、甲斐、信濃兩國の一族竝軍勢を引率して三千餘騎、東山道より近江國へ打出て、勢多近く臨む處に、山徒等橋を引間、野路邊へ陣をとりたりけるに、新田脇屋大將として湖水を渡して、さんくゝに合戦致しけれども、貞宗打勝けり、然るといへども要害の地なきにより、依て先引退て鏡山に取のぼる刻、敵即時に重ねて寄來る間、又責戦て追散し、大勢討取て伊吹山の中に馳籠りて、事のよしを京都へ注進中に依て、元より山徒と云ひ軍勢と云ひ、近江の國の力を以て東坂本の敵共今に相支ける上は、御勢をつかはし當國を討取て、東坂本の兵糧の通路をふさぐべきよし御沙汰最中の時分、小笠原合戦に及ければ合力せしめ、近江を打したがへん爲に、佐々木佐渡の大夫判官入道道譽仰を蒙て、九日の未に京を出て、丹波路より若狭の小濱に出て、案内者たるに依て、北近江より國中に亂入、小笠原貞宗と一手に成て一國を打取間、山徒軍勢力を落しける、云々

とあり、道譽は九日に案内知りたる丹波路より若狭を迂回せしも、貞宗は十日鏡宿より



伊吹山に退却し、近江は殆ど全く宮方となれり、其十五日に小笠原の軍は尾崎宮の太平寺に戦ひたる戦況を足利直義に報じ、直義が其注進狀を翌十六日に承り、即日返書を送りし原書は今に小笠原子爵家に藏せらる、其文に、昨日十五日注進狀、今日(十六日)到來、口抑去六日夜、於野路原打捕山徒成願房、同十日於鏡宿并太平寺合戦云々、軍忠之至殊以神妙也、將又東國軍勢近日可參洛之間、勢田橋以下、及其沙汰、可差遣軍勢於近江路者、相副近江伊勢兩國輩於佐々木佐渡判官入道道譽、且對凶徒、且可警固東近江之由、被仰下畢、同誅伐彼凶徒等、早速可入洛之狀如件(古文書)とありて、小笠原氏の軍功を賞したりしと雖も、近江國の官軍強盛にして中々侮るべからざれば、京極道譽(時既に進に過り)に近江伊勢の兵を率ひて、一は宮方の軍に抗戦し、一は東近江の警固を嚴にし、何時東國より武家方の軍が上らんも、此にて防止せられざる様に尊氏より仰下されたるにより、貴下は道譽と心を協せて彼敵を誅伐して、早く京都へ參らる可しと命せしなり、

此は武家方の通信文なれども、裏面には當時宮方の軍が本郡に根據地を設けて、諸國より味方の兵を吸收し居りたりし事狀を窺ふを得る貴重なる文書なりとす、因て小笠原子爵家に請ひて原書を撮影して上巻に挿入せり、直義の名は花押によりて知らる、信濃守は貞宗なり、

小笠原信濃守が七月十日に鏡宿并に伊吹山太平寺に戦ふとある其戦況は詳ならず、れども、勝戦なりしなるべし、宮方は其虚を衝かれたるに似たれど、太平寺を攻落されたるにあらず、其後尾崎宮は美濃國に攻入り、八月十日に土岐氏春の兵と關迫北野の地に戦ひし事、鷺見文書に見ゆ、即ち其文に、美濃國鷺見藤三郎忠保事、今月十日當國於關迫北野、馳向御敵尾崎宮致合戦、忠討留數輩御敵候畢、此條東中務丞殿并土岐左兵衛藏人殿(頼春)代出雲公相共致合戦候之上者、所見分明候歟、然爲後證、欲賜御一覽狀候、仍狀如件とあり(古文書)、以て尾崎宮は伊吹山の營より美濃に攻勢を取り、守護土岐氏の兵と戦はれしを證せらる、

斯て十月十日天皇は還幸になり、新田義貞は皇太子を奉じて、越前國敦賀城に據れり、戦炎は彼地に移り、十二月二日京極道譽は若狭守護となり、代官神補掃部助を遣して、官軍の大將左門少將と争ひたり、是に於て層嶺を隔ちたる我郡は一先づ息をいゝるの隙を得たるなるべし、

## 第七章 南朝黨の遺跡

### 第一節 多賀左近將監正信の居趾

多賀氏は清和源氏多田頼光の裔にして、白河天皇の時光治近江の多賀(犬上郡)に住し、延久年中多賀の姓に改む、其曾孫輝義美濃に移り、本郷に住し、池田氏に改む、正信は其長子なり、正信弟河合種房と共に建武二年宮方の軍に屬して所々に合戦し、武家方の爲に敗られ、延元年中に美濃を退き、近江國平野ヶ原に移り、岩谷山の要害を塞ぎ、天清城と稱し、宮方の爲に盡力せしが、後足利義詮に屬し、尾張守高經の印狀を以て所領を安堵せられ、子孫此地に住す、此こと春照村誌に引ける多賀氏古記の説に見えたり、尊卑分脈には所見なし、

按ずるに後足利義詮に應ぜしとは、無論伊吹山の宮方衰退の後なるべく、正平七年義詮が土岐頼康と犬上郡四十九院に在營の時ならん、京極氏六守護の一なりし多賀氏は此家と異なり、京極の一門なり、

### 第一節 篠塚伊賀守重廣の居趾

春照村大字春照に小字篠塚といふ一區の地あり、屋敷趾、馬場趾等の名存す、篠塚伊賀守重廣の居趾なりと稱す、重廣は新田義貞四天王の一と稱せられし勇將なりしが、伊豫の世田城に大敗し、今治浦より賊舟に命じて隱岐の國に送らしめ、今津里に伏匿し

後圖をなさんと企てたりしも、矢疵の爲に左臂を失し、其志の成らざるを恐れ、興國三年三月出雲甲岬に渡り、雲水僧に裝ひ、微行して諸國の動靜を窺ふも、時の非なるを慨き、正平二年十月此地に來りて閑居し、邑人に兵法を談じ、弓馬の術を教へて樂とせしが、正平七年四月此地に卒せりと云ふ、此外に事蹟證す可きの資なし、近時此地を墾き桑園と爲せし時、武器陶器等を發掘したり(春照村誌)

### 第三節 五辻宮の遺跡

春照村大字杉澤に正明寺とて、勝居神社の傍に小寺あり、後醍醐天皇の御代五辻宮暫く幽棲の遺跡なりと、春照村誌勝居社記にいへり、

按ずるに五辻宮兵部卿親王は太平護國寺に幽棲ありし守良親王の事なり、春照は太平寺より中仙道に出づる道に當る位地なれば、又兵亂の世にて難を此寺にさけ給ひし事もあるべし、別に證すべきものなし、

## 第八章 宮方并に武家方と社寺

### 第一節 後醍醐天皇綸旨を觀音護國寺に下さる

膽吹山寺に中宮御平産の御祈願を命じ給ひし事第五篇第十四章に記せり、建武二年足利尊氏鎌倉に據りて、新田義貞追討を口實とし、敕命に背き兵を擧げしより、朝廷に於ても十一月頃より征東の用意を爲し始められたり、爾來天下は麻の如く亂れて、殺伐の氣満てり、朝廷は諸國の社寺に檄して、皇軍の戰捷、逆徒の調伏を祈らしめられたり、本郡膽吹山寺の一なる觀音護國寺にも其命ありたりと見え、延元二年二月九日附にて其功を賞し、本郡内鳥羽上郷を寺納に寄附せられたり、其文に曰く、尊氏直義以下逆徒追討事、御方に參り、祈禱を致され、精誠之間、近江國坂田郡長岡庄鳥羽上郷を當寺に寄附せらるゝ所なり、官符未だ到らざるの間、且く存知せらる可く、彌御祈禱と云ひ、軍忠と云ひ、忠節致さる可きなり、仍て執達如件、兵庫頭政長(古文書)と、此文章を按ずれば、通常社寺に祈禱を命せらるゝ繪旨と異なり、其意味の深きを覺ゆ、末文に御祈禱と云ひ、軍忠と云ひ、忠節致さる可しとありて、單に祈禱をのみ大切にせよとの意にあらざる、是れ前章に記し、近江國南朝の根據地として、同山中の太平寺に皇族の御駐營あれば、祈禱は勿論、常に軍事にも關係して忠勤を爲せしを證せらるゝなり、兵庫頭政長は其人物詳ならざれども、南朝方の一將なるべし、官符未だ到らざるの間、且く存知せしめ云々とは、此時は恰も後醍醐天皇の吉野御潜幸の當時なれば(延元二年十二月二十一日、天皇は京を)

出、河内より吉野に御潜幸、吉公然たる官符を下す能はざりしなり(寫眞)  
野の皇居は未だ發表せられず  
正平十年八月二十一日、令旨を同寺に下して、僧綱に僧供を寄せられ、聖壽の萬歳を祈願せしめられたり(古文書)

第二一節 光嚴上皇院宣を下して山津照神社を  
修造せしめらる

山津照神社は息長村大字能登瀬に鎮座し、夙に新抄格勅符に封六戸と載せられ、延長六年五月、明神の位記に印を請けし文では山津照の神名なりしが、早く金勝寺の伽藍神に勸請せしよりの縁因にや、兩部神道に籠絡せられ、青木大明神の名を附し(僧風澤のしも)一に青木大梵天皇と稱せり、思ふに其社領の某寺に占有せられて、此の如くに成行きたるにてあるべし、曆應二年(三年)十月四日、勸修寺經顯より光嚴上皇の院宣を傳へて社殿を修造し給へり、其文に、近江國青木大梵天皇本社爲勸願之儀、遂修造之功、殊可奉祈天下泰平者、院宣如此、仍執達如件とありて、天下泰平を祈り給ふの勸願によりて、社殿を修造せられたるなり、寫眞參照(古文書)

第三節 後村上天皇綸旨を下して名超寺に祈

禱を修せしめらる

名超寺は西黒田村大字名越にあり、三修の高弟名超の創立せし寺刹なり(寺院誌)正平六年四月二日附後村上天皇綸旨を下して祈禱を修せしむ、御祈禱の事故、文章に明記なきも、逆徒調伏と天下の泰平とを祈らしめ給ひしに外ならざる可し、御祈禱の事殊に精誠を致さしむ可し者れば天氣此の如し、之を悉すに狀を以てすとあり、其執達者たる少納言は誰なるか分明ならず、同寺他に二通の綸旨を所藏す、月日のみにて年號缺(古文書八六、八九、九〇)

第四節 足利尊氏名超寺に禁制を寄す

戰國時代に於ける社寺は局外中立にして、諸願祈禱の事は命令者又は依頼者の希望に應ずるものなり(中には例外の)文和三年十一月二十六日附にて尊氏は禁制を名超寺に寄せたり、禁制江州名超寺と記し、右當寺は祈禱處たるの處、近日甲乙之輩、寺内寺領等に於て或は濫妨狼籍を致し、或は兵糧等を譴責し云々、其咎を招く歟、向後固く停止す可く、違犯の族有るに於ては罪科に處す可きの狀如件とあり、尊氏の袖判あり、名

超寺は前記正平六年に後村上天皇御祈禱の事ありたるに、今又尊氏の禁制此の如きあり、同寺は下坂氏の住地と近く、殊に同家との關係は後年の古文書にも見ゆ(古文書二)社寺は中立にて、武家方の祈禱多かりしなるべし、

第九章 足利氏の驍將下坂治部左衛門

下坂氏は本郡下坂庄の領主にして、著名の門閥家なり、其家譜は清和源氏にして、刑部丞基親、正治の頃、下坂庄に移りしと記さる、一説に古の坂田氏の後なりとも傳ふ、所藏の古文書に佐々木下坂豊前守高重云々とあり(古文書一三七)中古佐々木氏より養子して、佐々木下坂と稱せりと云ふ、其子孫相續して今に至り、幕末の際に勤王せし贈正四位板倉槐堂及び其弟江馬天江の兩氏を出し、名家なり、此一族元弘、建武の頃、足利尊氏に仕へて武勳高し、當時の宗家を下坂治部左衛門と云ひ、尊氏、義詮の二代に驍勇を以て武功ありしことは所傳の古文書によりて知るを得べし(當時の近江は北朝方の守護人、佐々木氏の本國なれば、武人怪しむに足らざる)建武三年七月二十五日附にて尊氏が與へし感狀(古文書八四)に、度々の合戦に軍忠の事、近江國伊祇代宮(栗太郡常盤村大字片岡)の合戦に親類新兵衛尉重宗討死を致し、源五朝氏は統けられ、法勝寺合戦に舍弟三郎貞兼統けられ、西坂本の北の尾に於て

若宮源太頼重疵けられ、尤も以て神妙、恩賞に於ては追て其沙汰ある可くの狀如件とあり、此時は尊氏が京都に亂入して、楠正成、新田義貞、名和長年等の諸將が應戦せし時にして、建武二年十二月より三年正月にかけての合戦なりしが、尊氏敗れて西國に奔り、後に再舉東上して、正成長年等戦死の後、七月二十五日に尊氏が下坂氏の前勳を賞せし文書なり、即ち伊祇代官の戦は建武二年十二月三十日より翌年の正月七日までにて、武家方は高師泰を將とし、宮方は名和長年、結城親光等を將として、建曆寺の僧徒も一千餘人出陣せしなり、此戦に下坂の親類重宗死し、朝氏負傷せり、次に法勝寺合戦といへるは京都の戦にして、弟の貞兼負傷し、又西坂本の北尾に於ては若宮頼重が負傷をなししなり、若宮氏は代々飯村法性寺村に居住す、後に京極氏の六臣若宮兵助山内一豊の室は此あり、治部左衛門は後更に觀應二年正平六年六月二十八日附にて足利義詮より感状を受けたり、建武二年より十六年後なり、觀應は北朝の年號なり、即ち八幡に於て忠節を致すの由、近江守秀綱注し申する所なり、尤神妙彌々戦功を抽づ可きの狀如件とあり古文書八幡に於てとは後村上天皇が八幡の行在を攻めし時の事にして、京極秀綱の注申によりて戦功を賞せらるゝなれば、京極氏の麾下に屬し戦争に参加せしものか、

### 第十章 本郡と大軍の往還

宮方、武家方の争は京都、鎌倉の争なり、故に兵馬の本郡を通ずるもの枚舉に堪へず、今其中に就て史乗に見ゆるもの二三を記し、我等の祖先が戦々競々たりし古へを偲ばん、

元弘三年四月中旬、足利高氏上洛して、後醍醐天皇に歸順する時、大軍を率ゐて番場に宿す、同年五月六波羅の敗將北條仲時東國に走らんとせし時、近江、美濃、伊勢等の土兵起りて、膽吹山の守良親王を奉じ、番場に防戦せしは、既に前章に記したる所なり、建武三年正月、陸奥守北畠顯家卿、義良親王を奉じ、陸奥、出羽の兵を率ゐて京師に責め上る、不破の關を越えて、十二日近江國愛知川宿に着き、十三日より三ヶ日の間山田、矢橋の渡船にて雲霞の如く東坂本に着くとあれば、本郡通行は十二日なるべし、其兵數詳ならざれども、渡船三ヶ日とあれば、少數の軍には非ざるべし神皇正統記、梅松論、太平記、建武三年七月、小笠原信濃守貞宗、甲斐、信濃の兵を率ひて中仙道を上り、尾崎宮の軍に關止られし後、南近江に進み、又退て膽吹山の南朝方を攻め戦ひしことも亦前章に記したり、

延元元年建武四年正月、越前の金ヶ崎城攻撃の時、細川頼春等本郡より北進せり、

延元三年正月、北畠顯家卿奥州より上り、二十四日に美濃の赤坂に進みしかば、足利氏は之を道に塞がんと、二十日頃より高師直、師冬を派して、不破の險を塞いで進路を截ちたり。美濃の守護土岐氏は土岐山より討ち出で、北畠氏の軍と青野ヶ原に戦ひたり。此時は尾崎宮は太平寺を引拂ひ、美濃の土岐と本郡の京極とにて此路を手に入れたるならん。因て顯家卿の軍は高師直等の軍不破の險を塞ぐと聞き、伊勢路に轉じて吉野に向へり。當時師直、師冬は京師より大軍を將ひ來りて、本郡より不破の中仙道と小關即ち北國路の藤川越との兩道を塞いて、奥州の大軍を轉進せしめしなれば、少數の兵にはあらざるべし。又北陸道口にも宮方にては脇屋義助、義治等の軍、武家方にては斯波高經、桃井直常の軍などが越前との交通一再に止らず、本郡交叉の街道は此時代に於て軍兵の往還殆ど絶ゆる日なきの騷擾なりしなるべし。

正平五年七月、美濃國墨俣の領主土岐周靖、足利氏に叛いて、兵を近江に出しければ、二十五日京極道譽、京都より先發し、二十八日足利義詮、高師直等近江に發向して戦を交へ、周靖美濃に退けり。八月義詮進みて美濃に入り、周靖を捕へ、十七日亂悉く平定しければ、義詮は垂井の陣を發して柏原に宿し、二十日に京都に凱旋せり。斯て足利氏は高上杉の内訌により、直義南朝に降り、大破裂となり、江濃の間益騷擾せり。同六年には直義叛き、尊氏歸順し、南朝の軍京都を復せしに、七月に至り京極道譽、土岐

頼康と江濃の間より蜂起しければ、尊氏これを伐たんとす。道譽、頼康因て南朝に降り、時に直義は越前にあり、幕府鼎沸の中心は本郡の交にありしに、九月二十四日尊氏、直義兄弟淺井郡の八相山に相會して和を議し、十月五日尊氏、義詮父子は軍を犬上郡四十九院に還せしに、直義は和を破りて、伊香郡鹽津より北陸道を取て關東に趣きければ、尊氏父子は石山を経て京都に還り、十一月四日より尊氏又石山に軍兵を進めて、關東に進發し、本郡は終年兵馬の絡繹往來する巷となりたり。

明くる七年は足利義詮京師にあり、京極道譽其參謀となり、子秀綱侍所司となり、攝津守護を兼ねたりしに、閏二月南朝の大軍京都に攻入り、義詮の軍大に潰敗し、道譽及び土岐頼康等と共に近江に逃れて、又四十九院に營し、南朝より京都を收め、後村上天皇八幡に行幸あり、本郡は足利氏の吉野に比すべき觀あり、義詮兵を招集し、三月又京都に向つて進發し、土岐氏は美濃より、斯波高經は越前より各兵を率ひて馳加はる、本郡縦横の街道に兵馬の音絶ゆるなし、直義黨の南朝に降りたる吉良滿貞、石塔頼房等は土岐氏の軍を破り、南朝の軍其勢甚だ盛なり、八月に至り義詮は後光嚴帝を擁立して名望を收む。

八年正月、京極道譽は在京して義詮を助けしに、鎌倉の使者饗庭氏直の密告により、尊

氏の詰責を受け、秀綱も亦攝津より敗れ還りければ、道譽は憤懣して京を脱し、本郡の柏原館に歸りければ、義詮より三寶院僧正賢俊、粟飯原氏光を遣して諭解せしむ、時に足利の一門諸將半は南朝に參り、六月南軍大舉して京師に攻入りければ、侍所京極秀綱戰死して、義詮大敗し、三寶院賢俊等と共に後光嚴帝を奉じ、公卿供奉して近江に逃れ、本郡を通過して美濃の垂井に駐營し、揖斐郡小島に頓宮を造りて、帝の行在所となし、義詮垂井に在りて、東國、北國の兵を召集し、鎌倉に報じて尊氏の西上を促がし、暫く其來るを待てり、七月七日七百餘の兵を遣はし、本郡を下りて四十九院に打出でしかば、江南の守護六角信經は觀音寺城にて拒守す、十日義詮は垂井を發して本郡に進み、清瀧寺に入つて居ること旬餘なり、二十三日醒ヶ井、小野を経て四十九院に至れば、四國山陽の諸軍京都に侵入する報を得たり、因て武佐、守山を經由し、京都に入りて北朝を回復したり、後光嚴帝は猶小島の頓宮に御座あり、關白二條良基亂を小倉山に避けしが、潛に坂本より小島に參らんと小野を過る路にて、三寶院賢俊が義詮の營に使するに遇ふて、輿を停めて相語り、別れて頓宮に參れり、其時當郡旅行の景況を小島口占に述べて、

かくて二三日の道を五六日の程に、やう／＼と辛うじて小島に參りぬ、見も慣はぬ

所の景色、左も右も管えたる山に雲いとふかくかゝりて、更に晴間なし、げに又なう哀れなるものはかゝる所也けり、時しも秋の深山の有様、たゞ押籠めていひ知らぬ物哀れ言ん方なし、鹿の音、蟲の音もかの松蔭にて聞きし秋は物の數ならず覺えしは、只所からの思ひなしにや、姨捨山ならぬと、いと慰め兼ねたる旅の空也、餘りによろずたゞ／＼しかりしかば、二條中納言(冬)のたちいりたる所へまづおちつきぬ、此宿の有様、萱が軒端、竹の編戸まばらなる簀子より風もたまらず吹あけて、一夜だに猶宿りがたし、今日もど急ぎて今日ぞやがて小島の頓宮へ參りし、雨さへ搔暮れて直衣なましろの袖もいと萎れはてぬ、冠かけの珍しきにや、山人めくもの多く見侍りし、内裏の有様は此邊りには希なる板ぶきなれど、山はさながら軒端にて、雲霧の晴まなし、やがて御前の召ありて、此程の世の式を奏す

と見えたり、不破の關屋の山越は昔も今もかはるなしと當時を偲ばる、八月に守護土岐氏に仰ありて、垂井に頓宮を造らしめられしに、尊氏が尾張に到着の報もありければ、二十五日帝は腰輿にめして遷幸あり、九月三日尊氏參着し、錦の直垂を着て頓宮に參候す、やがて重陽の宴などあり、義詮も亦兵を率ゐて御迎に參り、十九日尊氏、義詮車駕を奉じて垂井を發し、山中より本郡を御通行ありて、小野の大覺寺に入り、二十一

日石山より京都に還御し給ひけり、翌年十二月、足利直冬の黨が諸路より京師に攻入らんとするを以て、尊氏は又後光嚴帝を奉じて、近江の武佐寺に兵塵を避け、十年正月に坂本に陣し、京極道譽は近江の兵を催ふし、義詮の軍に會して京都に打入れり、尊氏の關東に發向せし以來、道譽は義詮を佐けて難局に當り、土岐氏と連合したるを以て、江濃の間は殊に兵馬の忙劇なること謂はん方なかりき、

初め後醍醐天皇の吉野に行宮を創めて京都と争ひ給ひしより、京都には足利尊氏に京都守護の責任をせめ、蕩平の功を督促せられしにより、尊氏より其兵費として權門勢家社寺を問はず、總ての公田莊園より年限を立て租地子の半を徵求し、之を軍費に充てんと請ひしに、允許せられたり、是を半濟と稱す、然るに延元、興國、正平と打續き、南北の戦争は息むことなれば、半濟は延期に延期を重ねるも尙引足らず、更に誅求をなすに至りて、公卿社寺みな凋衰して、費用に乏しく、因て訴訟紛起し、今は兵争よりも訴訟の争ひに因て騒動を紛出するに至りたり、殊に近江は叡山、興福寺、東大寺の領地多く、後光嚴帝の小島遷幸にて本郡の費途莫大なりければ、非法の課賦も行はれたり、近江の守護人等興福寺領の坂田莊に租を督課したるに、神人等が之を輸納せざると

て、土備六郎等莊に濫入して徵發し、神人を殺傷し、村を焼拂ひければ、僧徒怒つて幕府に訴へ、土備等を縛りて引渡さんことを強請せるに、又も愛知郡大國莊にも同じ事を生じたれど、幕府之を受理せず、數年を打過ぎたれば、正平十六年六月、僧徒等春日の神木を奉じ京に入らんとす、北朝より幕府へ坂田莊のは速に還納せよ、大國莊は供僧非理なりと諭され、其事は止みたり(忠光記 愚管記)

## 第十一章 京極道譽の人格

愛知川以北六郡を分管したる京極氏の累代中に、文武を兼備して幕府の政務樞機に當り、千軍の中に馳突して英名ありし驍將は、高氏入道道譽を推さざる可からず、道譽は高氏の難髮後の名なり、碧山日録に「吾俗雖剃頭受戒不離其家而皆預公務以國例也」とあり、髮を剃り戒を受けし後も公務に攝せし古風俗を知るべし、道譽又導譽と書す、其略傳は第五篇第八章京極系圖の項に記載したれば、こゝに贅せず、彼が一代の行動は唯主家源氏のためにのみ忠なる人なるも、傑出の人なりしは北條氏より足利氏に涉りて久しき間任用せられし事實に見て明なり、後醍醐天皇の隱岐國に遷幸の時、道譽が警固の任を務めたるは三十餘歳なりしが、其時天皇に知遇を得たるは御製の歌



京極道譽の畫像



(犬上郡勝樂寺所藏)

にて知られたり、彼の史學界に喧傳せる問題たる隱岐遷幸の時美作國院庄にて兒島高德が櫻樹に題せし詩を從士に讀み得るものなかりし様に太平記に記されたれど、道譽は彼の詩句を讀み得ざる如き文盲の人に非ず、

第一節 京極道譽の文學

京極道譽は貞和五年六月子息高秀が畫きし自像に賛して曰く、

高秀寫陋質、覺贊乃敢書其上、

參評不誤 遺德於陰 風生叱咤 月出哦吟 雖乏才望 堅持貞心 時或汗隆

斯文不沈 立身戎馬 掃清零露 小子圖我 孝義効參 齊心克祭 予神必歆

于時貞和五年六月一日前廷尉道譽自題

以て其文學ありて抱負の大なるを見るべし、此畫像今も犬上郡勝樂寺に存す、又柏原村清瀧寺所藏道譽が清瀧西念兩寺に與へし掟(古文書)に見るも、道譽が文學に深きを認む可く、新續古今集に佐渡判官道譽が水鳥の詠見ゆ、定めなき世をうき鳥の水隠れ(みかげ)てしたやすからぬ思ひなりけりと、又貞治六年三月二十三日、新玉津島歌合に道譽の與りし事は其歌合の歌集に知られて(群書類從)道譽の文學に深きを證するを得べし、

隱岐國より任務を果して歸り、更に中納言具行卿を守護して柏原に下りし千秋悲史の裏面には、道譽の血あり涙ありしを増鏡によりて窺ひ得べく、足利高氏が伯耆國よりの繪旨を承て後醍醐天皇に歸順せんとするや、先づ道譽と本郡の番場に會見して懇談密約をなして後歸順發表をなししが如き、既に高氏と肝膽相照らししを見る、されば尊氏の將軍となりし後も道譽は其管領する近江に力を専らにするの暇なく、東奔西走日も是れ足らず、高上杉と共に尊氏の參謀として足利氏に盡せり、道譽の參謀なかりせば、足利氏の成功を期すべからざりしならん、入りては帷幄の中に籌策を回らし、出でしは大小の戰に參加せざるはなく、然も最も久しき年月を経て其終りを全ふしたるは、高一族の千辛萬苦が一朝に滅亡せしに比して、才智の大に異なるものあるを證すべし、道譽が一生の閱歷は世知るもの少し、史徵墨寶考證に曰く、道譽父子は其時(貞治二年)權要の職に列す、師守記貞治元年(正平十年)十月十日、武家評定始めの列名に佐渡判官入道道譽あり、後愚昧記翌年七月十九日の條に、非道譽所爲、子息侍所治部少輔(高秀)所爲とあれば、道譽は政所に參し、其子高秀は侍所司なり(觀應の頃、兄秀綱より)又愚管記貞治元年八月十七日の條に、南方凶徒打入攝津云々、守護代一戰之後引退とあり、北河原森本文書に、此等子細箕浦治郎右衛門尉令見知とありて、高秀の證判あり、箕浦

は即愚管記の攝津守護代なり(略中)導譽は足利家に於て高師直に次ぐ功臣なり、文中二年(北朝應安六年)七十八歳にて卒す、近江犬上郡勝樂寺に肖像を藏す(略中)中院一品記に興國元年十二月十三日、導譽子秀綱と共に妙法院を焼きし科にて流人宣下ありて、陸奥、出羽に流さるゝあり、其時叡山の訴に導譽、祖定綱者依令殺害高島之神人、被處不通之流罪、次男定重者被渡山門之神人於野路淵河原被刎首了と見え、又文曆高信依宮仕及傷被處不通之遠流畢の文もあり、佐々木京極氏が近江にありて同國なる叡山と憤怨を結ぶこと、一朝一夕の故にあらず、太平記に高師直兄弟導譽父子は筆を極めて誹謗し、師直兄弟は驕淫貪婪、導譽は邪說危險の人となせり、大抵軍談小説の類は政治に參する人を謗り、果敢の武將を譽むる習慣あり、太平記は理盡抄に叡山僧徒寄集りて拵へしと云、故に通篇叡山の事には溢美の筆多し、導譽父子は叡山と累世の仇怨あれば種々の醜惡を構造せり、之を文書實録に徴するに多くは無根の談愛憎の説なり、史を讀む者宜しく熟察して之を取捨すべしと。

## 第二節 京極道譽の能樂

近江は京畿に接近して風俗歌舞の發達したる甚だ尙し、猿女座の滋賀郡和邇村に出

宅を有したるにて、由來を推知するに足る、其潮流は奈良朝の大佛供養以來、法樂の舞によりて其流れを増し、散樂、唐散樂を併せ講せられしが、平安の朝に至りて益波を揚げ、散樂は散更となれり、是は、さるごとくといふ笑戯にして、専ら娛樂に供せしが、やがて猿樂となり、田樂となり、藤原氏時代に其技藝を磨き、好尙は京洛を傾けたると共に、我近江にも田樂は盛んに行はれたり、今昔物語を見るに、比叡山の西塔に住む教圓といふ學生ありて、物可笑しくいふて人を笑はする説經教化をなしけるが、未だ若くして供養といひて有ける時、近江國栗太郡矢馳に在りける郡司、年來此人に志ありて、教圓喜しく思ひけるに、郡司態々來りて云はく、年來の願に依て佛堂を造り奉りたるを供養し奉らんと思ふ、亦仕るべき事共は仰せに隨て構へ候べし、年罷老いて偏に後世のためと思ひ候といへば、教圓詣でむ事はいと易し、其日の朝三津の邊に迎船を遣せ、亦矢馳津に馬二三疋鞍置て遣せ給ふべし、功德を勲にするには舞樂を以てこそ供養すれ、此は極樂天上の様也、但し樂人など呼下すは大事なれば、否呼給はざらしといへば、郡司が云はく、樂人は己が住む津に皆候へば、樂仕らん事は安きことなり、然らば樂仕るべしといへば、教圓云はく、然らば極たる功德にならんと、返て其日の曉の未だ暗きに、急ぎ下りて三津の邊に白々明る程に、船は儲けたりければ、乘て矢馳には時許の渡

なれば、巳時許に着たりける、見れば鞍置馬三疋といひしかど、十餘疋許牽立てたり、亦白装束したる男十餘人立並びたり、様々の下人共四五十人許群れ立てり、教圓是は事ぞと東西を見廻せど、露見るべき物し見えず、船寄つれば引寄たる馬に乗ず、供する法師二人も亦馬に乗せて前に立て、十餘疋の馬に白装束したる男共はらへ、乗りぬ、此男共は迎に遣したる也と、其時心得ける、日高く成りぬれば馬を早めて急ぐに、白装束の男共の馬に乗りたる、或はひた黒なる田樂を腹に結附けて、袂より脰を取出だして左右の手に桴を持ちたり、或は笛を吹き、高拍子を突き、杓を差して、様々の田樂を二つ物三つ物に儲て打喧り吹きつれつゝ、狂ふ事限なし、教圓此は何にする事にかと思ふ間に、田樂の奴原或は馬の前に立ち、或は馬の後に有り、或は喬手に立て打行く、教圓此郷の御靈會にや有らむ、折にしも來り會てかゝる奴原の中に行は物狂はしと、袖を以て顔をヅブと隠して行に、郡司が家漸く近く見ゆ、門前に百千の人立舉つて見る、疾く行んとするに、田樂の奴原教圓に向合て鼓を打ち向ひ、桴を笠の鉦に突かけ、杓を捧げて頭の上に招き、此くしつゝ行もやらず、腹立しき事限りなし、辛くして郡司が門に行着て馬より下むと爲すに、郡司祖子出來て、左右の馬の口を取て、乘せながら家の内にかしつき入れば、教圓只其にて下せといへど、穴忝なやといふて耳にも聞入れず、然て田樂の

奴原は馬の左右に列しつゝつぎて遊入る、郡司よく仕れ、己等といへば、鼓打もの三人馬の前に向て仰張りて極打行けば、教圓詔て疾く下りなば吉るべきに、此狂ひ行ば馬もノツと歩よる程に、家の内市をなして喧る、辛うして廊の妻に馬を押寄せれば、喜び乍ら下りぬ、先心得ぬ事なれば、郡司に此田樂は何の料にて爲させ給ふぞと問へば、郡司が云に、勲になる功德は樂を爲るぞと仰せられ候へば、儲て候也と、其れに講師をば樂をなして迎へ奉るべきと人の申せば、參らせ候ひつると、教圓其折に此奴は田樂を以て樂とは知りたりける也と心得て可笑く思へど、云ふべき人も無りければ、山に登りて小僧共の中に語れば、どよみて笑ひける事限りなしとの物語りあり、是は近江の地方に當時流行りたる田樂の様を語る記念として聞べし、其後田樂は發達して、白河天皇の頃は京都にて瑩き上げられ、都芳門院に召され、公卿學士のやんごとなき人々狂せん計りに之を興行せられし事は、大江匡房卿の洛陽田樂記に委し、夫れより鎌倉の時代を終るまでに、猿樂田樂の技藝を向上し、北條高時は田樂に耽りて家を滅ぼし、くに拘はらず、建武以來京都に田樂の流行盛んにして、尊氏のこれを好みしことは物に見えられど、京極道譽の猿樂田樂に造詣ありしは、近頃觀世世阿彌の遺書出でたるによりて知れたり、世阿彌の申樂談義に河原の勸進棧敷崩れの時といへるは、太平

記に貞和五年(正平五年)六月十一日、料敷の沙門が四條の橋を渡さん、新座、本座の田樂を合はせ能競べをぞせさせける。美麗の童八人、金襴の水干を着して東の樂屋より練出でたれば、法師八人薄化粧の鐵漿黒にて、花鳥染狂はしたる水干に袴の下括りて、拍子を打ち笠を傾け西の樂屋よりまうめき出る。一の態(まゝ)は本座の阿古、亂拍子は新座の彦夜叉、刀玉は道一、各神變の堪能なれば見物耳目を驚かす、角て立合終りしかば、日吉山王示現の猿樂を出し、新座の樂屋八九歳の小童に猿の面を着せ、御幣を差上げ、小拍子にかゝつて反橋を斜に踏で出で、高欄に飛上り、左へ回り右へ曲り、抛返しては上りたる有様、此世の者とは見えず、かゝる處に將軍の御棧敷邊より傾き立て、あれや〜といふ程に、上下共に將基倒をするが如く、いどに倒れけるとあり、此日吉猿樂といふが近江猿樂ならんと思ひしに、猿樂談義には棧敷崩れのとさ、本座の一忠、新座の花夜叉、彼是四人づゝ八人にて戀の立合をせしとあれば、阿古彦夜叉、道一とは別人なり、此時の棧敷には京極道譽も在つらん、道譽は近江人にて此道に素養の深き人なるが、大和國猿樂の結崎座、觀世太夫の元祖、觀阿彌は棧敷崩れにはまだ若年の頃なりき、其子の世阿彌が猿樂談義に、一忠清次(法名)、大王(法名)、龜阿(法名)、龜阿是當道の先祖と謂べし、彼一忠を觀阿は我風體の師なりと申されける也、道阿は又一忠が弟子也、一忠をば世子(世阿彌)は見

ず、京極の道譽、海老名の南無阿彌陀佛と物語せられしに推量す云々とあるを見れば、觀阿彌の藝は一忠を師として一流を開き、一忠の藝風は道譽によりて世阿彌に傳へて、觀世流の猿樂は起りたり、海老名の南無阿彌陀佛といふは、同じ申樂談義に南無阿彌陀佛は日本一の音曲といはれし謠也、喜阿が節なり、道阿、やう〜果敢なやなど、さらば釋尊の出世には生せざるらん、拙き妾が果報かなや、是をいづれも穢き音曲なれども、かゝり面白ければ、道譽も日本一と譽られし也とあり、又世阿の習道書に、昔大和申樂に名生(のしやう)と申笛の上手ありし也、京極の道譽入道殿(佐渡判官)申樂の問ののぶるは悪き事なれ共、此のめいしやうが笛を開程は、時節の移るをも忘るゝぞと感せられたる程の笛の堪能なりとある、是などにて猿樂、即ち今の能樂が觀世一流を開きたるは、南北朝の時代にして、京極道譽は其祖の觀阿彌と同じ頃に物故し、道譽は七十餘歳の高齡を保ちて、此藝道を誘ひたり、其は近江の風俗歌舞の中より素養ありて成長したる天京の文學より造詣せられたる美想なりとす、

室町時代

## 第七篇 室町時代

### 第一章 莊園時代に於ける諸職名

王朝以來莊園には其莊務を執る諸職を設け、其職名の往々文書に記されて今に傳はれるありと雖も、今人をして其職分の如何なるものなるやを解し難からしむるが故に、左に其諸職の概要を記して古文書に對する栞とせん、

領家 領家とは朝廷より定められて其地を領する家なり、貞永式目抄に「領家は領主を云ふ、家は公卿の美稱也」とあり、又大日本史食貨志莊園の部にも「其領之者公卿稱曰領家、豪民曰領主云々」とあり、普通には莊園の所有者が三位以上のもの即ち公卿なる時に之を呼ぶの稱とせり、但し領家の稱は單に公卿のみにあらずして、神社佛寺の領地に對しても稱したりしが如し、そは百鍊抄壽永二年十月の條に「東海東山諸國年貢神社佛寺王臣家領莊園、如元可隨領家之由被下宣旨、依頼朝申行也」とあるにて知らる、又坂本の日吉宮の領地たりし本郡下坂庄にも領家職に關る史料を存す、無年十月十日の下坂文書(古文書一三四)是なり、其文中に下坂領家職之儀に就ては

貴殿へ書狀を以て申せしめ候、依て此度御忠節により國の儀御安堵之由、先以て目出度存候、其領家職の儀に就ては、御存知の如く往古より公文徴納御運上之事たる候間、可然様仰調られ、日吉神前に退轉なき様に御神忠なさるべく候、近年の儀淺井殿に申掠仁體在之由に候間、往古より紛なき證文等案文寫取進之候云々とあり、下坂庄が日吉の神領たるを以て、日吉社僧法印宣賢より下坂の西村甚右衛門入道に宛て、従前より神領の領家職が執りし職務を通報し併せて淺井氏が神領を掠めしを返戻せしめたる事實も見えて面白し、

**預所** 預所とは公文と共に庄務を分掌する職にして、土地の預り所に於ける帳簿收納を掌るものとす、猶郡の主帳に同じ、三寶院文書治承五年大野木庄預所云々とあり、壽永三年十一月二十六日の條に柏原の預所殿圓、大野木預所成圓あり(古文書四)、元徳三年三月二十九日の青蓮院文書(古文書六六)に鳥羽上庄預所職事あり、又永和三年九月十六日の三寶院文書(古文書七四)、柏原領家方預所職事と題せる文中に、預所の得分を御年貢之内四分一とせるは珍らしき文書なり、

**公文** 公文とは預所と共に領家より設けたる庄官にて、其庄の文書記録を掌る職なり、幕府にも公文所あり、神社寺院にも公文所の設けありたり、猶郡衙の主政の

如し、本郡内の小字に公文名、公文田等あるは公文職の料田なるべく、南郷里村大字板井に神照村大字小澤に小字九文目あり、公文名の訛りならん、

**地頭** 地頭とは鎌倉幕府の最初に、莊園に地頭を置くことあるものは是なり、地頭は入租の責任を負ふものにして、庄内田地の支配をなすものなり、鎌倉以前に此稱あり、蓋し諸國の莊園多くなり、其領主の家々より園の司に代りて地頭なるものに租米を監せしめたるなり、文治二年賴朝奏して國毎に守護を補し、別に地頭を置く、郡郷庄保みな幕府の家人を仰ぎて地頭とせり、此名目は下坂文書無年二月十二日、上坂信光より下坂三郎へ申送りし狀(古文書一三三)に見ゆ、又番場と門根の間にある山を地頭山といふは、箕浦庄の地頭が領せし山なるより起りし名なるべし、又大字磯に南地頭川、北地頭川の小字名あり、

**地頭代** 地頭代とは其字の如く地頭の代人なり、一に代官とも云ふ、

**又代官** 又代官とは代官の代官にて、實は領主の地頭代なり、其上に總地頭の生じたるに因りて、又代官と稱へたり、

**本所** 本所は貞永式目抄に、本所とは領家也、元來領主を云也とあるが如く、本所を一に領家とも稱せしなり、又本家にて領主、領家なきものは、なほ領家と稱するこ



どあるが故に、更に本家を本所と云へるなり、本所は松屋筆記にも、本所とは諸家堂上之衆皆一同に本所と稱へ候云々とある如く、元諸家堂上の者の稱なりしが、やがて莊園に於ける領家職、即ち庄官、庄司并に庄民が自己の支配者を呼ぶに用ひることとなりたり、本所は一に政所とも稱へたり、政所とは領地の政務を裁斷する所に於て、本郡の各庄にも其遺名の地名となりて存するものあり、此れ古への政所の所在なるべし。

柏原村大字大野木に政所川あり、大原庄の政所は大字間田にあり、上坂文書に見えたり、上坂庄の政所は大字春近にあり、小字名に政所北政所あり、鳥羽上庄の政所は鳥羽上にあり、小字に政所存す、大字今川に小字政所立あり、

**本庄** 本庄とは新庄に對したる稱にて、本所とは別なり、本所は領家の政所なれども、本庄は其領家の本庄なり、後に新領を加へられて新庄と稱せるなり、本郡大原庄の本庄は明治七年油里、林の二部落を併せて天満と改められたれども、里人は猶本庄の舊名を稱ふるものあり、又西黒田村の大字に本庄あり、康應元年六月十一日の青蓮院文書(古文書七三)に鳥羽上庄に注して、新常喜預所職事とあり、本庄の隣に常喜新庄と稱せしは後に加へられし領地より起りし名ならん、息長村に大字新庄あり、此地

より出でし新庄駿河守は淺井氏時代の武將にして、其裔孫に子爵新莊直陳氏あり、本誌の爲めに題字を揮毫せられたり、

## 庄家

庄家とは領家職の居所を云ふこと、松屋筆記に見ゆ、大日本史食貨志にも、「每莊皆有莊家以行莊務云々」とありて、莊の政務を司る故に、庄司又は庄官ともいひ、其庄司は領主(家領)より庄園に置く庄の役人なるを以て、庄司の住處即ち莊務を行ふ役所を指して庄家といふの意なり、西黒田村大字本庄に正家海道の小字あり、正家は庄家の誤字にして、庄家への通行地たりしより起りしか、又は庄家の所在地なりしより稱へしか、二の一ならん、大字本庄に此小字名の存するはいと尊し、南郷里村大字榎木に障子海道の小字あり、庄司海道にてあるべく、又同大字に障子畑の小字あり、庄司畑なるべし、猶同大字には小字殿所あり、古への庄司等の居趾にや、北郷里村大字西上坂に庄司口の小字存す、庄司居邸の通行口なりしか、又小字殿所あり、有名なる上坂氏の居邸趾なり、神照村大字相撲に正路海道の小字あり、之れも亦庄司の誤りなるべし、

## 下司職

下司職とは字の如く下司なり、莊園の莊司の下司なり、蓋し莊園の實務は下司にて取計ひたる例多きが如し、神社佛寺にも亦下司職を置けり、本郡に下司村

あり、此れ下司職の名が村名となりたるなり、明治初年宮川村と合併して兩村名の一字をとり宮司と改め、今南郷里村の大字名となれり、

請所 請所とは地頭より設けられて、總て公文下知を請けて支配地に觸れ達する所なるべし、

雜掌 雜掌とは凡そ公家寺家の政務を掌る長をいふなり、攝關大臣等尊貴の家の職事には諸大夫(五位以上)雜掌を重職とす、猶大名の用人の如くなりしは近き頃の習例なり、

檢校 檢校又は總檢校あり、汎稱なり、其職は明かならざれども、其文字より見れば恰も文書帳簿を檢査校勘する監査役の如きものならん歟、但し檢校は人の名前にも慣用せられ、盲人にも檢校の稱あり、東黒田村大字山室に小字檢校町あり、明治の地券改正の時、小字五の坪の内に併さる、

田所 田所とは古くより稱へ、書紀に田部又は莊をたどころと訓めり、公私の田籍を保管して租課を定むる職にして、今の稅務署の如きものなり、一國に一所ありて、鎌倉の末まで存せり、南北朝の亂より如何なりゆきしや不詳、

### 第二章 本郡之神宮の御厨

有名なる筑摩の御厨は大膳職の御厨にして、即ち今日の宮内省御料局に屬する御厨所なり、其は第四篇第一章に詳記せり、今此に記さんとするは伊勢神宮の御厨地と本郡との關係是なり、神宮の御厨地となりし地は年々其地の貢米を神宮に納收する所謂神領地なり、古へ中臣家が神宮の職を掌りしを、藤原氏全盛の時に至り中臣家より之を奪ひし後、古來の神領の外に多くの御厨地を諸國にて納めたり、此地を加納といふ、加へ納むるの意なり、蓋し藤原氏の勢力旺盛を極め、天下に多くの莊園を有し、恣に名を神領に藉りて、其實己れが家納に宛てん爲なりといふ、近江國內に在りし神宮の御厨は、神鳳鈔に左の如く見ゆ、

#### 近江國

- 二宮御領 大給主俊貞 上件御厨去建仁二年所進立也、國司廳判具也、供祭物、內宮方
- 黒丸御厨 代々國司免列文、華、供祭物、上分米三石、口入新米五石、近代
- 二宮御領 宮司惣百餘石、領納之、
- 淺井御厨 上三石、神馬二疋、長日御幣紙三百六十帖、子真裝束、口入新
- 外宮二百五十町六十四石三斗 十(サ)石(六十四石三斗)
- 福永御厨 外宮上石三石、口入十石、
- 岸下御厨 七十石、丁七石五斗、

外宮分二十丁三反、上分六石五斗

佐々木御厨

坂田御厨

外宮 柏木御厨

外新御厨

三石(甲賀郡柏木村ならん)

三石十斗、六石九斗

此他玉葉に承久二年八月一日、宮内卿平經高朝臣が近江國蒲生御厨濫行云々の宣旨の副狀見えれば、蒲生郡に御厨ありしことを知る。

右神鳳鈔の中本郡に係るものは福永御厨と坂田御厨となり、福永は福永庄にて、福永庄は神照村大字新庄寺、新庄中、新庄馬場、南方(南方は明治以前は西村、東村と稱す)の區域なり、所謂新庄と稱する土地なり、此區域にて二百五十町の田地が伊勢外宮の神領となりて、毎年六十四石三斗の米を神宮に納めたるなり、次に坂田御厨は神鳳鈔に註記なし、按ずるに此地は南郷里村大字加納なるべし、加納の神領地たりしことは前に説けり。

永享三年十月八日、足利義教は本郡榎木庄内加納の替地として、伊勢國梅戸御厨を山城國臨川寺に寄附せり、其文書左の如し(古文書一、二、四)

寄附 臨川寺伊勢國梅戸御厨事  
右爲近江國坂田郡榎木庄内加納之替所、今寄進當寺之狀如件、

永享三年十月八日

右近衛大將源朝臣花押(足利義教)

此文を按ずるに神領たりし加納の地が一旦臨川寺の領地と爲りしも、何等かの事情ありて伊勢の梅戸の御厨地と交換して、梅戸を臨川寺の寺領となせしが如し、但し交換後の加納村は古の如く神宮領に復舊せしや否やは史蹟缺けて明ならず、

### 第三章 土地賣買と其證券

時勢の推移は社會百般の上に著はれて様々の變體を來せり、曩に第四篇第七章に記せし弘仁十年二月土地建物の賣買を證せし大原郷長の解文は、文體奈良朝の方式と大差なく、我邦習用の官符體漢文にして、其文字の異様なる讀方は古文書學を解せざる明治の人士には解し難きもの少からず、爾後降つて鎌倉時代に移れば、其時代特種の文體に變じ、南北朝時代の争亂を経て、文章の體も亦漸次に亂れ、室町時代に入りては更に變體せり、左の賣買證は古文書一〇六、一一一に載せ置きたるものなれども、此に摘録して此時代の文體に批評を試みる、

賣渡申私領田地新放券文事

台壹段者

在近江國坂田北郡上坂郷之内  
五條三里三坪

第七篇 室町時代

南繩本於五段次一段也、但公方  
一口十六丁貳斗五升也

三九六

右件之田地、元者正山先祖相傳之私領也、雖然、依有直要用能米玖石、内斗之亡仁、式部殿仁限永代、沽却渡、申處實正也、然間雖可本證文、相副、依有地類、子細、新放券にて賣渡申者也、雖經後々末代、不可有違亂、煩者也、仍爲後日文書狀如件、

永享二年壬子十二月二十日

正山花押

此賣券の土地の在坪を記するに坂田北郡とあり、古より坂田郡を南北に小別せし稱なり、此は平安朝の頃より文書に存す(古文書)下坂庄は坂田南郡と記され、山東部にても春照村大字清水の神鏡の銘に坂田北郡云々と見え、三寶院文書應徳二年五月の太政官牒には柏原庄を坂田南郡と記されたり、是を以て南坂田、北坂田の稱行はれたる事明瞭なり、此の如き例は近江國の各郡に行はれ、或は東西に區分し、或は南北に分別せらるゝ名稱は記録文書に存す、

次に五條三里三坪とあるは第三篇第二章に詳記せし古代地割の條里坪の名稱を表はしたるものなり、五條とは淺井郡の境界より六町づゝ四區して五區目に當り、三里とは横山の嶺より六町づゝ區劃して三區目に當る、次に三坪とあるは以上の六町四方の區劃を縦に六區、横に六區、即ち六六三十六坪に別ちて、其三十六分の一が古への

壹町四方の小字となる、三の坪は其五條三里の地區の東北隅より南へ三町目の區なり、次に南繩本於五段次一段也とあるは、東北隅より三町目の區劃を南より一二三四と量りて、五段目の田地一段に當る、此一段の在坪は横山の嶺より西へ十九町目にして、淺井郡の境より南へ二十六町三十間を隔て、三十一間目より三十六間までの田地にて、此田地は東より西に長さ一段なり、其土地の區劃さへ古の儘に存せるなれば、今日其實地に就きて此地所なりと指す事を得べきなり、本郡山西部の古證券にて天文檢地以前のものには、總て其土地の在坪は奈良朝時代よりの條里坪の古名を以て記す、其は室町時代の古文書中に多く載録したれば別に文書の番號を付せず、次に公方一口十六丁貳斗五升とある、公方は將軍家の別稱なれば、此は公に納むべき年貢米の義なるべし、

右件の田地元は正山(我が)の先祖より相傳ふる私領田地なり、然れども要用あるによりて能米九石を以て式部殿に永代を限り沽却(賣)し申す處實正也、然る間本證文を相副べしと雖も地類の子細あるによりとは、元の證文も相副へて御渡し申す筈なれども、他の地類と併記したる關係あるが故に、新證券にて賣渡申す、後々末代に違亂の煩等は決して無き者なり、仍て爲後日文書狀如件と記し、文體は近體に似たるも、買主の

宛名を文言中に書き入れたると九石を玖石に作りたるとは古き例なり、買主の宛名を文末に別記する式も室町季世より創めたるにや、永正二年正月の證券(古文書一)并に永祿八年十二月の證券(古文書九)等に其例を見る、年號月日に四年を二年と二の字を並べて四の字に代用するも古き時代よりの習慣にて、常に古文書に見る所なり、正山と我名を記し、下に花押を書けり、蓋し此時代には未だ印形を用ひざりし時代と知るべし、

永代賣渡申私領田之事、并島之事、

合大者

字かりやすのそば東は道に限る、南はくろ、西はくろ、北もくろ、同島も東くろ、南地類に限る、西も地、北も地類に限る、

右  賣渡申處實正也、若誰々違亂申候共、用之子細御座候、 代貳貫文に永代賣渡申候、公用田には三斗五升、島には八升、其外萬雜無公事、徳分田に四斗五升、島に三斗二升也、於子々孫々不可有他妨候、 狀如斯、

永正二年正月十一日

助三郎花押

此證券は柏原村大字柏原の土地にて、田と島と二種の地を併記して賣券を認めしものなり、其田と島とを表記するに何段何畝とも記さず、合大者并島大者と記す、田疇を量る名目に大半小の稱は藤原時代より稱へられ、大とは壹段(三畝六)の三分の二即ち

二百四十歩をいひ、半とは壹段の半にて百八十歩、小とは一段の三分の一即ち百二十歩なり、古文書一〇九の賣買狀にも合半者とあり、即ち百二十歩の代名詞なり、然れども此の大半小の稱呼は天文の檢地以後、古への段歩を段畝歩と改めたるより消滅せり、故に天文以後の證券には此名目を見ず、

土地の在坪に「字カリヤスノソバ東ハ道に限る南者クロ西も北もクロ」とは、田の四至を書きたるものにして、島の四至も東クロ南西北の三方は地類とあるは同じ島のことなり、山東部の高低ある土地は古代に條里の制度によりて區劃し能はざるを以て、何條何里何坪の名稱無きを以て、小字名と其地の四至とを記して在坪を表せしなり、故に同じ室町時代の證文にても山東部と山西部とは其券文異なれり、

公用とは公租のことにて、田に三斗五升、島には八升にて、其他に萬雜公事とは種々の附加税なき事を記せるなり、徳分は田に四斗五升、島に三斗二升とあるは地主の収益なり、此證券の宛名は關けて分明ならざるものなり、

此他注目すべきは上坂文書正長二年三月八日の賣券(古文書一〇五)にして、其四至表示の續きに、本所國衙并大番乃院方一斗五升とあり、本所は領家の本所、國衙は國廳、大番は京都守護に徴さるゝ武士のことにして、以上各所へ合計一斗五升を辨する意なり、

又上坂文書永正九年極月十三日の賣券(古文書一〇九)に合半者と題し、下の四至を表せし次に、春近四升六合内徳七斗四合とあり、買主が樋の口三郎兵衛とあるは堀次郎の家老樋口三郎兵衛の事にて、信長近江に進入の時其招降に應せし人なり(第九卷十節四節参照)又天文十九年十月二十八日の賣券にも春近二斗七升とあり、此春近は上坂庄の政所が春近(北郷里村大字春近)にありしにより、其の費用に宛つる納米高を記ししものなり、大字春近に政所、北政所等の小字名現存す、當時政所の所在地の遺名なる可く、猶同大字に丸の内、堀の内等の小字名の存せるも、些か意味ありげに聞ゆるなり。

#### 第四章 正税と附加税

王朝の時令格式によりて定めたる租課の法は、田所に其根帳を据え、鎌倉の末々で之を遵由して徴收せしに、南北朝の亂により兵糧の徴發のため年限を立て、法外破格の收納をなせしより、定法破壊して再び復舊するを得ず、足利義滿の南北合和は之を整理すべき時期となりたれど、猶餘波の亂は打續いて、漸次武家に黨派の軋轢を増長し、權門勢家神社佛寺の領家衰頹したるは此際に於ける地方沿革の梗概なり、されど租課の原則は王朝の定めに準據し、只時代々々の習例により變化を生じたるものなれば、大體の名目に於ては異なる所なし、爰に其重なるものを摘記して其變化を考ふるの便とせん。

**正税** 正税は大税とも稱す、畿内は段に二束二把(斗)、畿外は一束五把(斗)とす、此法は大化以來改まりしことなし、元は國廳にて之を收納し、動用、不動用、雜用の三つに分ち、不動用は官倉に貯へて非常の用に備へ、雜用は法令により之を支用し、或は京都へ輸送し、動用は出舉(出)として住民に貸附して利稻を收め、國司の交替に解由(解)を提出して總勘定をなしたりしに、王朝の中頃より其解由滞り、或は濫用等あり、従つて國司の衰頹となり、官に於ては有名無實の成行になりたれど、民に於ては法の如く徴收せられ、之を領家、地頭等の間に種々の名義習例により使用せられたるものとす、故に地方の文書に照して其成行を考究せば大に興味あり有益なる事とす。

**地子** 地子は田令の賃租なり、田地の收穫より五分一にすぎざるを主税式の定めとす、國郡廳及び莊園の領家は之を所得となし、正税は是より出す定めなりしに、後には之に附加税を徴して、加地子の稱へあり、要するに朝廷の記録所より定めらるゝ土地の分配は此地の分配にして、領家の收納となるものとす。

**口米** 租即ち地子より割出さるゝ一石を百分する一を口といひ、之を率となして徴

收する附加税にて、所謂國役なり、是を課役と稱へ、恒例課役、臨時課役の兩種あり、恒例は大抵普く課役せらるれど、臨時は免除の地多く、因て或は習例によりて諍ふことありて、文書の訴訟は此より滋、起るものとす、其課賦より出る米を口米といふ、納税事務を取扱ひ、地頭、庄屋、名主等の給費は是より出づ、守護の兵糧米も之に屬す、領家に所得より出さしめたるにより、其初は諍ひとなりたる程にて、土地の諍訟は此に關係すること多きものとす、

市街には別に市街税あるは勿論にて、亦鄉村にも移用せられ、或は田畑家車宿等に課する特別税ともなれり、此他小成物と稱して、酒屋、質屋等の雜物に課する税目あり、課役にも段錢、棟別錢、武家役等あり、段錢とは段別に課する徵税なり、之は内裏造營及び城池道路橋堤の修繕、寺社の建立等に使用す、棟別錢とは戸別割にして、各戸に課して徵税する者なり、武家役とは武家よりして納入するものをいふ、初めは五十分一を幕府に納めしが、後には二十分一となる、又百姓役なるものありて、初めは百分一なりしを後に五十分一とせり、

### 第一節 後花園天皇の内裏造營と段錢國役

康正二年足利氏は大内裏造營の爲に諸國に段錢を賦課せり、當時社寺の領地には臨時賦課を負擔せざるを例とし、或は恒例賦課をも免除せられたる地あり、因て大嘗米の如き夫役といふ特別の賦課をさへ免かれし事は、平安朝時代に三寶院領となりし柏原庄が、堀河天皇の母后菩提寺の領地なりといふ理由を以て、伊勢神宮の夫役を免かれし例證あり(第四篇第十七章參照)然れども其は領地の原由によることなり、室町幕府の時に至りては内裏造營、城池道路橋堤の修繕、寺社の建立等は其都度賦課國を定め、社寺門跡領を始め、公卿領、武家領等悉く其領地の高に割り當て、負擔したり、

當時本郡の社寺門跡領、公卿武家の領地は其原由の性質詳ならざれども、康正二年造内裏段錢并國役引付に見れば、加田庄(神田村の附近)は三條家の領地、神照村の祇園は正親町家の領地となり、石田郷(北郷村)は聖護院門跡領、朝妻庄(入江村)は西南院領、富永庄(入江村)は延曆寺領とあり、又武家領には黒田庄が佐々木黒田備前守領(東黒田村)、大原庄が佐々木大原備中守領、坂田德(徳不明、南郷里村)の内にて上坂兵庫助領、細江庄(神照村の一部)が熊坂新左衛門、小坂次郎左衛門領とありて、各應分の負擔をなせり、他の郷庄の負擔は見えざれども、其國役にて負擔せられしものならん、左に康正二年造内裏段錢并に國役引付中近江國に係る部分を抄出す、

康正二年造内裏段錢并國役引付

(後花園天皇時代、將軍は足利義政なり)

合 (他國の分略す)

拾貫文	五月二十九日、二十六日定	三條師殿御家領	江州加田庄段錢
七百五十文	送狀在、請取出 日、二十五日定	檜葉左京亮殿	江州田上中庄段錢
九百六十七文	同	市六郎左衛門殿	江州賀茂庄段錢
五貫參百八十文	同	等持寺領	江州新井郷段錢
貳貫文	同	田村刑部少輔殿	江州之内三ヶ處段錢
參貫文	同	熊谷治郎左衛門尉殿	江州淺井郡段錢
壹貫文	同	檜葉左京亮殿	江州田上牧庄段錢
拾貫文	五月三十日 送狀あり受取出す	佐々木治部少輔殿段錢	
五百文	同	大原備中入道殿	越中國新川郡段錢
五貫九百文	同	進士隱岐守殿	越中濃州江州國段錢
貳貫八百六十七文	同	伊勢平左衛門尉殿	江州栗太郡笠川段錢
四貫文	五月三十日定	熊坂新左衛門殿 小坂次郎左衛門殿	江州細江庄段錢

貳貫文

同

妙法院御領

江州平安寺段錢

以上九百三拾四貫七百三十三文 他國共なり

壹貫五百文	同	齋藤能登入道殿	江州比良木保段錢
拾壹貫四百五十文合	同	佐々木黒田備中守殿	黒田貳ヶ所段錢
參貫文	六月二日、五月三十日定	矢島六郎殿 同名治郎右衛門殿	江州中村段錢
壹貫文	同	彦部三河入道殿	江州大井郷段錢
壹貫參百五十文	同	田村治部少輔殿	江州野路村段錢
六貫七百三十五文	同	建仁寺給孤庵	江州寺山の段錢
參貫六百十文	同	彦部修理亮殿	江州三州兩庄段錢
拾貫文	六月七日、二日定	梶井御門跡領	江州所々段錢
壹貫貳百文	同	彦部近江守殿	愛知郡吉田之内 段錢
參貫文	六月四日、五日定	光乘	近江國野洲郡杉若 村散々段錢
貳貫文	同	長樂寺領	近江國金森村段錢
九貫四百二十六文	同	春日社領松林院	近江國大國上庄段錢
參貫文	同	坂田庄近江國	朝妻庄段錢

第七篇 室町時代



五貫文	同	五月二十九日定	佐々木大原備中守殿	江州大原庄段錢
五貫文	同	六月四日定	三淵掃部助殿	江州口山庄段錢
壹貫文	同	六月二日定	朝日近江守殿	江州朝日郷段錢
四貫文	同		同	加州額田庄段錢
拾貫文	同	六月五日	西藏院	江州神崎庄段錢
參貫文	同	六月七日より十一日に至る	智光院領	近江國今西庄延勝寺北伊香段錢
貳貫文	同	六月十日定	佐々木兵部	江州鏡庄段錢
參貫文	同	同	鴨權祝	江州高嶋之内
五貫文	同	六月十二日十三日分送狀あり受取出す	入江殿御領	近江國山前同國後立南庄美濃國曾代三ヶ所段錢
七百五十文	同	六月十二日、十一日定	熊谷新左衛門尉殿	近江國今西庄段錢
四貫八百文	同	六月十二日定	加治豐前守殿	尾張國比津段錢
貳貫文	同	五月三十日定	花頂御門跡御領	江州草野庄段錢
五貫文	同	六月十三日定	日吉禰宜殿	江州愛智上庄段錢
貳貫五百文	同	六月十三日定	近衛殿御領	近江國柿御園中郷山し段錢
貳貫五百文	同	六月十三日定	近衛殿御領	江州柿御園下郷段錢

壹貫文	同	六月十四日定	日吉社領近江國	小幡位段錢
拾貫文	同	六月十五日定	富永庄江州山門領	段錢
貳貫文	同	十四日定	聖護院御門跡領	江州石田郷段錢
壹貫七百五十文	同	六月十五日定	同	江州藏田庄段錢
壹貫七百五十文	同	六月七日定送狀在請取出	同	江州甲賀郡内
拾貫文	同	六月十八日定	上坂兵庫助	江州坂田徳兩郡の内十ヶ所段錢
八貫參百五十文	同	同	向水所様御軒所幸嶋石見守	近江國長裏彌度段錢
五貫文	同	六月二十日定	加茂社領近江國	舟木庄段錢
五貫文	同	六月十八日定	大館上總入道殿	江州草野庄段錢
拾貫文	同	六月二十日、十九日定送狀在請取出	佐々木兵部少輔殿	知行分段錢の内
四貫七十三文	同	六月二十日送狀在請取出	江州衣川三世寺	段錢
拾貫文	同	六月二十二日、二十一日定	正親町宰相中將家	江州坂田郡内
百五十文	同	同	勢田判官	江州勢田郡の内
五貫四百文	同	六月二十二日、二十日定	安居院殿	江州福光保段錢
九貫文	同	同	速成就院	近江國東庄山前段錢

三貫文	六月二十四日 同	檀那院御門跡領	江州栗太郡段錢
五貫參百卅二文	十二月十二日定	聖護院御門跡	江州志賀郡の内
五貫文	六月二十一日定	廣橋殿家領	江州羽田庄段錢
五貫文	六月十七日定	圓滿院御門跡	江州草野庄段錢
貳貫文	六月二日定	廣橋殿御家領	江州羽田庄段錢

惣已上三千五百五十四貫八十三文

右に條記せる錢高の多寡にて其領地の多寡を推知せらるれど、此時一段に付何程宛を課せしかは明かならず、成菩提院古記録(天文二十年)年中日記(古文書)に段錢の事と記し、各々其寺持の名田に負擔せし金額を記し、奥書に「西方は一段に三十一文、東方は一段に三十二文也、本は院家より段錢を出すなり、然れども近年は辨まへざるに依り、小作に出さするなり、秋米四升宛引渡云々」と見ゆれば、一段の賦課は領家によりて差異ありしを知るべし。

### 第二節 德政の一揆

德政とは文字の如く恩徳を施す政にして、民事に於ける赦令の如く國葬或は國家の

大慶事に布かるゝこと王朝の時よりあり、乃ち法に拘はりて田宅財産を收公減失したるを回復して恩徳に霑ひたるものにてありしに、世の進むに従ひ土地の分配をすゝ繁細になり、鎌倉時代より次第に諍訟の纏れを生じ、蒙古誅滅の後には國防のために御家人の窮乏となりゆけり、後醍醐天皇の初めまでは宇多法皇德政を行ふて大政を天皇に渡し給ひ、やがて北條氏を滅ぼして建武中興となりたりしに、是より南北朝の動亂を引起して、社寺公卿の衰微となり、武家も又土地の諍ひ益々劇しく、南北合和の後には足利幕府の秕政頻りに行はれ、其結果として一方に暴斂をなすと共に、一方には德政に託して財政を攪亂し、因て社會を紊亂する惡令を發するに至り、德政は暴政の名稱となり果てたり、正長元年九月、幕府德政令を發せしかば、地下人蜂起して債主を襲ひ、證書を強請して之を燒棄てたるを當代の初見とし、爾來屢之を行へり、文安四年七月、京都に起りたるものゝ如きは、士民富豪の土藏を破つて財寶を奪ひ、火を放ちて市街を焼き、人を殺すの慘狀を演せり、蓋し德政の目的は福利平均にありと稱せしも、足利氏が課税を酷にし、棟別錢段錢などの附加税を徴せしより、下民困窮して遂に一揆を起し、名を德政に藉るに至りしなり、かくて此惡習は漸次諸國に傳播し、所謂德政一揆は頻々として行はれしより、幕府は止むを得ず德政條目を天下に發布せり、其要

項は

徳政以外の者

神物乃ち伊勢、熊野等の講錢、永領地、永代賣寄進地、祠堂錢は改動す可からず、

徳政の行はるべき者

下知狀を帶ふる地、年紀沾却地(當郡にては「ホソ」稱す)質入地、借用書等は本主に返すべし、

代償價格

諸種の借錢は十分の<sup>一</sup>を償還する時は債務を免るべし、

右の如く布令して福利を平均せんとしたれども、此惡政にて社會を紊亂し、富者は貯蓄心を失ひ、亂民は正業を抛ちて暴戾を事とするの念を養成し、大に秩序を破壊せり、近江國は京都に近きを以て徳政一揆の騒ぎも早く、波及せしなるべし、故に本郡内にある古文書土地賣買狀の室町時代のものに天下一同の徳政ありと雖も、此下地に於ては聊相違有る可からざるものなり云々の辭を加へ、當年徳政の害が其土地だけに蒙らしめざりしを證明するの文あり(古文書一五七参照)此惡政は後の世々でも下民に語り傳へたりと見え、徳川氏の封建廢せられて明治の新政に浴せし下級の村老が、明治十四五年の頃に猶舊聞を追想し、やがて五段ならしが來ると談りしは今も猶予が記憶を去らず、今にして思へば是れ遠き足利氏の季世に於ける稅政のことにてありき、

### 第五章 後土御門天皇の大嘗會と本郡

寛正五年七月十九日、後花園天皇位を皇太子成仁に禪る、後土御門天皇これなり、翌文正元年十二月大嘗會を行はせらるゝに就き、先づ同年四月悠紀、主基の國郡を卜定せられしに、本郡悠紀に方り、主基は備中國下道郡に方れり(大嘗會の事第四篇(陰涼軒日録に

文正元年四月廿三日、前日、國郡卜定略以龜卜收江州酒田郡備中下道郡年貢獻之、具于大嘗會御供也、

又齋藤親基日記文正元年四月の條に

廿二日 大嘗會國郡卜定略悠紀近江國坂田郡元連奉行 主基備中國下道郡親基奉行

と見へ、悠紀たる本郡の奉行は元連にして、主基の奉行は親基なり、又同記七月十九日の條に

大嘗會方段錢 國分備中近江 飯四左 布野州 野下野 止出仕之間、彼分爲惣奉行被申之

とあり、即ち大嘗會に要する費用を近江と備中との二國に課せり、段錢とは一段に幾

許の税を賦課するものなり、而して大典に要する布は近江野洲郡に課せられ、布施下野守貞基その奉行を命せらる、又同月二十九日の條に

就大嘗會齋郡 吉田神主拜領得分物

江州坂田郡使節飯四左爲衛 飯三左爲修

於京都糺明奉行 忠郷 種基等承之、

悠紀主基の齋郡と吉田神社の神官とに物を賜ひたれば、本郡への使節には飯尾四郎左衛門尉爲衛と同三郎左衛門尉爲修との二人が來りたり、又十一月三日の條に

大嘗會面付并錦綾代沙汰分

治河○ 佐々木大膳太夫入道生觀 面付一國百貫文 絹六十三丈代三十貫文

面付とは總面積に係る段錢の謂なるべし、近江一ヶ國にて段錢百貫文と絹六十三丈とを代金にて三十貫文合計百三十貫文の税額を佐々木大膳太夫入道生觀より納付せしむ、入道生觀は京極持清なり、治河とは治河河内守にして當時政所の評定衆たりし人なり(本篇第七) 章參照第七、又同月の條に

十五日 吉田神主 齋郡江州坂田郡下向、平野神主兼種淨衣乘馬同下向也、略中直下

向行粧美麗也驚目了、

即ち京都吉田神社の神主が齋郡たる坂田郡に下向し、同時に平野神社の神主兼種も乘馬にて同道せしが、其行裝美麗にして衆人の目を驚すとあり、されど本郡内の到着點は何れなりしや分明ならず、同記十二月の條に

十七日悠紀主基齋郡於吉田神主許習禮在之

と見え、坂田郡と下道郡との主事者が十二月十七日に吉田神社の神主の宅に於て大典に關る諸禮式を練習せしなり、同月二十五日の條に

大嘗會惣御太刀進上也、

齋郡江州坂田郡 備中下道郡歌

と見え、當時の稻つき歌を記す、悠紀なる本郡の歌左の如し、

幾萬かぎりも知らず年をつひ千くらの稻の初穂をぞつく

世々こゆる君が千とせのためしには坂田の稻の初穂をぞぬく

大嘗會と本郡の稻とは古來其關係頗る多きは第四篇に詳記せり、本志表裝に稻穂の圖案を用ひしは是に因り、

附記 文正元年以後、東山天皇の貞享四年四月、

第七篇 室町時代

第六章 新關の設置と通行税

關所は元來兵畧上の必要より設置せられし事は第二篇第八章に於て論せり、然るに足利氏の時に至り武家社寺等費用を要する事のみ多くなりて、士人より關税を徴するに至れり、されば關門の設置は交通の不便を來し、産業の發達を妨ぐるを以て、天下之を難す者多く、長祿三年八月將軍足利義政は令を發して、諸國の新關を撤せしめたり、碧山日祿九月七日の條に、近歲諸州路國俗之強豪者置關以征之難焉、相公命諸吏而破之云々と見ゆるもの是なり、然れども衰運に向ひたる幕府の威令は、到底諸國武家の間に厲行せられざりしものか、文明四年一條兼良卿の藤川記に、新關どもを世の亂に事よせて思ふさまに立ておきつゝ旅行の障りとなりけり云々と記され、歌にも「よもこそは浮世の旅にさすらはめ道さまだけの關などやめて」と詠み、同書近江路に入りて石山寺に禮せし後の條にも、濱の關とかやは青蓮院の座主に申して通り侍りぬと見え、處々に新關ありしを知るべし、茲に關所に關する有力なる史料は、大乘院寺社雜事記文明十一年七月二十六日の條にあり、

文明十一年紀七月廿六日

一三乃國下向御使注進爲以後引付之儘三荷持夫二人自南都至京都ハ田舎人夫召之、自京都至三乃分爲以後記之、

- 百八十京都ヨリ坂本マデ 三十二文船賃
- 二百ムサマデ 百ムサヨリ枝林マデ
- 三十五文枝林ヨリ四十九院マデ 八十 四十九院ヨリ小野マデ
- 七十文 小野ヨリ番場マデ 百文 番場ヨリ柏原マデ
- 百 柏原ヨリ垂井マデ 二百 垂井ヨリ加賀嶋マデ
- 百 加賀嶋ヨリ長林マデ 二百六十長林ヨリアケチマデ
- 合一貫四百六十六文 持是院隱居所也

關々分

- 十文 宇智橋 五十 法性寺内裏關
- 六十 神樂岡 百 山中
- 百四十 坂本七關 廿ム(武佐)サ
- 五十 枝林三關 百 四十九院カンヘキ
- 百 アヲキ 三十 ヲノニ關

第七篇 室町時代

十	サメガ井	卅二文	アヅサ
卅二文	トリキマエ	卅二文	ナガトマチ
五十	ナガサウ	五十	カワラクチ
四十	カシワハラ	五十	タケクラベ

合一貫四百九十六文

御使石左衛門頼上下向分

合一貫文

都合三貫九百七十一文

此記録は奈良興福寺の大乗院より楳三荷運送の爲めに、二人の使を美濃國明智の持是院まで遣はし、時のものにして、奈良より京都に出で坂本(郡)より船にて蒲生郡に上陸し、それより陸路中仙道を取て美濃に入りたり、始めに各宿驛間の駄賃を記し、其次に關々分とある中に、近江國にては坂本七關とあり、坂本七關は山王七社に籍り設けられたるものにやあらん、其通行税は一關に二十文づゝにて百四十文なり、渡し舟の上陸地を記さゞれども、武佐の關に二十文の通行税を上陸後の始めとすれば、奥の島附近より常樂寺邊にて上陸せしなるべし、枝林三關に五十文とある枝林は、愛知

郡日枝村大字上枝、下枝の地なるべし、次は犬上郡の四十九院の關にて百文の通行税なり、次に百文アヲキとあるは本郡息長村の能登瀬を青木里と稱し、其村鎮座の山津照神社を青木宮と稱へし處なれば、此神社の關錢を樋口邊に關所を設けて誅求したるならんと思はる、アヲキの關以後の諸關は地順を失へるが如し、小野の次にアヲキとあるべく、又小野より醒ヶ井、梓、長澤、柏原、長比等は皆本郡の地名なれども、鳥居前、ナガトマチ、河原口の三關は小野以南なるべし、小野より長比までを記したる儘の路順とすれば、坂田郡内の中仙道は四里弱の里程なる内に十三箇所の關所となるなり、而して梓と長澤は程近き處にて、其間に鳥居前、長門町の二關あるべき地理にあらず、思ふに鳥居前は高宮なる多賀神社の大鳥居ある處にて、多賀社の關にはあらず、思ふに川原口も犬上郡大堀附近かと思はるゝなり、要するに以上鳥居前、川原口、長門町の三關は小野以南の地ならざるべからず、青木の關は必ず小野の次に記さるべきに、當時の筆者が此注進を書くに當り、關所の地順に重きを置かずして、只其通行税を支拂ひたる關錢の計上を明かにするに意を専らにして記し、ならん、此三關は犬上郡の部となすも、當時猶本郡内の中仙道の沿道に小野三關、青木、醒ヶ井、梓、長澤と柏原三關、長比、凡そ十關を設けられたるは明かなり、一郡内の四里弱の道程に十箇所の關所を設

け、小野にては一關十五文づゝ三十文、醒ヶ井關にて十文、梓の關に三十二文、長澤の關に五十文、柏原の三關に四十文、長比(長久寺)の關に五十文、合計二百十二文の通行税を拂はざれば通行する能はざりしなり、此等旅人より誅求せし關錢は大社大寺若しくは其地豪族の收入となりたり、以上の諸關は總て山又川の爲に狭りたる地點に設けられつらん、現在其關址の最も明に知るべきは梓の關址とす、此址には美濃國不破の裏關なる小關に存する古關の柵堤と稱するものと同式の遺址を存し、其地點を限り東への土地の小字名を關の上といひ、西の小字名を關の下といふ、此地街道の南北は共に山脈連亘して、其溪間より梓川を流出し、山川を以て自然の關門を爲せり、但し此梓の關と其東の長澤關とは京極氏の河内に隱棲地の關門なれば、こゝに關所を設け、其臣石田某をして關衛を爲さしめたりき、それより東なる柏原の三關も京極氏の重臣箕浦氏等の設けたりしものなるべく、殊に長比は美濃、近江兩國の境なれば、土地の領主が最も重きを置て設けし關所なるべし、

中仙道より分岐して北越に通ずる街道にも、長澤の關并に其枝關ありしこと、若宮文書に見ゆ、即ち左の如し、

江州坂田郡長澤關并枝關等事、任御成敗之旨、如元御知行不可有相違候也、仍狀如件、

文明十八年九月十三日

宗直

若宮藤六殿

又一通に

長澤關之事、子細不相紛候、然上は知行不可有相違候、成敗於所可遺候、

恐々謹言

後五月七日

高慶

若宮藤右衛門尉殿

此の長澤の關は前記大乘院雜事記に長澤關五十文とあるものと異にして、中仙道の長澤は柏原と梓との間に一小部落を爲す、ながそにして、若宮文書の長澤關は法性寺村大字長澤(なかつ)に設けられたるものなり、法性寺三郷(長澤、飯、野)は元來若宮氏の勢力範圍なるは、他の若宮文書(古文書一六八)に證せらる、故に京極氏が長澤關を若宮氏に知行せしめたるなり、長澤の北なる下坂庄より坂本の日吉宮の神樂米を送りし文龜二年九月と享祿四年拾月との下坂文書(古文書二一八三)に、此等沿道の關所に係る煩なからしめん事を記せり、即ち左の如し、

妙音院奉行職日吉神樂米下坂領家年貢事

第七篇 室町時代

合百石者

右諸關無其煩至□□可勘進之狀如件、

文龜二、九月日

又一通に

日吉聖眞子神

樂米下坂年貢五十石運送事無其煩可勘過候也、

享祿四年十月十二日

忠廣

高維

諸關奉行中

右二通の文書によりて日吉神樂米の運送に諸關々錢の免除を命せしを知らる、本郡の下坂より近き滋賀郡の坂本々での運送に多數の關所ありしを以て、此の如き下知も發せられたるなり、當時諸關の濫設は陸路のみにあらず、港津にも設けられたれば、本郡朝妻の港にも關を設けしなるべし、大津の湖岸に紺屋が關、風呂屋が關、濱の關等の名を存するは其遺名なり、天文二十年の成菩提院古記録に毎年正月十一日に關錢九文を關所に贈る、其内譯に不破關へ參百文、長橋に貳百文、玉の關に貳百文、居益の關に貳百文とあり、猶次行に此外に、新關在候札錢不相定候と見ゆ(古文書)、不破關は上古

より著名なる美濃の不破關にして、長橋は今詳ならず、玉の關とは不破の裏關にして、春照村大字藤川の東、美濃國不破郡關ヶ原村大字小關の西なる玉村の事なり、居益の關とは今は今須と書す、不破の西口なり(居益は當時長井氏の領地)、以上の諸關は近江と美濃の國境に設けられたる關門なれども、其他に猶關所を設けしことは、其次行に、新關在候、札錢不相定候とあるにて、處々に新關の濫設せられたるを知るべし、又息郷村と鳥居本村との境界をなせる磨針嶺にも關所ありしと云傳ふ、何れも皆同一時代にはあらず、一時關門の設置せられし事は地勢上信すべきに似たり、織田信長の天下を統一するに及んで關所の停止を令せしも、徳川時代には又諸國の要所に番所を設けられ、天下の不虞を警備するの用としたり、

第七章 平方市座と河道濱平三郎の訴訟

平方は今の六莊村の大字となりて存すれども、古は平方庄と稱して著名の地たりしことは前篇に記せり、保安二年六月の文書に、諸商買八座之事云々とあり(古文書)、又應永三十一年八月の文書に平方の小次郎介は箕浦村(息長村大)、岳左近より御服之座を七貫五百文にて買ひたる事見えたり(古文書)、この座とは物を賣る座のことなり、即ち



今日の市場に當る、八座といへば鎌倉の七座(絹座、炭座、米座、相座、物座)の類なるべし、平方は古へよりかく諸座を占有せし所なりき、また寛正四年四月の裁判記録なる政所内評定記録に、平方の市座と河道濱平三郎とは是非を法廷に争へることを記せり、河道濱は淺井郡川道なるべく、平方と河道は共に沿湖の地にして、濱の名を附すべし、位置に南北の差異こそあれ、同じ湖濱の土地なれば、其の争ひ事も商業上の權利問題なり、四月二十六日に第一審開廷し、當日の頭人(裁判長)は諏訪信濃守にして、治河河内守と云ふもの合奉行(陪席)となり、訴訟の主要を披露せり、其左に全文をあぐ、

寛正四年 (政所内評定記録 披抄)

一内談 (四月廿六日)

頭人 諏訪信州 治河 齋四右 齋五兵

飯左太 清泉 清式 諏左將

披露

一本奉行 諏訪信濃守

合奉行 治河々内守

江州河道濱商人平三郎申、四十八種商賣物事、同國平方輩、自由商買可被停止、平方市座輩、自往古令商賣、殊彼支證、自餘輩、商非可相計文章、爲禁裏御料所、捧公役云々、

然相尋近所輩、可依左右、

其大要を述べんに、平三郎は其商買物四十八種の營業につきて平方の輩の自由商買を停止せられん事を訴へ、平方の方にては平方の市座は往古より禁裏の御料所として公役を捧ずる特權ある市座なれば、他の商買と其權利を異にすと訴へたれば、部下の齋藤大藏丞等六人に命じて、事體を近所の者に問ひ、事實を調査せしめたり、而して第二審は六月二十六日に開廷せられぬ、其全文左の如し、

同年六月廿六日内談、

頭人 諏訪信州 飯左太 清泉 清式 諏左將 松丹州 治川 齋四右

齋五兵

一河道濱平三郎申間事、

市座輩自往古无商賣之段勿論之由、小串次郎右衛門南岸坊注進之上者、任舊例可

致沙汰被成奉書、

此判決を見れば其證跡は小串次郎左衛門南岸坊の注進に據り、舊例によりて沙汰すべしとの奉書を作成せられ、平方市座の敗訴とはなれり、是非曲直詳細を盡し難しと雖も、當年法廷の状況の一斑を知るに足らんか、

## 第八章 京極六角同族の不和

京極、六角の兩氏は元來佐々木の一家の分立せしものなれども、世を経るに隨ひ種々の事情の爲に相快からざるに至れり、其起原をたづぬるに、元弘三年五月、北條氏六波羅邸に敗北して近江に入るや、六角時信は依然として北條氏の奉じたる天皇、二上皇を始め一行の軍を其本城觀音寺に迎へ、翌日もまた六角一族は其東行を送れり（蓮華寺、高秀、永壽丸等の名見ゆ）是を以て他日足利尊氏政權を握りし後は、六角氏に京都出仕を停められ漸く疎外せられしに反し、京極道譽は夙に尊氏に従ひて北條氏の六波羅邸を攻め、爾來尊氏の爲に忠勤を勵みしを以て、六角氏の不快は京極氏の得意となり、尊氏は近江一圓の國務を道譽に命ずるに至り、爾後は京極の子孫榮達して四職の一に加はり、高詮の時（明徳三年）出雲、隱岐兩國を知行に加へられ、益々順境に榮進したりしに、六角氏は其間に近江の領土を保守するに過ぎずして、従つて事に觸れて京極氏に對する不平は次第に増長せしものか、初めの程は委しき事實も傳はらねど、當時に於ては怪むに足らざる事なり、元來室町將軍は諸國の源氏譜代の大名が足利一族を首領に推立て、源氏幕府を再興し、鎌倉を先代と稱へて家勢を保続したるものなれば、い

づれの家にも一門繁殖し、皆近江に於ける佐々木氏が六角京極と分れたると同様に、數多に相分れて、盛衰浮沈を争ひたるを南北朝大亂の原由とす、故に細川、山名、今川、仁木、上杉等の如き一時強大の宗族となりたるも、或は數家に分れ、或は半ば衰滅し、或は分裂し、或は對抗し、其内部には幕下が黨を分ち、土地の分配、家名の相續等につきて互に己れが利を争ふこと世を逐ふて甚しく、義滿以來諸國一般の状態はかゝる盤渦の中にありて、京都に三管領、鎌倉に兩上杉等の勢力家を生じたりき、されば近江に於ける兩佐々木の盛衰をなせしは此時代に於ける必然の出來事にして、寧ろ其標本となして觀察するも不可なかるべし、此結果が應仁に至りて大潰亂を惹起したり、

## 第九章 應仁の亂の影響

應仁の亂とは應仁元年より文明九年まで十一年に彌れる京都の大争亂なり、其起りは將軍足利義政が繼嗣を定めんとする争ひと、斯波、畠山兩管領家の家督争ひと抱合し、諸大名のこれに類する黨派が互に縁故につれて向背を分ち、管領細川勝元と幕府の權勢家山名宗全とを各首領となし、兩黨相分れて兵を集め、山名黨は更に南朝黨とも相合して、勢儀を熾んにし、室町幕府の東西に壘を築きて相對峙し、處々に争戰をつ

いけて、京都は修羅の衢となり、年月を經過するにつれ、諸國の守護大名みな自國自領を鎖して、各保全の策を講じ、天下瓦解の勢と成畢りたり、されば近江に於ても江南に六角高頼、江北に京極持清の割據せし時代にして、二氏は前章に記したる如く、歷代反目の思想を保持し、細川、山名に分屬し、互に機に乗じて江州を一團にせんと欲せしなり、今少しく其事蹟を述べんに、應仁元年正月十五日、六角龜壽(高)は夙に山名宗全の召に應じて、其軍議に與れり、京極持清は細川勝元に黨して、近江、出雲、飛騨等の將卒一萬人を率ひて京都に出づ、是より先き正月十七日既に御靈林に戰端は開かれしが、五月に至りて兩軍の接戰は騎虎の勢を以て對立し、漸く大爭亂とはなりたり、同年中京極氏の部將にして陣歿せしは左の諸氏とす、

- |       |         |       |
|-------|---------|-------|
| 蜂須賀清六 | 高谷八右衛門尉 | 桐谷兵庫助 |
| 青木傳兵衛 | 今濱六郎左衛門 | 龜井十郎  |
| 吉田彈正忠 | 長江源五右衛門 | 大月能登守 |
| 倉智七郎  | 淺羽三郎左衛門 | 今村宗五郎 |
| 伊狹郷太夫 | 志津五郎四郎  | 佐治孫兵衛 |
| 大橋傳藏  |         |       |

かくて其年は暮れんとせしが、京極氏は其被官今井氏、磯野氏等をして滞陣せしめたり、之より先き六角高頼は近江にある幕府の本所領を妨したるを以て、幕府は京極持清を近江の守護とし、高頼の横領を復せん事を命せり、是に於て持清は其息勝秀をして六角氏の觀音寺城(蒲生)を攻めしむ、應仁二年四月二十八日、勝秀攻めて之を拔く、碧山日錄應仁二年四月の條に、四月一日辛卯西軍龜壽(六角)之下竄聚江之觀音寺、距險爲暴、民爲之憂、勝秀之兵圍之、廿八日大攻而拔其城、焚其營、云、五月十日庚子客曰、勝秀公班師、蓋以敵降也、云々とある是なり、其後六月十七日勝秀は陣中に病死せり、同書六月十七日の條に、中書勝秀公以疾終於江軍と見ゆ、同年十一月六角高頼の兵守山に屯集す、六角四郎(應仁亂消息、應仁略記等に政信と書し、大乘院舊記に雅延と記せり、四郎政信は江の子が、高頼と別家は西野、六角と見ゆる人にして、諸家系圖纂の佐々木系圖に收むる四郎政信なりしは、高頼と別家は手兵一千人を率ひ、京極氏の兵二千餘人と共に守山城を挾撃し、民家を焼きて大に之を敗れり、碧山日錄に、十一月十日乙未客曰、西陣龜壽子之兵城守江之守山里、同姓四郎某所部一千人、與國兵二千餘人挾撃之、終日相戰、向風縱燎、民家大燒、城乃潰矣、馬淵某、下笠某、奈良崎某等一十七人就禽而自殺云とあるは、その戰狀を記したるものなり、而してその八日に京極持清は六角氏の觀音寺城を攻めて大に之を敗りしことも亦同日錄に見ゆ、即ち、八日光祿太夫正觀(持清)之兵攻觀音寺之城、敵自燒其營

而敗北、俘虜甚多、而江收復云とありて、持清が六角氏に大打撃を與へて、幕府の本所領を回復せし状も察せらる。然れども之より以後京極氏と六角氏との間は益不和となりて、同族互に讐敵の如くなり、其後六角氏は山内政綱をして京極氏を淺井郡弓削に攻めたり、此時に當りて京極氏は南に敵六角氏あるのみならず、美濃の土岐氏の宰齋藤妙椿が山名黨に屬して、同年九月六日に東氏の郡上城を攻落し、更に長江景秀の今須城を略したる餘威を以て、本郡に入り來るに遇ひ、頗る難戰苦闘をなしたりき、文明元年五月に至り、六角高頼は齋藤氏等の援を得て、遂に觀音寺城(蒲生)を復せり、京極持清は京都東山に陣せし多賀高忠等を遣はして之を攻めしめしも、遂に克つ能はず、六角氏の兵近江に振へり、此後淺井郡の弓削に於て京極氏と六角氏との戰あり、又齋藤氏西上の途次に本郡に於て京極氏との戰あり、郡内騷擾の狀況は追想するに餘あり、又筑摩神社縁起に同社は應仁の兵火に罹りて社殿烏有となりしと傳へ、又日撫神社の舊記も應仁元年越前の斯波義敏が顔戸山(日撫村)に陣せし事、廣橋綱光、庭田長賢、高辻繼長等の公卿が日撫神社の社坊に寓して避難せし事などを載せたり、以て當時の狀勢を察すべきなり、

殊に此亂に於ける京極氏が終始苦戰の地位にありたるは、本郡に在住したる將家の佐

々々木大原判官が其行動を共にせざりし事なり、元來大原判官家は京極氏の配下に屬せず、六角、京極二氏の外に一勢家をなししこと、第五篇第九章に記ししが如し、其裔の大原判官は應仁の亂に六角氏と同じ山名黨に屬し、應仁元年八月には禁中警衛の任に當りたり、應仁記に同月十八日細川勝元の彈劾に遇ひて禁門を退けられたる十二人衆の中に、佐々木大原判官、荒尾民部少輔とある、荒尾氏も亦本郡に居住の士なり(東黒田大字本郷に荒尾神社あり、其社傳に荒尾一族の崇祀せしにより荒尾神社と稱す、社前の燈籠の銘に荒尾石見守在原成九建之とあり、荒尾大原、荒尾等十二人衆は之を忿怒して、細川氏と雌雄を決せんと、部下を集めて花の御所に屯せしに、三條公春卿、吉良義信之を諭して解散せしむ、細川氏は之を途に要撃せんとせしに、一行は相國寺に入りて事なきを得たり、同じ江北の將家が相敵視すれば、部下の兵卒も亦同郷相識の間を以て相敵せざるを得ず、當時戰陣の雜話には種々の感情を交へしことならんか、

かくて京極氏は應仁二年六月に勝秀病死し、宗家は五歳の幼童高濑嗣ぎしも、軍事は祖父(勝秀の父)持清入道正觀の視る所なり、乃ち入道は分國の士を率ひて所々に出戰せしが、文明二年八月に至りて、持清も亦病死せり、されば高濑の後見人となりし政光、政經等は其後を次ぎて軍事を繼續せしも、二氏後見の争ひより京極氏に内訌を生じ、その

臣家も亦黨を樹て、争ひたる中に、曾て持清の時京都の所司代たりし多賀高忠は其勢力他の諸臣家に優りたれば、其行動も亦他に卓越せしを見る、大乘院寺社雜事記文明四年十月十三日の條に、江州多賀豐後守、自去夏比、打取一國之處、去月持是院僧正權大僧都妙椿、令發向江州之間、豐後守没落于越前國畢、西方之六角爲合力妙椿出陣、三乃十八郡悉以出陣之間、大勢中々不及是非云々、東方御勢江州出陣云々、仍自西方畠山義就手、日日兩御陣、矢軍在之、於今日江州御勢可歸參、歟とあり、即ち高忠が細川方の猛將として、文明三年の夏頃より山名方に従ひし江南の六角氏を敗りて、其所領をも併合せり、然るに美濃より齋藤持是院が十八郡の大衆を催して、山名氏のために中仙道を本郡に入り南進せしに、高忠は之と戦ふて敗軍せしにや、越前國に歿落せり、然るに京師にては多賀氏の敗を聞き、援兵を近江に送りたること前文に見えたれば、當時近江國內にては齋藤氏の大兵と細川氏の援兵と日々戦争の續けられ、其混亂の狀も察せらるゝなり、

### 第一節 一條兼良卿の朝妻港上陸と本郡通過

應仁元年八月、後土御門天皇は將軍の室町邸に行幸ありてより、文明十年十二月に至

るまで十三箇年の間は還幸の事なし、攝關以下公卿は京師に留る能はずして、邊土遠境の由縁地に遯走し、以て戦亂を避けたり、本郡日撫の地に公卿の避難せられしは、領地の關係若くは血族の縁ありしものなるべし、初め南都に六年間避難せられたる一條兼良卿の美濃にある縁者を尋ね行きし次第は、藤川記となりて存し、當時を偲ぶの好史料たり、兼良卿は文明五年五月二日に奈良を出で、四日に坂本より舟に乗りて、五日の朝本郡の朝妻港に上陸せられ、其日に醒ヶ井に出で、柏原、今須と中仙道の名所を吟詠にまかして、美濃の鏡嶋に至られたり、藤川記に

夜の四ツ時に初坂といふ里に舟を寄せて暫らく休息す、是より夜舟を出して、五日のはのぼのに朝妻に着きぬ、

はのぼのと朝妻にこそつきにけれまだ夜をこめて舟出せしみち

醒ヶ井といふ所、清水岩根より流る、一すぢは上より一筋は下より流れて、末にてひとつに流れ合ふ、まことやらん美濃の養老の瀧に續きたりと云へり、暫くこゝに涼みて、

夏の日もひすべばうすき氷にてあつさややがてさめが井の水

岩が根をわかれて出づる醒が井のながれやつひにあふみ路の末

柏原にて

四三一

吹風やまだこぬ秋をかしは原葉ひろがしたの名にはかくれず  
大競といふは近江と美濃との山を左右に見て行く所なり、

右ひだり見て過ぎ行けばあふみぢの二つの山ぞたけくらべする  
伊増峠といふは美濃の界にて堅城と見えたり、一夫關に當れば萬夫過ぎ難き所と  
謂ふべし、

此の山に神やいさすと手向せんもみぢのぬさは取りあへずとも

兼良卿は同月七日に鏡嶋に着き、知人に遇ひ、夫より滞留して齋藤妙椿の館に遊び、詩  
歌等を詠じて遊びしに、去る十一日細川勝元卒去せしとの報を聞き、同月二十日歸路  
につき、再び美濃より本郡に入り、二十一日の夜は小野宿(鳥居本村)に一泊して南歸せ  
られたり、紀中本郡に係れるものを抄出すれば左の如し、

近江の國に番場といふ所より路をかへて南へ行く、番場を物の名に取りなして、  
わくるのゝまだ末遠さくさばには日影の駒よしばしとゞまれ

磨針峠を南へ下るとて、右に願れば筑生嶋などかすかに見えて、望遠眼を凝らす麓  
には神田といふ所の一つなき田など見ゆ、又左の方には登えたる岩に松一本ある

其下に石塔あり、西行法師が塚と言傳へたるどなん、

南行數里下陽陂、西望平湖遠不波、孤嶋屹然何所似、琉璃萬頃一青螺、

旅衣はころびぬれやすりはりの峠に來ても縫ふ人もなき  
西行が歌に

願はくば花のもとにて春しなん其きさらぎの望月のころ  
と詠めることを思ひ出でし

如何にして松のかけにはやせららん花のもととしかいひし言の葉  
かねては彼の村にとまらべしと定めしかど、兎角して日も暮方になりぬれば、小野  
といふ所まで行きて、其の夜はさる小庵に一宿しぬ、今春太夫來あいて、一聲を出し  
て、羈愁を慰め侍れり、

枕ゆふをのゝ小笹のみじか夜も旅にしあれば明しかねつゝ

## 第十章 京極氏の衰運

榮枯盛衰は天地に於ける自然の理なり、氏信以來代々英主の續出せし京極家も、高氏  
入道道譽の時に全盛を極め、近江全國の守護となり、江南の同族六角氏を後へに墮若

たらしめしが、爾後高詮、持清等亦能く家聲を殖さず、六角氏に高頼出で其衰頽を挽回せんとするに及んで、應仁の亂起り、六角氏は山名黨に、京極氏は細川黨に屬し、同族相敵視するに至れり、而して其大亂の二年目なる應仁二年六月に、持清の息勝秀は父に先つて死したれば、勝秀の幼兒高清、京極氏を嗣ぎたり、爾來後見人の争ひは牽て京極宗家をして衰弱せしむる因となれり、左に節を追ふて此を記さん、

第一節 京極高清の相續と一族の内訌

高清は勝秀の長子にして、持清の孫なり、幼名を六郎といひ、後秀綱とも稱せり(長享元年九月)常徳院殿江州御勤座當時在陣衆着到狀中務少輔秀綱(在)入道後は環山寺殿宗意と號せり、さて高清の相續事件を記さんとすれば、先づ京極系圖につきて一言論せざる可からず、京極系圖に持清以後を左の如く記せり、

十代 持清

十一代 勝秀 文明二年八月四日卒、年六十四、法號寶生寺殿、

十二代 政光 持清の嫡子、童名三郎、中務大輔たり、應仁二年六月十七日卒、年三十六、法名正覺院、

十三代 政經 持清の第三子、十一歳、早世、年二十、幼名四郎、法名以て家名、

十四代 高清

勝秀の長子、童名六郎、吹山の麓なる太平寺城にありて、難を以て在京す、梅叟と號し、國務を老臣上坂泰貞に委す、永正六年、城を上手に任ぜざし、桐ヶ城と號す、慶長井氏と戦ひしが、病によつて軍事心に任ぜざす、年五十八、法名環山寺殿、

此系圖を無意味に見れば、高清は政經の後を嗣ぎたれど、實は然らず、高清は勝秀の子にして、五歳の時父卒したれば、祖父持清入道は高清を京極の相續人と定め、勝秀の次弟政光をして後見人と定めたり、政光は持清の二男にして、黒田氏の嗣子となりし人なり、然るに三弟に政經あり、初め政高と稱せしが、政光が黒田家を嗣ぎし身にて京極の後見となりしを快とせず、重臣多賀豊後守、下坂秀維等を己れの黨となし、政光に代りて、高清を擁し、宗家の全權を掌握せんとせり、而して其争端は持清入道の死せし文明二年八月以後直に開かれたり、江北記に文明二年庚寅當國初亂之事と見ゆるは、這中の消息を窺ふ可し、又同記に環山寺殿(高)宗意、當國初亂より御家督被持候、環山寺殿は御幼少の間、遍照寺殿御名代を被持候、五六箇年之間、歟とありて、高清が父の死亡後より幼少ながらに家督相續人と爲りしを明記せり、而して遍照寺殿政光が御名代を持たれ候ども見ゆ、但し下坂秀維は翌年に至りて多賀豊後守の黨乃ち政高に味方せり、江北記に下坂進退之事、文明三年に多賀豊後方に罷成候云々とありて之を證せり、

高濑は七歳までは伯父黒田政光に後見せられしが、七歳の冬より伯父政高が政光に代りて高濑を擁せんとし、二人の伯父が政權争奪の擁主となりたり、其分裂後の旗色は大乗院雜事記文明四年正月二十一日の條に詳記せらる、即ち其條に

東方(細川方) 京極入道孫九歳童(高濑) 同伯父六郎(高政) 多賀豊後守(高忠) 六角四郎雅

延初めは四、方なり

西方(山名方) 六角四郎(龜壽初め、東方也) 山内宮内大輔 京極(號黒田、初東方、三男は二)

多賀出雲守

とあり、細川勝元、山名宗全は應仁、文明の大亂に東西の兩將なり、元來此大亂に近江の佐々木族なる京極氏は細川氏に屬し、六角氏及び大原氏は山名氏に屬せり、然るに其京極一族の内にて政高(伯父六郎)及び多賀豊後守高忠等は文明四年正月に高濑(京極入道孫九)を奉じて細川氏に屬せしに、政光(京極道三男三は二)と多賀出雲守は山名氏に屬したり、これぞ政權争奪の爲めに同族の分裂して旗色を異にせし所以を證するに足る、江北記に、文明四年か五年の時分候哉、祖父秀維新左衛門にて、多賀出雲守とくけん事也、立相國之儀成敗之處、出雲守理不盡沙汰有之間、不可然候由を雖申候、無承引候間、云々とあり、立相國とは高濑の幼少中執政者を定むる意にて、出雲守理不盡云々は政

經の執政に出雲守が反對せし謂なるべし、依て前記の大乗院寺社雜事記に見ゆる兩派を作りたるなり、京極家内訌の濫觴は此の如し、次に高濑の生年月に於て少しく論せんに、高濑は大乗院雜事記に文明四年九歳童とあれば、其誕生は寛正五年なるは明なり、然るに京極家の記録には寛正元年生れと見ゆ、按ずるに是は淺井三代記に、永正十四年二月十六日に卒し年五十八とあるを引き、逆算して五十八年の前なる寛正元年となしたるなるべし、京極系圖に疑はしき記事多きは前にも記せり、按ずるに此時代は京極家衰頹の極度に達せし頃なれば、文書記録も傳はらざるに、近き徳川時代の中頃幕府修譜の命を下し、時、已むを得ず架空の軍談淺井三代記を引用して、家譜の中斷を補ひ繼ぎ合せしものなるべし、故に正しき史料と齟齬するは嘗に高濑生年月而已にわらず、死亡年月も亦怪しく、其他怪しき例夥多あり、そは後に章を追ふて論ずべきも、先づ茲には高濑は寛正五年生れと斷じ置かん、

次に京極系圖の世代につきて論せん、前記の系圖に政光を十二代とし、政經を十三代としたれども、政光、政經は其實高濑の後見職として政權を掌握せしも、京極宗家の主は高濑にてありしなり、故に系統の順序は勝秀の次に高濑とするを正しき、政光は現に黒田氏の嗣として其家系に入るべき人、政高の改名政經も多賀豊後守等の應援を得て、高濑治世の權利を奪ひし人なるのみ、但し政經の成功は有力なる多賀豊後守高



忠の援助の功によるなり、多賀高忠の勢力は頗る熾にして、終には京師の所司代として合名ありしは史に明なり、

### 第二節 黒田政光と京極政經

政光、政經(改名高の)は共に京極高濤の伯父なり、此二人は京極氏正統の世代と見做すべき人にあらざる事は前に記せり、されど此時代の京極氏に係る事蹟は此二人に依るもの多し、故に京極高濤の治世とするも此二人は京極家に逸すべからざる人なり、さればこそ二人が京極の世代に記されし所以ならん、

應仁二年六月、高濤の父勝秀卒去後、黒田政光は持清の命により宗家の事を攝せしが、文明二年八月持清の卒去より、政經の不平は火の手を上げ、初め政光に對抗して攝政の權を争ひたり、京極家の老臣諸氏亦黨を樹て、旗幟を別にす、諸史を参考して之を表記すれば左の如し、

京極高濤	政光	多賀出雲守 <small>(新左衛門)</small>	下坂注記	三田村氏
		多賀兵衛四郎大成		
		同 四郎右衛門昌運		
		多賀豊後守	下坂秀維	下坂秀隆
		藤堂備前守		多賀新左衛門尉
	政經	今井藏人		

此二派の軋轢こそ京極氏をして衰頹せしめし大原因となりたるなり、政經對政光の争ひは文明二年の秋より其端を開き、連年繼續せしが、四年十一月十一日に至り、政光三十六歳にして卒去せり(京極系圖に政光の死を三年十一月十日とあるは例の誤説)政光の死因分明ならず、或は黨争の毒鋒にあらざるか、政光の卒去より政經は志を遂げたれども、一度分裂せし黨争は容易に合一せず、多賀出雲守等の一派は政經等に對抗する事十數年の長きに亘れり、

### 第三節 京極高濤と政經

黒田政光卒去後の京極政經(改名高)は高濤の保護者たる目的を達し、京極宗家の政權を掌握して、室町幕府に信任せられ、治部少輔となり、御相伴衆等に列せり、宗五大帥紙(永八年の著書)文明十二年の條、御相伴衆御供衆以下之事とある中に、在國衆 京極殿政經とあり、又永享以來御番帳に

文明十二年頃 在國衆 京極殿政經  
國持外様衆 佐々木京極中務大輔

と見ゆ、大輔は少輔の誤りにして、高濤を指せる者なり、されど此時高濤は未だ任官せ

ざるなり、そは蛭川親元記に文明十三年五月十四日戊子京極殿治部少輔政經より年始御禮云々、又同記文明十五年正月十二日の條に

佐々木六郎殿高より進上、公方様へ鮎廿、御方御所様へ白鳥一鮎二十

とありて、高濤の官名なきを證せり、又此記によりて高濤が新年の禮物に琵琶湖の名産鮎と白鳥を御所と將軍とに獻せし事を知り得るなり、後高濤任官せられ、政經も大膳太夫に進みしが、共に其年月詳ならざれど、文明十八年には高濤中務少輔となり、政經大膳太夫となり、政經の子息經秀後に材宗と改むも治部少輔となりしは、蔭涼軒日録に記さる、即ち日録に

文明十八年七月廿五日、薄暮京極大膳太夫殿、同息治部少輔殿、室町殿へ出仕、伴多賀新左衛門尉、藤堂備前守、今井藏人、

廿六日晚來、京極光祿見參東府、

廿八日京極大膳太夫、東山出仕、

又二十九日右大將拜賀式一騎打の人數中に佐々木治部少輔經秀あり、經秀が京極材宗なる事は後節にて辨せん、

扱此日録の二十五日の條によりて京極政經が大膳太夫となりしも知られ、而して其子經秀と共に京極の老臣多賀藤堂、今井等を率ひて室町將軍に謁せし事も見えて、高

濤の後見人たる政經の勢力漸く熾なるを知らる、但し廿六日の條に見ゆる京極光祿とは何人なるや分明ならず、これも後節に於て記すべし、

文明十八年は高濤二十三歳の壯年にして、官中務少輔なれども、猶未だ大膳太夫政經の後見の下にあり、そは室町殿御内書案に左の文見ゆ、

大館刑部太輔政重知行分、江州草野庄半分事、近年三田村押領之由候、政重知行之様、

加下知中務少輔者可爲神妙候也、

十一月七日(文明十八年)

佐々木大膳太夫殿 (政經)

又高濤に宛てたる文書に

大館刑部太輔政重知行分、江州草野庄半分事、近年三田村押領之由候、政重知行之様、

加下知者可爲神妙候也、

十一月九日(文明十八年)

佐々木中務少輔殿 (高濤)

淺井郡草野庄半分は大館政重の領地なりしを、京極氏の被官三田村氏が其領地を横奪せしにより、室町幕府は大館氏よりの嘆願により、文明十八年十一月七日附にて後

見入の政經に命じて京極高次に下知を三田村氏に加へしめ、草野庄を返戻せしめん事を達し、更に又翌日の九日附にて同様の事を高清にも達したり、同事を政經と高清とに下知し、殊に政經への状態には下知を中務少輔(高)に加へ云々とあるは、未だ政經の後見せしを知り得るなり、草野庄と三田村氏との事は江北記文明十八年十月二日の條にも見ゆ、乃ち高清は草野庄を下坂秀隆に與へ、草野本所方爲御料所、御代官職被仰付、長享三年にいたり知行仕者也、其時三田村は多賀大成一味にて牢人也とあるに吻合す。

#### 第四節 多賀大成の亂と國友の戰

多賀大成は多賀出雲守とくけんの子なり、兵衛四郎と稱す、父出雲守は京極持清入道在世の時より幼主高清の後見人たりし、黒田政光の部下に屬せしが、政光の弟京極政經が野心を包藏し、政光に代らんとせしより、老臣間にも黨を樹て争ひ始めしが、文明四年に政光卒去の爲め出雲守一派の勢力は主將の喪失により頓挫して、政經をして志望を爲さしめしめ、出雲守等は政經の下には服せず、暗に一派を持続せしが、出雲守年老ふるに至りても、父の遺恨は其子に遺傳して、時機あらば報復を圖らんとせしめ、

其後政經等は幕府の信任を得て威權熾なれば、爆發の期なかりき、然るに高清漸く長じて、政經の勢力も益加りしが、政經は多年養成し來りし京極氏の政治を高清に讓るを欲せず、寧ろ京極の宗家を己れの子息經秀に譲らんとするの野望もはの見ゆるに至れり、茲に於て高清は政經を疎じ、老臣も亦分岐せり、之に於て京極氏の被官は新分立の二派と古き多賀出雲守の一派と三岐鼎立の奇觀を呈するに至れり、然るに出雲守は年既に老ひ、其子多賀兵衛四郎大成の代となりしが、文明十八年八月、大成は起ちて高清を攻めんとせしこそ意外なれ、大成にして父の志を繼がば、政經を討じて高清を迎ふこそ當然なれ、今史料なければ、這中の消息を尋ね難し、これを爾後の事實(材宗の亂)によりて按ずれば、或は政經の使囑に出でしかとも思はる、後考に讓る、

多賀大成は文明十八年八月に京極高清を攻む、江北記に、八月十七日多賀大成欲生害に付候て、其趣三雲へ御ぬけて被成御出候事とあるは、高清が大成の鋒を避けて甲賀郡に遁れし事を記し、なり、高清敗走の後、大成既に政令を本郡に布きたり、即ち若宮文書(古文書一六五)に、

江州坂田郡、長澤關、並枝關等事、任御成敗之旨、如元御知行不可有相違候也、仍狀如件、

文明十八年九月十三日

宗直 花押  
(宗直は多賀大成)

とあり、當時諸國に行はれし、新關の通行税獲得の權利を、先例の如く若宮氏に安堵せしめしを知るべし、一旦敵鋒を避け三雲に遁れし高濑は、十月に本郡に歸りしが、復讐の精銳、忽ち大成を敗り大成美濃に退きたり、京極氏の被管三田村氏は、豫て大館氏の所領なる、淺井郡草野庄半分を横領せしが、高濑は將軍の命を奉じて、之を返戻すべきを責めたり、前節三田村氏は去つて美濃に入り、多賀大成に投じたり、高濑が甲賀郡に避難し、十月に戦備を修して、本郡に歸りし時の狀況は、今井軍功記秀遠の條下に其片影を見る、即ち左の如し、

文明十八年、多賀宗直、御退治加へらるゝ時、御方いたし、牢籠仕、三雲より御出陣以前、九月廿八日、數輩の近付相催、磯野より在所にうち入、堀次郎取合、御着陣待たてまつり、十二月二日、堀の城に切入、八郎五郎太刀打し、數ヶ所疵をかうむり、鹿目平左衛門尉、上津次郎以下、御敵數多頸取、忠賞に依て、富永庄十七八條領家方、預所共に被下之、八郎五郎忠賞として、朝妻庄本所方、宇賀野彌次郎跡被下之、

翌長享元年四月三日、大成の弟多賀又三郎は、國友兵庫助神照村大字國友にあの屋敷に陣したり、高濑は五月一日、兵を率ひて國友屋敷を攻む、中野に陣せし大成の軍は、出

で、高濑の軍を挾撃せんとす、高濑の兵之を國友河原に逆へ戦ひ、大に大成の軍を敗り、更に進で大成の中野を攻む、大成力盡き遂に奔りて、月ヶ瀬淺井郡にに至り自殺す、大成去年亂を爲してより、前後九ヶ月にして亡びたり、今井秀遠が當時奮戦して、赤尾新左衛門、三木九郎左衛門、箱根彌八、富永掃部助、古澤次郎右衛門等の頸を取りし事、今井軍功記に見ゆ、激戦の狀態するに堪ゆ、

### 第五節 京極光祿の來侵

江北記に、長享二年八月に光祿中郡松尾迄御出張候、然共被失利、御取退也とあり、又、長享三年に南より光祿御出張候、於北郡致御方人衆事、上坂治部、淺見、磯野、彈正忠、彼等三人本人成候、環山寺殿祇園より余吾庄へ御取退候、於余吾被成御調、雖御出張候、依無勢被失利つるがへ御取退候云々とあり、此文を見れば、光祿は江北に來りて高濑と勝敗を争へり、扱この光祿は何人なるか、江北記を按ずれば、佐々木六角高頼を指せるが如く見ゆるも、高頼は長享元年九月より足利義尙の親征に遇ひ、甲賀山中に隠れ、後に行衛不明となりたり、長享元年九月十二日、常德院殿様江州御動坐當時在陣衆着到狀に、佐々木六角大膳太夫は行衛不知云々とあり、爾來義尙は近江に滯陣して同三年延徳元年三月二十

六日終に陣中に薨去せし程なれば、其場合に於ける高頼はよもや江北に軍を進めて、京極高濑を攻むるが如き大膽なる事はあらざるべし、蔭涼軒日録文明十八年七月二十六日の條に「晚來京極光祿見參東府」とあり、又同錄長享元年二月十七日の條に「京極光祿爲禮來云、今日初出仕云々」とあり、二所共に京極光祿とあり、されば京極氏にて同族の高濑を攻むるは何人ぞ、此頃の形勢より按ずれば、高濑の成人後は後見人たりし政經も今は後見の時代にあらず、されど其勢力は多年京極宗家の分國を支配して、威權共に熾なれば、名利の慾心は直ちに分國の政務を高濑に渡すを欲せず、高濑は其保護に安んずるも、京極家の老臣にして政經に黨せざる輩は、其政權を高濑に返讓すべきを主張するものもあれば、こゝに高濑對政經の暗闘は開始せられたり、そは文明十八年の頃より萌して、長享延徳の間に爆發して、遂に明應元年に將軍足利義材の命によりて政經を退けて、高濑を立て、一段落を爲せり、尙委しくは次節に論せん、

此關係より回想すれば、京極光祿は政經黨に屬する京極氏の一人なり、或は政經にあらざるやとも思はるれど、又政經としては如何はしく思はる、日本野史にも此光祿を記して、只「有光祿者」となし、は其何人と定め難きによりてならん、要するに光祿は六角氏にはあらず、政經黨に忠なる京極氏の一人にして、その高濑を征するは政經の意より出でたるものならん、

### 第六節 高濑と政經との黨争

後見人が幼主の成長後に争ひを爲すは、今の世にても屢、在る處なり、多年京極氏分國の政權を執り、威勢熾なるに及びて之を高濑に讓るを欲せざる政經は、己れの子息に治部少輔經秀（後材）の成長するあり、高濑にして無かりせば、長く京極宗家の政權を握り子孫に傳ふべしと欲せしにや、文明十八年の頃より高濑を敵として顯はれしもの、先づ多賀大成あり、大成二回の來侵は敗死に終りたるに、其翌年には京極光祿の來侵あり、一旦敗退せしも、翌年更に本郡に侵入し、遂に高濑をして敦賀に奔らしめ、更に六箇年間滋賀の坂本に牢人せしむるに至れり、江北記に長享三年光祿北郡に出張の事を記し、文（前節に記せり）の續きに「環山寺殿祇園より余吳庄へ御取退候、於余吳被成御調、雖御出張候、依無勢被失利、つるがへ御取退候、其より坂本に六ヶ年之間御牢人候」とあるは、高濑が光祿の侵入により、祇園（神照村大字祇園、今濱の北隣）より伊香郡余吳庄に退き、兵馬を調べ、光祿の軍を撃退せんとせしも、寡兵の爲に敗れ、一旦越前の敦賀に遁れたるなり、此の如く京極宗家の主たる高濑を攻むる者政經の外にあるべからず、若し政經に非

すとすれば、久しく高濙の保護者たる政経は何故に此高濙の難に赴き助けざる、これ高濙を征するものは政経なる徴證なり、

一旦敦賀に難を避けたる高濙は、其後滋賀の坂本に移りて六ヶ年を経たり、これ高濙は幕府の指揮によりて山門の勢力地なる坂本に移され、政経の鋒を避けたるなり、高濙遁走の後、政経は京極氏の分國を支配せしのみならず、彼の六角高頼と同しく、武威を以て其分國內の社寺、本所領幕府近臣の領地等を押領し、漸く横暴を逞ふせり、本郡箕浦庄内にある土肥氏の領地(番場)并に日吉神領なる筑摩十六條郷、其他山門領等を横奪し、又淺井郡新井郷の租米を政経の被官人淺見對馬守が兵糧米と號して押領せし等の事、同事記録に見ゆ、同記録延寶二年の部に左の各通あり、以て政経の横暴及び高濙の坂本牢居の江北記に吻合するを併せ知るべし、

延徳二年閏八月七日

等持院雜掌申江州北郡新井郷事

佐々木大膳太夫政経被官人淺見對馬守、號兵糧米、令半濟之條、急速可止違亂之由、可預御下知旨歎申之、可成奉書之通、被仰下之、申次 葉室殿

十月二日

山門三院雜掌申近江國山門領所事

先日就歎申一段可有御成敗(六角高頼)其間之儀可令堪忍之旨被仰下、雖然高頼可進發坂本之由有其聞、以外之次第也、所詮急速堅可被加御下知之旨申之、江州南北御成敗事者、佐々木中務少輔高濙御退治以後、可有其沙汰、高濙在坂本事、一向依山門許容了、申次 葉室殿之次第此通具可申含、難被仰下、申次 葉室殿

加賀守清房

沙彌宗勝

十一月十六日

樹下修理太夫仲辰申、日吉社口神供料所、江州筑摩十六條郷事、

先度言上之處、可有御思案之通、被仰下之、近日可所務之旨、佐々木大膳太夫政経御觸之、致所納者可被供退傳、可預御下知之由申之、北郡之儀一向不及御成敗、限此在所非可被成御下知、所詮以內儀可被仰付政経之趣御返事也、申次 葉室殿

以上の記録を熟讀すれば、政経等の横暴も畧知らる、その横暴は遂に幕府の命令にも應せざるものあれば、足利義材は六角高頼親征の歸陣に際し、政経を退けて高濙を立て、京極家の領地を相續すべき處置を爲せり、時に明應元年十一月なり、但し義材將軍

の江州再征の初めには政經父子は其軍に従ひし事、伊勢貞助の殿中申次記に見ゆ、同記美物目録披露次第事の條に、延徳三年十二月晦日、八番京極大膳太夫(經政)十番京極治部少輔(宗材)とあり、延徳四年正月御陣於三井寺光淨院、正月七日六番京極治部少輔(宗材)以上各御盃給之とあり、出征の初めには政經父子未だ重用せられ居たりしなり、政經の息治部少輔材宗は始め經房と稱せり、按ずるに材宗の改名は將軍義材に父子が信任せられし時、片諱を許されて材の字を用ひしにあらざるか、

### 第七節 京極政經箕浦庄内の土肥氏の領を奪ふ

土肥氏は鎌倉開府の後、夙に本郡箕浦庄内を領せし家なれば、此庄の地頭が番場を本據とす、番場蓮華寺に現存する弘安七年の古鐘は、土肥氏大檀那となりて鑄造せしめし所なり(上巻古鐘 銘参照)鎌の刃の城と稱するは土肥氏の創めし要害なり、其一族は後に二三家に分れ、能登瀨に分れしを能登瀨殿といひ、醒ヶ井に在りしを醒井殿と稱せり、然れども土肥氏は京極家の被管にあらざれば、京極氏は其部下中勢力ある今井、堀の二氏を箕浦庄に配置し、常に土肥氏に對抗せしめたりしが、南北朝の亂より京極道譽の勢力非常に熾となり、土肥氏をして漸次勢力なからしむるに至れり、後應仁の大亂を

經て郡國に割據する武士は社寺本所領を始め、他人の領地をも押妨する事盛となり、所謂弱肉強食の世とはなりて、當時今井、堀二氏は本郡南方の勢家たりき、然れども土肥氏も蠶食せられし殘餘の領地は猶之を持續したりしが、延徳二年に至りて京極政經は遂に其領地を、押妨したり、同事記録延徳二年閏八月十六日の條に左の文見ゆ、

一松田丹後守長秀申江州北郡箕浦庄内土肥鹿子分跡事

佐々木大膳太夫政經押妨也、可被成下御知之旨申之、有御思案、可有左右也、申次殿 葉室殿此後の解決は如何にありしか、史料缺けたれば分明ならざれども、當時政經の勢力より考ふれば、設令幕府より返戻すべきを命ずるも、政經は之を奉せざりしならん、

### 第八節 京極氏と齋藤氏

江北の地は其東美濃國に隣れるを以て、戰國の頃には常に彼と密接の關係を有せり、即ち京極氏と土岐氏との關係は最も濃なり、土岐氏は國老齋藤氏に威望ありしを以て、土岐氏は即ち齋藤氏といふべき有様なり、京極政經が高濑を保導せし間は分國の事もさのみ亂れざれば、援を美濃に借るべき必要もなかりしが、高濑長じて後政經と隙あるに至りては、高濑の境遇は獨立以て分國の治を爲す能はざりしなり、是に於て

援を美濃に請ふことしなれり。

高濂は明應元年十一月、將軍足利義材より政經に代り江北の政務をなすべきを命せられしが、元來野心に滿てる政經は將軍の命をも用ひず、益々高濂を追窮す。高濂は延徳元年より幕府の指揮により、滋賀の坂本に在りしが、將軍より政經に代りて江北の治を爲すべきを命せらるるも、幾もなく將軍義材は細川政元の爲に幽囚せられたれば、高濂は依然として政經壓迫の下にありて、容易に坂本より歸北するを得ざりき。是に於て高濂黨の老臣下坂秀隆等相圖り、援を美濃に請ひ、高濂を江北に迎へんとす。明應三年（江北記二年）九月、齋藤利國（公性）兵を以て近江に入り、高濂を援く。高濂坂本にある事六ヶ年、同月二十三日江北に歸るを得たり。江北記に、明應二年九月二十三日、環山寺殿を持是院合力申、濃州より御入國候て、被對御本意候、秀隆御供申罷出、下坂跡職令知行候とあるは、當時を記し、文なれど、二年は三年の誤にて、持是院は齋藤妙椿の猶子公性（僧都）にして、新四郎利國（藤川）の事なり。

### 第九節 宮部合戦

美濃の守護土岐成頼の卒するや、繼嗣の論起りて、重臣等互に内鬩し、其飛沫は隣境なる近江にも及べり。是より先き近江の京極、六角二氏は互に美濃の土岐氏及び其老臣齋藤氏に援を請ひたる舊誼あり、故に土岐氏の相續論につき、長子政房を奉ずる齋藤利國一派は、援を尾張の織田兵庫助、越前の朝倉貞景等に請ふに至り、京極氏は勢の振はざりしにも拘らず、舊誼上利國の援を爲せり。又土岐氏の四子元頼を奉ずる石九利光の一派は、尾張の織田敏定及び江南の六角高頼の援を得たり、かくして六角氏と京極氏は應仁の亂に於けると同様、同族相敵對行爲を爲すに至れり。明應四年七月、美濃の土岐元頼は戦敗れ、石九利光と共に近江に逃れて六角氏に倚れり。六角高頼は京極氏が政房を援くる故を以て、石九等と共に兵を江北に出して、高濂と宮部に戦ふ。高濂敗れて多良（美濃國）に走る。朝倉氏變を聞き、近江に入り、高濂の爲に六角氏の兵を逐ふ。高濂多良に隠る事十八日にして、江北に歸るを得たり。

### 第十節 足利義遐の將軍宣下と京極政經

明應元年十一月、政經を退け、高濂を立て、江北の主となしたる將軍義材は、細川政元の爲に追はれて、河内國に幽囚せらる。義材の將軍たるを喜ばざる京極政經は、細川氏



に應じて新將軍義選を迎へ、政權を己れに恢復せんとせり、故を以て高濤は愈々苦境に立ち、京極氏の分國江北六郡を更に高濤、政經の二團に分たるゝに至れり、分國の二團は又臣下の二分となり、淺井、三田村、今井等の老臣は政經に屬し、上坂、下坂、淺見等の老臣は高濤に隨ふ、是れぞ京極氏衰頽の根底なりき、他日淺井氏の勃興して上坂氏を征し、京極氏の國を奪ふの原因も亦此時より萌し初めしなり、

第十一節 樋口合戦

明應五年五月、齋藤利國は兵を尾張に出し、織田兵庫助を助けんとす、去年七月より近江に遁れて、六角氏に扶助せられたる石丸利光は、齋藤利國の尾張侵入を聞き、其虛に乘じて土岐元頼を奉じて、美濃に入り、城田城に據れり、土岐政房利國を尾張より召し還し、利光を攻む、六角高頼は兵を出して利光を援けんとし、朝倉貞景は京極氏と共に利國を援けんとして、江濃の紛亂となれり、五月十日京極政經は軍を彌高山(伊吹村大)に進めて陣せり、淺井氏、三田村氏等從ふ、船田後記に、江州太守佐々木政高、進師于彌高山、預俾淺井氏、三田村氏兩軍來省とある是なり、政高は即ち政經なり、當時高濤は如何にせしか出陣のこと見えず、二十七日六角高頼、伊庭氏、九里氏、三雲氏等を遣はして利

光を助けんとす、其兵中仙道より本郡に進む、政經彌高山より出て六角氏の軍を途に要し、土兵三千人を率ひて其背後を襲ひ、大に之を敗る、船田後記に、斯日江州南郡太守佐々木高頼遣伊庭氏、九里氏、三雲氏來救利光、政高下彌高山、途而遮之、土兵三千人張軍勢、自後大襲之、南兵畏而潰、伊庭周防前司、下笠氏、青池氏、種村氏、九里氏、高野瀬氏、小河氏、山脇氏、井關氏、山田氏、林田氏、田村氏等五百餘人死矣、北兵追北凡六七里とありて、政經の軍は六角軍に大打撃を與へたり、依りて城田城孤立して、元頼、利光敗れて城中に死せり、同年の秋土岐政房は曩に六角氏が元頼等を扶助し、又援軍を出し、等を衝み、兵を出して六角高頼を討ち、滯陣月を重ぬ、十二月七日兩軍大に樋口(志保村大)に戦ひしが、齋藤氏の軍利あらず、利國其子利親と共に戦死す、大寶寺本齋藤系圖、利國及利親の條に、明應五年十二月七日戦死於江左とあり、又親長記、明應五年の條にも七月七日(七月の十二)傳聞今日於江州陣去九月持是院公性法印討死云々とあり、江濃記にも、持是院大年公清法印トモ申、明應五年十二月七日ニ逝去有リ云々とあり、江北記にも、明應五年に持是院南へ被取掛候事は、前齋藤丹波を合力儀無念の由にて被掛候得ども、失利無正體落居候、樋口陣と申は此時事也とあり、持是院公性法印なる齋藤利國は本郡樋口に於て戦死せし事は諸書の説一致せり、

此に不審なるは五月二十七日石丸利光の亂に本郡彌高山の陣より出でし六角氏の軍を潰走せしめたる京極政經が十二月七日の樋口合戦には見えずして五月の利光の亂に見えざりし京極高濤が樋口合戦に見ゆる事なり江北記の明應五年の條に環山寺殿は持是院御合力候て同年十二月七日夜御牢人候て四ヶ年の間海津に御牢人候也とあり高濤が齋藤利國の軍を援けしに十二月七日即ち利國戦死の夜に出奔して海津に奔り四ヶ年間も本郡に歸らざるは樋口合戦の裏面には政經對高濤の争ひの意味も含まれたりしかとも思はるゝなり同じ齋藤氏の援軍に政經あれば高濤おらず高濤居れば政經居らざるは京極二派の軋轢を表明するものなれども史料の缺けたるこそ遺憾なれ只僅かに今井軍功記左衛門尉清遠の條に此間の消息を偲ふに足る一節見ゆれば参考の爲左記す、

明應五年六月治部少輔殿(京極)御出陣のとき中務少輔殿(京極)彌高寺にまします御時多賀新左衛門尉經忠に一陣仕り桃原に在陣すといへども經忠治部少輔殿へ參らるゝ間清遠一身引切彌高寺の御陣へ馳參り同七月十一日伊底(伊庭)出羽守大清水山に陣取清遠人衆在所返遣南道路を取切毎日數多敵を討取出羽守退散の時清遠追懸醒井の長場(長場)の誤(誤)磨針において合戦いたし随分の頸四十餘討取一身高

名御成狀在之、

六角高頼の麾下伊庭氏が大清水山に陣せしを敗り之を追撃して敵に大打撃を與へし狀は前記せし船田後記の文に一致すれども政經の彌高山の在陣(船田)に高濤の彌高寺の御陣(今井)は同事異傳なるべきかと疑はるれども多賀經忠が政經に應せしに今井清遠が獨り高濤に隨ふて忠節を盡すを思へば同じ彌高山中に京極氏兩黨の陣ありしが如し後考を俟つ、

### 第十二節 京極政經本郡相撲の保并に淺井郡

#### 南北庄を永安寺に寄附す

京極高濤は己れを援助せる美濃の齋藤利國が樋口合戦に戦死せしにより盲人の杖を失ひしが如く其夜(明應五年十月七日)奔て湖北の海津に逃れ四ヶ年間茲に浪居せり史料缺けて其所以を知られざるも伯父政經との政争なるは明なり高濤を湖北に追込めたる政經は依然として分國の政治を爲し居りしが明應六年九月本郡相撲の保に於て十二町の田并に淺井郡南北の庄とを山上の永安寺に寄附せり、永安寺は神崎郡山上村にあり山上永安寺と記さる但し山上の地は溪流を隔てし愛

知郡永源寺に隣りたれば、永安寺は永源寺の寺中にて一寺別名なるは、永源寺を一に山上寺と稱するに考へ合せて知らるべし、永源寺の瑞石曆代雜記に左の文書あり、

坂田郡相撲保十二町、淺井郡南北内田數目録紙注文在別紙封裏事依爲佛殿三千體之燈明料、永代奉寄進之上者、相除臨時段錢等訖、異以不可有相違、彌可被領知之狀如件、

明應六年九月廿六日

前大膳太夫判

山上永安寺納所禪師

前大膳太夫は京極政經なり、明應六年九月、永安寺の納所禪師に宛て、本郡相撲保にて十二町の田地と、他に淺井郡南北の所在田地とを、其寺三千佛の燈明料に永代寄附せり紙封裏に記すあり、別而して其地に課せらるゝ臨時の段錢等を免除する事を特記せり、京極氏が其所領本郡と淺井郡との田地を六角氏と境界地なる永安寺に寄附せし理由は分明ならず、永源寺は創め六角氏頼の建立なれども、明應四年勅して鎌倉圓覺寺の上に班せしめて名利となりたれば、堂舎を擴張し、三千佛をも安置するの盛觀となり、因て京極氏も其勸進に應せしものか、同年十二月二十三日秀成、忠郷の二人連名して狩野將監に宛て、山上永安寺領坂田郡内平安寺の事と題し、先規の御成敗

の旨に任じ返附せられ畢ぬ云々の文書あり古文書設令寄附者が永代を期して寄進するも、戰國時代には武家の興亡によりて土地の競望強奪等も行はれたれば、久しからずして本郡の永安寺領も他の領する處となりたらんも、天文十一年八月二十七日に淺井久政は澤村四郎兵衛跡内山上永安寺領一段前々の如く異儀なき云々の文書を百姓中に送れり古文書澤村四郎兵衛なる武士が領せし土地の内に壹段の永安寺領ある事を安堵したるなり、今相撲は神照村の大字となりて存す、當年相撲保とあれば現今の大字相撲の地のみならず、相撲の東北に大字森村あり、其大字の土地小字に永安寺と稱する處あり、此れ當年の永安寺領たりし遺名ならん歟、相撲の地が古へより領主を換へたること初め五條家の領地となりて相撲の名を附せられ、平安朝の中世より叡山領、明應年間に永安寺領となり、天正十三年より數年間は山内一豊の領地と變せり、

### 第十三節 今濱の戰

明應五年十二月、海津に遁れたる京極高清は、四ヶ年間を同地に浪居せしが、上坂治部等一派老臣の忠節により、明應八年七月十八日、海津を出で、本郡に歸り、今濱城に入

れり、當時上坂治部の外、井口氏、淺見氏、狩野氏等、高濑を援けたり、これより京極政經の勢力は漸く衰へ初めたりしが如し、そは從來政經に黨せし重臣淺井、三田村、河毛、堀等の士が高濑に黨せし等一因なるべし、文龜元年六月三日、京極高濑の住せる今濱城にて一争鬪起れり、此戰因は京極臣家の黨争なり、即ち淺井、三田村、河毛、堀等の士が上坂治部の黨と戰ひたるなりき、淺井亮政が上坂氏を攻めし主因は古し、下坂秀隆は明應五年樋口合戰以後、眞木島に浪居せしも、此戰の時は今濱に歸りて、其族下坂右馬允と共に高濑のために奮戰せり、江北記に、樋口戰已後は秀隆眞木島に引籠候て、文龜元年六月三日、今濱陣也、其時致出頭、六月三日に合戰忠節仕者也、此時下坂右馬允同道也とあり、又其次に、六月合戰元は上治上坂治部をそひき、淺井、三田村、河毛、渡部、堀其外の衆也とありて、六月三日の今濱合戰は臣家の黨争なりしを知るべし、

伯父政經の爲に多年處々に浪居辛苦したる高濑も、これより漸く勢力を増し、やがて上平城築造の運を開くに至る、高濑の勢力は如此増大せしが、此頃政經は如何になししかといへば、室町家御内書案貞宗御勢に、大刀一腰、赤青銅千匹到來、尤喜悅候也、二月京極大膳太夫入道とのへと見え、年記缺けたるも、内書案の前後に參りて、文龜元年二月なるを知る、將軍家へ獻物の事

并に大膳太夫入道とのありて、世を子息材宗に譲り退老せしをも知らる、故に是より以後は政經に代りて、子息材宗と高濑との争ひ現出す、材宗は始め經秀と稱し、後に材宗と改む、家中竹馬記并に土岐家聞書、一常徳院殿文明十八年丙午七月二十九日壬申大將御拜賀供奉の次第、二騎打の中に、二番佐々木治部少輔材宗大膳太夫政經と見えたる是れなり、材宗が高濑攻撃の第一回は六月中旬なり、即ち江北記六月合戰の條に、六月十七日之夜、今井館へ治部少輔殿、濃州いびより被成御出、今濱へ被取掛、被失勝利候也、環山寺殿は今濱に御座候也とあり、治部少輔は政經の息材宗なり、高濑が今濱歸住後は材宗は美濃に浪居せしと見え、六月十七日の夜に美濃の揖斐より出で、今井氏の箕浦城に入り、而して勢を揃へて、今濱に高濑を攻めしも、敗れて退きたり、江北記には此戰を材宗の進入のみに記せども、決して然らず、そは室町家御内書案に六角高頼應援の事見えたり、左の如し、

今度治部少輔材宗、亂入北郡、對中務少輔高濑及合戰之處、不移時日、依令合力、則敵數多討捕之、交名注進到來、尤被感思食候、仍大刀一振、助宗馬一疋遣之候、猶貞宗可申候也、

閏六月十九日

佐々木大膳太夫は六角高頼なり、又閏六月十九日とありて、年記缺けたるも、御内書案の前後に考へ、六月閏の年を推歩すれば、文龜元年に相當す、されば江北記の六月十七日の條に對照して、治部少輔材宗が中務少輔高清を攻めしに吻合す、而して右の文を按ずれば、材宗の坂田郡侵入につきては、幕府は直に六角高頼に命じて、高清を應援して、材宗に對抗せしめたりし事も明なり、殊に、敵數多討捕之、交名注進到來云々とありて、大勝を得たる高頼は、敵の戦死者の氏名を注進せしが、將軍は之を見て感賞したりとて、助宗の太刀一振と馬一疋とを賞賜せられたり、是れ江北記に材宗の軍が被失勝利也とあるに一致す、されば高清が材宗の軍に打勝ちしは、高頼の應援によりてなり、蓋し當時今濱の戦は餘程の大戦たりしが如し、

京極材宗は敗軍して今濱より退きしも、翌年に至り更に高清の今濱城を攻めたり、江北記文龜二年の條に、治部少輔殿南より合力中御出張候、其時も不被遂御本意御取退候云々とありて、材宗の軍は再び今濱にて敗れたり、但し翌年には六角氏が材宗を援助したるが如し、此年十月には材宗の父政經卒し、高清は益幸運の期に入りたり、父の死去により一時兵を罷めたる材宗が、高清討伐の宿志は猶未だ喪失せず、永正二

年に至り更に六角氏の援を得て高清を攻めたり、江北記に、永正二年治部少輔殿南より御出張候、九里大夫已下御供申已に失利云々とあり、六角氏の重臣九里備前守等も援軍の事見ゆ、されど又高清の勝利に歸して材宗は敗退せり、御内書案永正三年の條に左の文書見ゆ、

去年佐々木中務少輔入道合力事被仰出之處、應下知急度令出陣、注進尤感悅無極者也、

三月

齋藤彦四郎どのへ (利隆なり)

又

今度當郡氏綱、材宗等令出張之處、致合戰、屬無爲條、尤神妙感悅候、仍大刀一振、經家馬一疋、河原毛遣之候、猶貞宗可申下候也、

三月

佐々木中務少輔入道どのへ (高清)

又

就北郡沒落之儀、大刀一腰、馬一疋、鷄毛印鵝眼五十四匹到來喜悅候、猶貞宗可申候也、

以上の文より永正二年高濑と材宗との戦は其大體を知るを得たり、先づ第一の文書に去年とあり、永正三年の前年なる事を知られ、江北記に一致す、而して永正二年の戦には六角氏は材宗を應援したるも、室町幕府の方針は従前の通りにて、高濑に援助を與へ、即ち美濃の齋藤彦四郎利隆に命じて、高濑を援けしめ、高濑の勝利となりたれば、幕府は感悦の状を齋藤に與へたるなり、次に第二の文書は幕府が高濑の勝利を祝して、物を與へしものにて、其文中に「氏綱材宗等云々」とありて、其戦には六角高頼の子氏綱が材宗の應援に出陣せしも知らる、第三の文書は高濑が幕府の恩を謝し物を獻せしに對して、幕府より謝意を表せしものなり、

かく材宗は文龜元年以後時々兵を出して、高濑を攻めしも、毎に敗軍のみにて、一回の勝利だも得る能はず、而して高濑の勢力益順境に榮えたれば、流石の材宗も終に争鬪の益無きを悟り、永正二年の冬箕浦日光寺（箕浦庄日光寺にて息長村大字日光寺なり）に於て講和を結びたり、江北記永正二年の條に、同年冬御和睦に成候て、於箕浦日光寺御參會也、是より二十五年無事也とあり、文明二年持清の歿後より、多年同族の争ひは一段落を告げ、此に

至りて京極高濑は其分國を一團として統治するに至れり、

#### 第十四節 梓河内に於ける京極氏の隠れ城

京極氏が其菩提寺ある清瀧と程近き梓河内の溪間深き處に其隠れ城を置きし初めは、多年の秘密として文書記録にも見えざれども、文明三四年の頃黒田政光と京極政經とが高濑の後見を争ひしより、第二節に記しし如き重臣間にも黨派を生じ、政經黨の勢力を得しより、政光并に多賀出雲守等の一派は河内の猪の鼻に引退せり、其文江北記に見ゆ、隠れ城の記に見ゆる始めなり、乃ち江北記に、文明四年か五年之時分候哉、祖父秀維新左衛門にて多賀出雲守とくけん事也、立相國之儀成敗之處、出雲守理不盡沙汰有之間、不可然候由を雖申候無承引候間、あつさ河内いのはなを拵引籠候處、濃州より妙珍持立院へ罷越有口入、國中へ罷出如先々申談加成敗者也、いのはなには秋頃より明る三月時分迄有由候とあり、文明四五年とあるは三四年なるべし、祖父秀維は下坂氏にして、新左衛門以下は多賀出雲守の名なり、河内の猪の鼻は兩谷の間へ突出でたる山角の地にして、恰も猪の鼻に似たる地勢なるによりて其名あり、今も猶小字を猪の鼻と稱し、二溪流の合する要衝なり、京極邸趾馬かけ場、石田氏邸趾等相並で存し、

八講寺磐趾も附近の峻嶺の頂にあり、其他何人なるや其名詳ならざれども、長岡に住はれし京極氏が事務を江伊豆守に譲りて、河内猪の鼻に移りし事古記録に見え、又天文二十年三月十八日、山田越中入道より江伊豆入道へ宛てたる文書に、先年於河内以被仰付筋目專一候云々(古文書二五〇)とあり、又無年七月十八日附にて京極高慶(慶作佳)が今井尺夜又丸に送りし文書(古文書二七二)に、今日敵働候事、昨日内々聞候、付ては山中すべき様に候間、其覺悟を爲し候處、下も通へ打出候間、中筋へ人數遣候處、はや打歸る間、是非に不及候、仍て河内城普請今少調はず候間、人足一日申付らるべく候は、祝着たるべく候、其方にも入るべく候へども、一日の事に候間、入魂管要に候、猶大和可申候、恐々謹言とあり、此一通の古文書ありて、河内の猪の鼻が兵亂の時、京極氏の隠遁所たりしを推知すべし、蓋し京極高峯、高秀、高慶(一作佳)の三代は、淺井氏勃興の時に當り、最も流浪せし時代なり、されば高慶こゝに潜伏し居たるに、今日敵働くにつきて山中に入り來るべしとの内通を得て、遽に人夫を徵發して河内城の修築を爲すに、人夫不足なれば、今井氏(城主)に宛て一日の人足を請求せられしものなり、此他野一色秀重が坂田郡河内の城にて戦死せし事も古記に見えたり、夫れ河内の地、京極氏の菩提寺たる清瀧寺と相距る事遠からず、三面山を回らし、僅に西北方の中仙道に向ふて開けるのみ、是に

近郷無比の天險と云ふべし、本篇第六章に記せし長澤の關趾と梓の關趾とが河内谷の出口の東西に存するも、蓋し偶然にあらざるべし、

### 第十一章 京極高濤の成功

京極高濤は應仁二年に五歳にして父に別れ、爾來政光、政經等伯父の後見人に養育せられしが、壯年に達せし頃よりは京極宗家の主にありながら、政經の爲に東西に流浪し、具に辛苦を嘗むる事二十餘年に及び、文龜以後幕府の援助を請け、遂に永正二年の冬、政經の子材宗を屈伏せしめ、之と媾和し、此に漸く分國の政務を統一するに至れり、時に年四十二歳、爾來二十年間は高濤全盛の時といふ可し、京極系圖及淺井三代記には平素羸弱にして軍事意に任せず、國務を上坂泰貞に委ねて上平の館に優遊病を養ひし如く記せども、是は例の三代記の虚構に基けり、

明應九年三月周防に奔りし今出川將軍足利義材は、名を義尹と改め、永正四年十一月、大内氏の援助を得て四國、九州の兵を率ゐ、山口を發し、備後鞆津に於て越年し、五年二月京師に入り、將軍義澄を除きて復職せんとす、足利義澄は令を諸國に出して、諸將の入京を命せり、京極高濤も亦其令に接せり、乃ち室町家御内書案永正五年の條に左の

文あり、

今出川入洛必定由、注進條可相支候、催軍勢不移時、日有參洛、抽戰功者、尤以可爲感悅候、委細猶右京大夫可申候也、

二月二十三日

佐々木中務少輔入道とのへ

右の催促狀は六角氏綱へも下されたる事同書に見ゆ、今出川入洛必定云々は義尹の入京をいふなり、此時高濑の入洛に關する史料は見えざれば狀況を知るを得ざれども、曩に京極材宗の挾侵せし時、應援を得し恩あれば、高濑は此催促に應じて入洛せしならんと思はるれど、義澄將軍は義尹の入京に先つて、高嶋郡の朽木谷に逃れたれば、當時に於ける高濑の去就は俄に斷ず可からず、

### 第一節 上平の築城

京極高濑の上平築城は京極系圖、淺井三代記には永正六年とし、太平寺の城館より移築せし如く記せるも如何にや、船田後記に明應五年五月十日、京極政高(經)が淺井氏、三田村氏の兵を進めて彌高山に駐屯せしを記し、二十七日には政高が彌高山より三千

(春照村林繁太郎氏所藏)





人の兵を出して、六角高頼の應援軍を破り、敵の將卒五百餘人を殺し、由を記せり、高山は即ち上平なり、されど城館ありしよしは記さるも、其駐軍の地となしは知らるべし、或は思ふ京極氏の城館は中仙道には清瀧寺の館、北國路には上平寺の館を設け、古き昔より二道の要害地たりしに非ざるかと、而して高濤が北近江の分國を統一せし永正三年以後、更に其荒廢を修し、規模を擴張し、上平館の設備始めて完備せしは同五六年の頃にてありしか、上平館の古圖は別紙に挿入す、荊安尾と稱する山上に城を築き、本丸、二の丸、三の丸の構あり、名けて桐が城と稱す、桐ヶ城の名は京極氏の祖氏信が鎌倉の桐ヶ谷に邸宅を構へ、近江四郎左衛門尉氏信と稱し、檢非違使として威權甚だ熾なりしにより、世呼んで桐ヶ谷尉と稱す、桐ヶ谷は鎌倉の材木座にあり、廻國雜記に「此里の古井のもの、桐が谷落葉の後、はくむ人もなし」と詠める所なり、此城一に荊安尾の城ともいふ、江北記大永三年三月の條に「國衆悉く上平へ參候かりやす尾の御城より云々と見え、又十二月十二日淺井賢政より若宮氏に宛てたる文書(古文書一七四)に「濃州堺目かりやす尾と申所云々とある此處なり、其東麓に所謂上平の館は建てられたり、林泉を築き、六人衆を始め諸重臣の邸宅を定め、諸士以下民家をも移し、練馬場を拓き、堀を深ふし、嚴然たる一城廓なるは挿入の古圖に俾ばる、多年の戰爭に倦みた

る士民も其平穩を喜び、上平館に伺候して頌を獻じ、流離困頓に疲れし高濤も暫し太平の夢穩なりしなるべし。

### 第二節 足利義尹義澄の争ひと諸將の催促

一旦周防に走りたる足利義尹(後種)は、永正五年四月に大舉入洛して將軍に復職せり、義尹の銳鋒を逃れて近江に隠れたる足利義澄は、朽木谷を出で、九里備前守の岡山城に入りて時運を待てり、永正七年二月、將軍義尹は兵を募りて、近江に在る義澄を征せんとす、黒田家の記録に左の文見ゆ、

就江州敵退治事早速令出陣、抽忠節者、神妙依其功可有恩賞候也、

二月二十三日

佐々木黒田四郎左衛門どのへ

右の文案は昔御内書案、永正七年の條より抜記せられしものならん、同書には右黒田氏の外、京極氏及び六角氏の諸臣に同文の感狀を與へし案を存す、諸臣とは多賀四郎右衛門尉、多賀豊後入道、若宮左衛門太夫、上坂治部入道、高橋兵部少輔、佐々木五郎、尼子刑部少輔、岩山四郎、鏡兵部大輔、佐々木小三郎入道、佐々木九郎等なり、以上の諸氏が同

文の感狀を得しは即ち諸氏が出陣せしを證せらるゝなり、但し京極氏の老臣中にて、も淺井、三田村、下坂、淺見等諸氏の見えざるは出陣せざりしたためならん、

### 第三節 京極氏の進物

殿中申次記、正月二十三日の條に、永正十二、白鳥一餅一折御年始、佐々木中務入道とあり、親孝日記にも同文見ゆ、中務入道は中務少輔入道にて高濤の事なり、京極家にては年始の禮として、琵琶湖の鮎一折と白鳥(鴨)一(一羽)を將軍に獻上せり、江北記に「二月朔日に公方様へ御屋形御禮申候事は月廻に正月の御ふくを御給候御禮也、千疋に參者也、御相伴之者へは何も御ふく被遣候由申次折物小袖の事御給候時は着めされず御參候也」とありて、將軍家よりは正月に御服を贈らるゝにより、其の御禮に二月朔日に參上の事を記せるなり、兩書を對照して新年の贈答を知らる、次に親孝日記、永正十三年の條に、六月十日、佐々木中務少輔入道、宗意、初瓜進上、細美五端、并圓座二十枚進上とあり、而して幕府の伊勢守貞陸は左の感狀を高濤に贈りたりと見え、案文同書に見ゆ、

公方様へ、初瓜一籠、細美五端、圓座二十枚、御進上之旨、致披露候了、尤以珍重候恐々謹

言

六月十一日

謹上佐々木中務少輔入道殿

伊勢守貞陸

又

誠其後者不申入候背本意存候處御禮拜見畏入候仍細美貳端令拜受候御懇志尤以畏悦千萬候旁猶期來信存候恐々謹言

六月十一日

謹上佐々木中務少輔入道殿

伊勢守貞陸

初めの一通は貞陸が將軍よりの謝意を傳達するもの後の一通は高濤より貞陸に贈りし細布二端の私禮なり之を江北記に對照すれば六月朔日には高宮細着御進上也二端歟是は當方に限て御進上申候事候也とあり暑中見舞には高宮の細布を献上する事も亦一致す只其數の多寡相違するのみ高宮の麻布は古き時代よりの名産にや高宮細の名義にて公家武家社寺等に暑中の贈物に使用せられし事文書に多く見る所なり高濤献上物は高宮細布の外に圓座二十枚と初瓜一籠とを併せ送りたり而して七月には更に江瓜百籠を贈る親孝日記同年七月の條に左の文見ゆ

一 佐々木中務少輔入道殿江瓜百籠進上同三十疋貴殿へ被御披露御返事  
又殿中申次記に左の記事あり

一 美物之目錄披露次第事自永正十三丙子至同十七庚辰

六月二日壬子 一 細美五端 御圓座廿枚例年進上之日不定 佐々木中務少輔入道殿

禁裡様

一 初瓜一籠

七月九日 一 江瓜百籠

佐々木中務少輔入道殿

以上の記によりて京極高濤は例年六月には高宮細布五端と圓座廿枚とを將軍家に進上し猶同月に初瓜一籠を贈りたりこの初瓜一籠は禁裡様と申次記に肩書あれば宮中に献上せしものならん又七月九日には百籠の瓜を例年に贈りたり本郡を始め近江の瓜は昔時には名高き産物なり新札往來にも近江瓜濟々用意候此間美物拂底候若白鳥候者可申請候更無售物候間難得候云々とあり又六月二十六日附石田正繼より上坂信濃への謝狀にも瓜二籠の到來を喜びたる事見ゆ古文書江瓜とは江州瓜の意なり

猶高濤が將軍家に出仕の時は御供三人を具し殿上する事江北記に見ゆ一人は御劍

一人は進上の大刀、一人は御笠の役とあり、年始の禮には小八木氏及び殿村因幡守等御供せし事も同記に見ゆ。

#### 第四節 細川高國の入洛と高濑

永正十七年近江にありし細川高國は近江、美濃、越前等の兵を募り、京師に入り、細川澄元を討ず、五月六角定頼を先鋒とし、志賀山を越えて進軍し、高國は五月三日に京に入り、五日等持寺附近に於て澄元の軍と會戦し、大に敵を敗れり、是より先き將軍義種は檄を佐々木一族に傳へ、兵を京師に召す、御内書案に左の文見ゆ。

京都急劇之條、不移時日、令參洛、抽忠節者、可爲神妙候也、貞陸 訓達

三月六日(永正十七年)

佐々木中務少輔入道どのへ

是れ京極高濑に送りしものなり、同様の内書は六角氏にも送られたり、此内書には幕府が高國を助けて入洛せよとの意味は文中に明記なきも、義種は高國を入洛せしめ、澄元に代らしめん爲に、竊にこれと同様の内書を近江美濃等の諸豪に達し、高國を應援せしものなるべし、此内書によりて京極高濑が出陣せしや否や確かならざれども、

嚴助往年記に左の文見ゆ。

永正十七年庚辰五月三日、高國入洛、出張兩佐々木合力自江州、大將小原罷出云々、同五日大合戦、高國方其外過半追落云々、

又永正十七年記に

五月三日、天晴高國入洛、兩佐々木合力、數萬軍勢自諸口付入、自丹波内藤出張、人衆八千計、自長坂口打出、舟岡山於七社邊居陣云々、高國白川取陣、自江州大將佐々木小原近江守舍弟云々、

又白川分流記に

高國近江國兩佐々木殿を御頼み有、同五月三日に京東山白川表へ上り給ふとあり、諸書共に近江國兩佐々木とあれば、京極六角二氏ならんと思はるも、大將小原云々とあれば、所謂兩佐々木とは六角氏と大原氏と二家なるが如くも見ゆ、但し此頃京極高濑と大原氏とは密接の關係ありしは江北記の大永三年の條に、高濑が大原五郎と共に尾張に行きし事、并に蜷川親孝記大永元年八月二十七日の條に、京極小原(小原大)殿御代始の御禮云々とありて、京極大原殿が新將軍義晴の襲職の祝賀に出でしこと等の文に考へらるゝなり、

## 第十二章 京極高濂の末路と淺井三代記

高濂は五歳にして父を失ひ、伯父後見の中に養育せられ、年長じて後は一族間内訌の爲に東奔西隠殆ど寧日なく、漸く四十二歳の頃より分國の政務を統一し、上平館上士民の謳歌を聞くに至りたり、されど外には同族六角氏との反目あり、中には老臣間の分黨あり、況や京師の騷亂は常に餘波を江州に送りて武装を解かしめず、天下泰平の夢は結ばれざりしも、永正三年以後大永三年に至る十七八箇年間は、高濂世代中の平穩時代なりき、今や高濂の末路を記さんとするに當り、先づ淺井三代記の眞價を論せざれば其順序を記し難きを以て、茲に正確なる史料の原告を以て三代記を被告とし、嚴峻なる公判を下さんとす、

淺井三代記は僧雄山(一)が元祿年間に編せし書にして、全部を十五卷とす、奥村因幡守の紹介を以て、加賀侯前田氏に獻じ上梓せられしものなり、其内容は世人を喜ばしむる軍談にして、淺井亮政、久政、長政の三代を記述せしものなり、元來近江は佐々木一族の分國にして、鎌倉以來の史實は此一族の關聯せざるもの少し、然るに正確なる家記傳はらず、戰國の時代に入りて、其被官として江北の地に割據の武士も多かりしに、

主家の盛衰興廢を記ししもの僅に江北記一小冊ある而已、國主たりし京極家亦記録を傳へざりしなり、然るに雄山著す所の淺井三代記世に出で、婦女子を喜ばしむる架空の軍談は地方の史談として世人に歡迎せられ、終には有力なる史料の如く用ひられ、京極家を始め地方の系圖及記録等に三代記を引用せらるるもの少からず、編者も從來半信半疑の軍談として深く調査の機會もなかりしが、今次の編纂に當り諸書の記事と古文書とを以て之を對照せしに、齟齬百出符を合するものは織田氏の近江侵入以後に少許あるのみ、先づ淺井家の根本なる祖先が三條卿に始まるの偽作を以て冒頭とし、爾後亮政の死亡年月の相違、久政人物の誤解、上坂泰貞の偽名等枚擧に遑わらず、所々に行はれし大小の戦ひも十中の八は架空の小説にして、爾餘の二分も戦争の年月悉く相違し、正しき史料と符合するもの殆ど少し、故に相違の諸節は第七八兩篇中の各所に於て徵證を示して論述すれば、之には詳記せず、本章には京極高濂の上平館修築より高濂の末路に至る間の要項を三代記に對照して論難するに止む、

## 第一節 上坂治部の執政について

三代記に高濂は上平館移住後は多病にして軍國の用に堪えず、爲に政務を上坂泰貞

に譲り、入道して環山寺梅叟と號し、優遊自適僅かに其子高岑を保護する樂隱居の如く記せども、高泚決してさることなきは前章の各節を通覽すれば分明なり、其政務を執らしめたる上坂治部少輔を泰貞と名づけたるは偽名(本章第四節參照)高泚の相續人を高岑と名づけたるも又怪し(第十三章參照)但し高泚は其諸老臣の中に於て上坂治部を信任せしは誤りなかるべし、そは大永三年の爭論(第三節)によりて證せらる、

### 第一節 永正七年の戰に就て

三代記に永正七年三月、上坂治部は江北の武士を會して、六角氏討伐の計を定め、十六日より進軍して礪山城を攻め、十八日には鳥居本に戰ひ、六月十一日に至りて佐和山、松原兩城の陥落せし由を記せり、此の年は前章に記し、如く將軍義尹が近江に逃れたる義澄を征伐せんとて、二月二十三日に京極、六角兩佐々木家の重臣に出陣を促し、事昔御内書案に見ゆれば、上坂治部、若宮左衛門尉、多賀豊後入道、多賀四郎左衛門尉等の出陣は恐らく六角征伐にはあらず、足利義澄征討の師にてあるべし、

### 第三節 高泚の卒去年月

三代記に高泚の卒去を永正十四年二月十六日とし、年齢を五十八歳と爲す、高泚は寛

正五年の生れなれば、永正十四年には五十四歳なり、扱高泚は五十四歳にて卒去せしかといへば、高泚決して死せず、永正十四、五、六、七の毎年六月に、高宮布五端と初瓜とを幕府に獻上せし事、殿中申次記并に蜷川親孝日記にも見え(第十一、三、三章參照)又永正十七年三月六日に幕府より高泚に京都出陣を命ぜし事、御内書案に記され、又祇園會御見物御成記に左の文見ゆ、

大永二年六月廿七日祇園會爲御見物御成之時從上平御一獻に付而次第

一御一獻有之

佐々木中書入道京極殿申沙汰之

一京極中書進物種々有之、岩山民部少輔祇候也、

又親孝日記大永二年の條に左の記見ゆ、

七月三日 綠御使、

一京極殿三十貫文、殊御馬代可有進納、何も納次第可有注進之由、重而可申遣之旨、京極中書は中務少輔の事なるか、從上平ことあれば、京極氏上平館の意たるや明けし、猶長享年後畿内兵亂記に左の文あり、

大永三年北郡、上坂治部信光没落、閏三月京極宗意出奔、

三代記に上坂治部少輔を泰貞に作るも此には信光とあり、京極宗意は高泚の道號な

り、この兵亂記の記事は三代記を駁つゝの好史料なり、而して此記事が江北記の文に吻合せるも亦痛快と云はざる可らず、江北記に「大永三年三月九日、大吉寺の梅本坊公事故、淺井、三田村、堀、今井、其外前より、牢人衆淺見に申談、小野江の城に籠候、今濱より取懸、安養寺に番勢を置候處、自小野江被掛合戦にをよび、上坂隨分衆多打死候、其儘今濱破候、環山寺殿上治と爲御同心候間、國衆悉上平へ參候、かりやす尾の御城より御忍にて尾州へ御取退候、大原五郎殿も御同心候云々」とあり、大永三年三月九日に、今濱城にて上坂治部は敗軍して、部下の戦死者多く、治部信光は没落し、閏三月には京極高濑が菊安尾の城(上平)を出で、尾州に奔りたるは、二書の説一致す、大永三年は永正十四年より六年の後なり、三代記にては永正十四年に卒去せし京極高濑が、六年後の大永三年に戦争に敗れて尾張に走るの理なし、三代記の妄説沙汰の限りといふ可し、扱高濑は大永三年に一旦尾張に走りしが、其後は如何に爲して何年に卒去せしやといへば、天文五年十二月に高濑が下坂、村田二氏を使として、書を出雲の龜井安綱に送り、十二月十日附にて安綱より高濑への返書、江北記の末文に見ゆ、天文五年は高濑七十三歳なれば、衰殘の老軀を以て猶上平館上に餘命を維持したるなり、其死亡の年月は詳ならざれども、天文七年九月十六日の上平寺文書(古文書一八四)に黒田宗清と多賀昌運と

が連名にて、上平寺の住持に宛てたる消息の中に、彌勤行等無懈怠可致奉、吊環山寺殿様御菩提之由被仰出候也とあれば、高濑は天文七年九月以前に卒去せられしを知る、按ずるに天文六年より七年の上半に於て死去せしか、而して其墳墓は上平寺(春照上寺)に存すること京極子爵所藏の古圖并に古文書五四〇にて證明せらる、

#### 第四節 上坂泰貞と上坂信光

上坂氏の古き系譜は見ざれども、前章に掲げたる古文書の年代によりて、永應より天文間の世代を自然に探るを得べく、而も其代々が信の字を用ひし事も分明となれり、然るに淺井三代記に上坂治部を泰貞に作り、入道して後泰貞齋と記せり、按ずるに三代記の編者雄山和尚が治部丞信光の名を知り得ずして、入道後の泰貞齋の二字を以て治部の名に附會せしと思はる、其は長享年後畿内兵亂記に「大永三年北郡上坂治部信光没落、閏三月京極宗意出奔」とあり、宗意は即ち京極高濑にして、高濑を輔佐せる上坂氏は信光なるを知る可し、又古文書一三三下坂文書に無年號、二月十二日下坂庄地頭職を下坂三郎に申し送る狀の文末に信光の名と花押のみあれども、上包の紙に上坂治部丞信光とあれば、信光が治部丞と稱せし事も明なり、然のみならず地頭職を下

坂三郎に命ぜられたる由を申送りしは、京極氏の命を傳へしものと思はる、此文書に年數の記入なきも、兵亂記の文に對照して、京極高清を補佐せし上坂氏は治部丞信光なることの鐵案を下すべく、又入道後に泰貞齋と稱せしにより、三代記の編者に泰貞の名を追書せられしをも推察するを得るなり、茲に上坂信光が泰貞の僞名を抹殺して本名に復す。

### 第五節 上坂治部の卒去

淺井三代記に永正十二年二月より病に臥し、翌年三月九日六十三歳を以て死しければ、伊吹山の中彌高山に葬り、青松院殿春岩宗月大居士と諡すとあり、又同書に京極高清入道宗意も永正十四年二月十六日卒去と記せども、二氏の卒去年月は據る處もなき僞説なるは、次章に記せし京極高延の相續論に於ける大永三年三月の戰の條に徴して明なり、永正に死したる二人が數年を経る後の大永三年に戰ふの謂はれなし、淺井三代記の著者が長享年後畿内兵亂記、江北記、幻雲集等の諸説をも參照せずして徒に妄説を記し、後世を欺くの罪輕からざるなり、編者茲に特筆しおく、京極高清并に上坂信光は永正年間には死せず、其死は大永三年三月以後にあるは疑ひを容るゝの餘地なしと、

### 第十三章 京極高延の相續と其末路

江北記に大永三年三月九日、大吉寺(淺井郡)の梅本坊にて爭論ありし事を記せり、其事態は分明ならざれども、京極六郎高延と族弟五郎との間に起りたる勢力争ひなるべしとは、後に記する淺見東陽宗春の像贊によりて知らる、仍高延は京極系圖には見えざれども、高清に繼ぎし人なれば、高岑に相當す、正しく其前名なるべし、高岑は諸家系圖纂及び京極圖には高明に作る、

當年高清は六十歳の老翁なれば、相續人を定むべき時とはなれり、然るに京極氏の重臣間には高清の分國統一以前より、甲乙二黨に別れたりしは、前各章既に記したる所なり、此餘弊は高清が政權統一後も猶黨派の暗流を存し、高清の老衰に當り、従前よりの内訌は又重臣間に及びて、上坂治部信光、下坂秀隆、多賀四郎左衛門、若宮藤左衛門、慶僧左京入道等は五郎高慶を立てんとし、淺見、淺井、三田村、今井、堀等の重臣は六郎高延を援けて之を立てんとし、遂に干戈を交へ争闘するに至れり、江北記に左の記事あり、大永三年三月九日、大吉寺の梅本坊公事故、淺井、三田村、堀、今井、其以前より半人衆淺見に申談、小野江の城に籠候、今濱より取懸、安養寺に番勢を置候處、自小野江被掛、合



戦にをよび、上坂衆随分數多打死候、其まゝ今濱破候、環山寺殿上治と爲御同心候間、國衆悉上平へ參候、かりやす尾の御城より御忍にて、尾州へ御取退候、大原五郎殿も御同道候、六郎殿はかりやす尾に残し被申候、國衆悉參て上平焼くづして、其まゝ御供申、神照寺へ被成御出、やがて又淺見御供申、小野江城へ被成御出候、上平破候時は秀隆は濃州卷田へ取退候、秀興は六郎殿様御供申、小野江へ罷越候也、

江北記の文は筆意に隨はざる節多くして、一見了解し難き書方なれど、當時の實況を記録せしものなれば、他の正確なる史料と對照すれば、記事總て吻合して誤り少なし、右の文を熟讀すれば、高延の相續につきて臣下二黨の争ひは、終に高延をして満足せしめざりし事、并に他日淺井亮政の一派が上坂氏を倒し、京極氏の政權を奪ふの端緒も伺はれ、又三代記の妄説をも打破すべき好史料たるなり、諸事は後章に譲り、こゝには相續論に係る解釋を試みる、

大永三年三月九日、淺井郡野瀬の大吉寺内梅本坊に於て公事ありしとは、京極家の相續人選定にかゝる二派の争ひなるべし、高延は六郎高延あるに拘らず、族弟五郎を立てんとし、上坂治部、下坂秀隆、多賀四郎右衛門等の一派は其意を賛したりしに、淺井三田村、堀、今井等の上坂氏に善からざる一派は、淺見知忠に謀り、六郎高延を京極家の相

續人に擁することとなり、淺見氏の尾上城に據りたり、上坂治部の派一は今濱城にありしが、其兵を進めて安養寺に陣せしめしに、尾上城の兵攻來りて、上坂軍大敗したり、爲に今濱城は破れたり、時に京極高延は上平城（春照）に在りしが、上坂軍を敗りし國衆等は勢に乗じて、上平城に進めり、高延之を見て、五郎を伴ひて竊に城を出て、尾張に逃れたり、長享年後畿内兵亂記に、大永三年北郡上坂治部信光歿落、閏三月京極宗意出發とあり、其年月記事共に江北記に一致す、淺見氏等高延黨の軍は京極氏の「上平城を燒き、六郎高延を擁して神照寺（神照）」に入り、更に淺見氏の尾上城に移りたり、爾後此争ひは繼續して、數年を経、終に享祿元年八月内保合戦に於て高延黨の勝利に歸したり、そは、淺見東陽の像贊によりて徵すべし、其像贊は幻雲文集に出でたり、幻雲は京都建仁寺の僧にして名は壽桂字は月舟といひ、天文二年に寂せし人なり、此人の贊辭なれば當時の事實を記載せしを信するに足る、淺見氏は淺井郡尾上城主にして代々勇名ある名家なり、本郡の人に非すと雖も、其像贊は京極氏相續論に有力なる徵證なれば、左に全文を記す、

淺見東陽宗春甲冑肖像

韓信走水上、孤軍而破趙兵、活諸人於必死地、武侯稱天下奇材、以佐蜀主、定三國於危急、

秋竊顧今日鼓勇氣不愧難賢運良籌風生刀劍日照戈矛河邊骨夢裡人淚落鴛枕眼前  
瘡心頭肉血洒貂裘義言凜若衆皆服矣遺像嚴然吾焉瘦哉本文百世遠源自出兄弟一  
門孤城相攸華族稟橘諸兄后妃德永以無竭榮邑接竹生島天女福得于不求積善有慶  
殊恩既酬始覺本覺唱如來禪不忘西竺遺教真諦俗諦顯祖師意屢慕東陽勅修蓮漏夜  
永香穗烟收平居量陂汪々也吾公頗如太湖湛三万頃異時德光赫々也兒孫必似朝日  
六十州

江州淺井郡朝日郷人淺見新右衛門俗諱知忠法諱宗春號東陽出于橘氏今之對馬  
守舍弟也勇氣絶倫人皆畏焉佐々木氏源公六郎高延與族弟五郎數年閩壻宗春屬  
六郎幕下享祿元年八月三日於内保河原與敵軍相戰殞命高延由此一戰得利勇功  
無出其右者子孫濟々家業不墜且圖甲冑像需矛拙贊予既老病辭之不允漫染秃筆  
云

此文により佐々木六郎高延が族弟五郎と數年壻に閱きし事も明瞭となる享祿元年  
八月三日淺見氏は六郎高延の幕下に屬して内保河原に戰ふて敵軍を敗り高延は此  
一戰によりて利を得たる事江北記に八月十三日内保合戰にて多賀四郎左衛門の討  
死を記するに符合す但し八月三日と十三日の相違は何れか否なるべし

高延の當の敵たる五郎とは如何なる人なるや像贊には族弟五郎とあり江北記には  
大原五郎と見ゆ五郎が佐々木京極の同族なるは明なれども其系統確ならず但五郎  
が高慶と稱せしは九月十一日若宮藤右衛門に與へし文書(古文書一六六)によりて知らる其  
文書に

今度於内保河原合戰自身被鍵疵手之衆討死候高名無比類候處不慮失利之儀無念  
至極候併隨分無退屈之堪忍於向後彌忠節簡要候猶沼波三右衛門尉可申候

とありて内保河原に於て敗軍せしを無念とし若宮氏の忠節を勵ましより考ふれ  
ば内保合戰に敗軍の將たりしは明なり内保の合戰は其他に見えざれば文書に年記  
の缺けしは遺憾なれども此文書は正しく享祿元年八月の戰に對して與へしものな  
らんと思はる

高慶は後に高佳又高吉の字を用ひし事嶋記録に證せらる高吉は永正元年に生れし  
人なれば内保合戰の年は正に二十五歳の時なり高吉は第八編に詳記すべければこ  
ゝに省略するも按ずるに高慶は先に京極高清と戰ひ後に日光寺に於て和議せし京  
極治部少輔材宗の子なるべし文明以後京極氏が二黨となりしことは前章に記せり  
以後の系統を示せば左の如し

持清

勝秀

高濤

高延

高廣

政經

材宗

高慶

佳又吉

高次

右は文書記録に據り推定したるものなれども、世代の配當も一致し、又文明以後同族間黨争の事態に考へ合すれば方に其の然るべきを信ず、高延は淺見、淺井、三田村等重臣の援助により京極宗家を相續せしも、之より先き既に淺井亮政は智謀衆に秀で、主家を凌ぎて江北の政務を握らんとし、所謂下剋上の行動ありしは、大永五年九月に六角定頼が京極氏の爲に兵を發して、淺井亮政を征せしによりて知らる(内記)故に京極六郎高延は享祿元年内保河原の戰に五郎高慶を破りて勝利を得しも、間も無く江北の實權は淺井氏に歸して、空しく虚器を擁するに過ぎず、爾後亮政は朝倉氏の援を得て益々勢力を占め、旭日の如く隆盛となりしが、天文十一年正月亮政遂に卒去せり、子久政繼ぎしが、高延は久政の初政期に當り、淺井氏を滅し其家の興復を計らんと、十三年重臣等と計り、淺井氏と戰ふ、九月十九日管領細川晴元は六角氏及美濃の土岐氏、越前の朝倉氏、伊勢の關氏、長野氏、北畠氏等に檄を傳へて高延を征せしむ、其文書左の如し。

今度佐々木六郎依致不義被加退治訖、彼館令進發、可被抽忠節之由被仰出候也、

こゝに六郎と云へるは即ち高延なり、然るに越前の朝倉氏は幕府に言上して、淺井氏をして京極氏を伐ちて之に代らしむ、淺井久政命を奉じ、各處に高延と戰ひしが、高延の兵敗れ、終に十月二十二日余吾湖畔に至りて自殺す、家士堀部氏以下多く自殺す(江道記には法名)此の戰亂に關る記録は僅に江濃記に概略を記さるゝのみなれども、其記事も悉くは信す可からざること、是より項を分つて辨すべし、江濃記に

天文十三年九月下旬、京極佐々木六郎殿をせめらるゝ、其時朝倉參洛して言上申けるは、京極家の家老淺井下野守入道休外と申は勝れたる武勇兵法故實の達人也、彼が方へひそかに被仰付て京極退治いとやすかるべし、然れば京極が一跡を淺井に給り候へかし、さあらば某かれに随分意見をくはへ、京極を亡すべきよし言上しければ、其條子細有まじき由被仰出ける、則朝倉方より淺井父子をよび、ひそかに此趣を下知せらる、去程に京極殿、日頃何程の事有べきぞ、中國の勢をめしよせ合戰あるべき由用意有しかども、中國も合戰半にて、あまこ勢も上る事不叶して、家老の多賀淺井も敵に成聲の飛彈國司も如何思けん、手を不合、味方は次第に無勢になりて、同年十月二十二日生害し給ふ、法名道惠、堀部以下のともがら余吾の邊にて自害して、京極の一跡此時滅亡しける、其時弟七才に成給ふを若宮左京亮と云ものひそかに

かくし落し申、北國に下り若州にかくれ、武田家の扶助をうけ、後には京都へのぼり、若君を公方様へ申、佐々木治部大輔高成と名乗り、此名字を繼で、後には近江守と聞えしは六郎殿御弟也、此人萬松院の近習にて無雙の武勇の人なり、

然るに室町時代史(大日本時代)には此六郎高延を討ちしを淺井亮政とせられしは右に記し、江濃記に淺井下野守入道休外とあるによりて誤まられしなるべし、下野守は亮政の子久政にして、救外宗護居士は亮政の法名なり、江濃記には久政と亮政とを混じて、下野守休外と記せり、元來淺井三代記には亮政の亡年を天文十五年七月十七日と記したるを以てこれまで世人の多くは其記を正確なるものと信ずれど、亮政の死は其墓石に天文十一年壬寅正月卒すと刻まれ、又淺井氏の香華寺なる徳勝寺の過去帳にも又同寺の靈位にも同じく天文十一年正月七日とあれば、三代記の記事は信す可からざること明なり、天文十一年に死去せし亮政が二年後の十三年に京極高延と戦ふの謂はれなし、江濃記に淺井父子と記するは寧ろ久政と長政となるべし、次に同書に高延の弟七歳に成給ふを若宮左京亮といふものひそかにかくし落し云々(中略)後年佐々木治部大輔高成と名乗り、此名字を繼で後には近江守と聞えしは六郎殿御弟也、此人萬松院の近習にて無雙の武勇の人なりとあれど、高成はさして武勇無

雙の人にあらざ、永祿六年諸役人附に同年五月(義輝の時)御供衆の中に治部大輔高成京極とあり、又加越闘争記に永祿十一年三月下旬、足利義秋(義昭)が越前南陽寺の花見の供奉の中に佐々木治部少輔高成ありて、觀花の和歌を詠じ、同五月十七日朝倉邸御成の供奉にも加はりて舞をなし、事は見ゆるも、永祿八年光源院生害の時にも、天正元年義昭没落の時にも、勇戦の状見ゆるなし、要するに高成は足利義昭に供奉して、腹臣となり、義昭の没落と共に沈淪せし人なるべし、高延の子に高廣あり、後に兵を擧げて興復を圖りたり、そは第八編に譲るべし、

#### 第十四章 京極氏の被官と支族

被官は元は被管と書き、公家の家禮ケライと同じく、隸屬の意味なり、後に家來、被官と略す、普通なり、京極氏の被官は江北六郡に亘りて其數多く、鄉村に割據したる豪族にて、事なきの日は自領の行政を主宰するも、一旦有事の日には甲冑に身を堅めて、主家の爲に戦陣に出づ、其被官の家名今は其一班のみを知るに止り、悉くは分明ならざれども、史書に散見するものを左に記すべし、先づ江北記に根本當方被官事と題し記さるゝ家名には、

今井 河毛 今村 赤尾 堀 安養寺 三田村 弓削 淺井 小野八郎 河瀬  
九郎 二階堂

等あり、今井堀二氏は本郡南方の勢家なること第八編に詳記す、今村は神照村大字今の住にして、本郡の北境に當る、其他河毛、赤尾、安養寺、三田村、弓削、淺井は淺井郡在住にして河瀬氏は、犬上郡、小野氏は鳥居本村大字小野の住なるべし、二階堂は其住地分明ならず、次に一亂、初刻、御被官參人衆事と題して左の列名あり、一亂初刻とは應仁、文明の長き亂の謂にて、京極家にては文明二年を指すが如し、

井口越前三條殿 淺見朝日殿 弓削式部 伊吹彈正細河殿 渡邊 平田但一亂以前

伊吹彈正は本郡にして、井口越前は伊香郡、淺見及び弓削、渡邊は淺井郡、平田は犬上郡なり、又井口越前の注に三條殿、淺見の注に朝日殿、伊吹彈正の注に細河殿とあるは、京極氏に被官たりし以前の舊主名なるべし、次に近年御被官參人衆之事とあり、是は應仁、文明亂後に京極家の臣と爲りたる家にして、明應、文龜の頃なるは氏下の注書にて知らる、

東藏鳥山殿、文龜二年より 狩野おくら明應八年より 今井越前、今井十郎細河殿 西野六角殿 布施備中、  
小足京衆次御供使仕也 高宮京衆次

東藏は住地分明ならず、狩野は加納か（南郷里村）（大字加納）兩今井、西野、布施、小足等皆本部に在住せり、但し高宮氏は犬上郡なり、

此他上坂、下坂、箕浦、磯野等有名の家士なるは江北記に見ゆるも、被官記の中には列せず、又京極高濤が江北統の後家老職たりし六家あり、之を京極六人衆と記す、六人衆とは多賀、大津、若宮、隱岐、黒田、加州（加賀氏と云ふ）なり、蓋し其多くは京極氏の支族なり、左に諸重臣家の概要を記すべし、

### 第一節 多賀氏付豊後守高忠の朝鮮通交

多賀氏は中原氏なりともいひ（大系圖評述中）又宇多源氏なりとも稱す、夙に京極氏の部下として戦史に其名を見る、讃岐丸龜藩士多賀氏の系圖に豊後守高忠を多賀氏の祖と記せども信するに足らず、高忠の頃より百年も以前なる南北朝の暦應二年七月に京極道譽の部下となりて箕浦次郎左衛門と共に攝津の神崎にて楠、和田の諸將と戦ひたる多賀將監ありしは、太平記に證せらる、但し太平記には多賀將監とありて其名を記さず、

本郡に文龜二年多賀氏の同族が持ち別れし古系一葉を存す、其要領は左の如し、

多田頼光—頼國—國房—光國—光基

光治 江州多賀羅城主  
白川院の御宇、近江國多賀に居城す、延久年中姓を改め、多賀氏と名乗る云々、

光信—光清—輝義 美濃國本郷に引移り池田氏を名乗る

正信 江州平野ヶ原天清の要害に住す、左近將監  
建武二年の合戦に宮方に組し敗軍と爲る、延元年中に本郷城を退き、江州平野ヶ原天

清に浪居す、其後貞治五年足利義詮より平野が原野邊に、其岸見取所領可致旨許狀を  
給る、足利尾張守高經印狀云々、

此の系圖に正信を左近將監と記し、建武二年の戦には宮方に組せしも、其後は武家方に歸し、貞治五年に義詮より所領の印狀を給はると記す、建武二年は足利尊氏が反旗を擧げし年なれば、尊氏部下の京極道譽等の去就も不定の時なれば、多賀氏が宮方より武家方に變りしといふ事もあるべき時なり、されば太平記の多賀將監は此の左近

將監正信に相當すと云ふべし、

前記の系圖に天清城とあるは、膽吹の南麓江濃國境の要地なり、一に養着山と稱す、(山岩多く戰時に鑿を著せて懸兵とせしにより其名出づと傳ふ)春照村大字大清水に屬す、又平野ヶ原も其接續地にして、其邸趾を今に多賀戸と稱す、正信の子治氏三男あり、長男公則二男治重の二人は平野ヶ原天清の邸に住し、三男元芳は犬上郡多賀に移りたりと記す、無年正月十二日の多賀豊後守貞隆より今井忠兵衛嶋四郎左衛門の二人に宛てたる文書(古文書)あり、嶋記録に此文書の附記に天文六年以前と書し、又其覺書に、今井敏満寺(郡犬上)に在し頃多賀豊後官居城を敵責る事ありと見え候、豊州城古はヤツヲ又正樂寺等にもありし由申傳候云々とあり、多賀氏の史蹟が本郡と犬上郡とに兩存するを見るは、元來一族の分居なるべし、應仁の亂以後多賀氏は二黨となり、豊後守の一派は東方(細川)に屬し、出雲守の一派は西方(山名)に屬せしは兩郡に分れし多賀氏が其行動を各々別に爲したるものならん歟、

扱曆應二年の多賀將監の後に多賀氏の史に見えたるは、即ち明德三年八月二十八日の相國寺供養記に多賀兵庫助高信とある是なり、此人の史蹟他に發見せざれども、希世靈彦の著し、村庵小稿に、多賀兵庫(居士)の壽像の贊辭あり、著者靈彦は長享二年六

月に死せし僧なれば、其時代高信の頃に當る、秀林居士の兵庫は兵庫助高信なるべし、贊文左の如し、

四九六

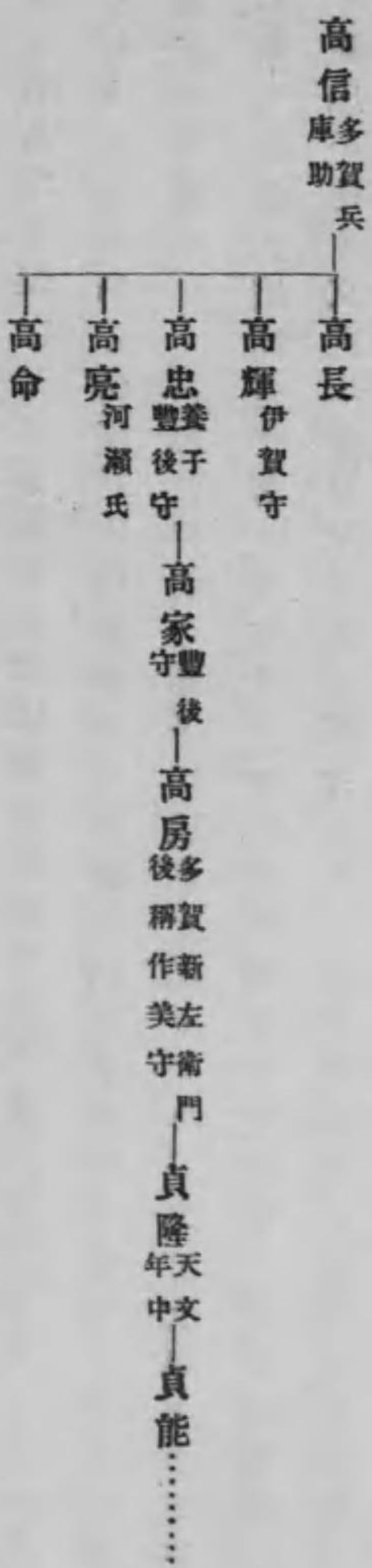
秀林居士壽像贊

以公爲已耄也、論當世而意氣激昂、以公爲尚壯也、踰八表而須眉滄浪、須臾窺其呵佛罵祖、俊機則足以呼龐道玄、張無盡、驗其偃鼓攸旗、活手則足以稱馬新息、趙護差、舉措固在、我開闢亦靡常、至於隻臂支大厦方傾之勢、屹乎中流砥柱、一身殿諸老、稍稀之後、歸然今日靈光、是乃蚤見寶鑑祖翁、而於爲我法門叔父者、吾儕所以祝公、必曰老不老、三柏蒼也、右多賀兵庫秀林居士壽像、以有同門之契、命予爲之贊、願予晚輩、着一語、恐損盛德、然屢辭索、故應其命云、

此文を按ずれば、踰八表而須眉滄浪とありて、八十の高齡を踰えて猶鏗鏘たりしも知られ、又隻臂支大厦方傾之勢云々とありて、主家の衰運を隻手に支へし手腕を賞せるを見れば、傑出の老將たりしを知るべし、次に豊後守高長ありし事、多賀高忠が寛正五年十一月に記し、就弓馬儀大概聞書の奥書に、古豊後守高表法名自應宗四永年中、至興元云々とあるに徴して、高忠の先は高長なるを知るべし、されば高長は高信の息なり、而して有名なる豊後守高忠は其嗣にして、實に多賀氏中興の英主なり、寶徳元年十一月、京

極持清が京師侍所となりし時、臣若宮氏を以て所司代となし、幾年ならずして高忠を以て若宮氏に換へたり、高忠の所司代となるや、威名時に赫々たり、長祿年間高忠は京師に華麗なる邸宅を築きしと見え、碧山日録長祿四年寛正元年七月二日の條に、七月二日丙子持清公之陪臣、豊州守多賀某頃構其私第甚華麗也、洞窓奥室、圖以瓊山瑤水神仙之居、又開園池、象深林、絕澗、好事者遊賞其間、以爲樂也、是日與紹鶴隱偕往觀之、其制殆過所聞云々とあり、華奢の新邸たるを知る、然るに文正元年十二月十一日一本作三高忠は山門の訴により逐電せしにより、十六日に奉行等を遣はして、邸内の公文記録を請取り、翌十七日其宅を焼亡せし事、親基日記に見ゆ、雲構の美聞も久しからずして一堆の灰燼となれり、其後京師の侍所は赤松政則となり、浦上則宗所司代となりたりしが、幾もなく應仁の大亂となり、高忠は持清の部下に驍名を馳せたり、高忠亦文學あり、寛正五年には、就弓馬儀大概聞書を著し、文明十六年には、八廻之日記を著し、又軍陣聞書著年不明を著す、高忠が此く文武に長じ、京都の所司代として威權并び高く、當時多賀豊後守の驍名は主家京極氏を凌駕せしが如し、蓋し高忠は多賀兵庫助高信の實子にはあらず、京極持清の弟なりしが如し、朝鮮の申叔舟が著せる海東諸國記に、京極多賀豊後守高忠は生觀持清が同母の兄なりと記したり、又高忠の子孫なりと稱し、現に朝鮮の李王職にあ

る多賀高延氏の家に傳ふる古系圖にも、高忠を養子と注せり、而して其系圖が他の正確なる史料に對照して符合するを見れば、後世追作の偽系圖にも非ざるが如し、其中高忠の前後を左に抜記す、



此系圖に高信には高長、高輝等四人の實子あるにも拘らず、高忠を養子とせし事は理由の存する事にて、江北記を按ずれば略々推測せらるゝなり、始め持清が京極家相續の時多賀高長は持清に善からざる事ありたるを以て、持清相續の後に高長等兄弟を廢し、已れの骨肉を以て古き名家なる多賀氏の嗣となしたるが如し、果して然らば高忠の勢力ありしも亦想像すべきなり、

### 高忠の朝鮮通交

足利氏が支那朝鮮に通交せしは國史之を記す、多賀高忠が朝鮮に修交したる事は建部賢明の大系圖評判述、中抄に見ゆ、其文に

古へ京極大膳太夫持清入道生觀將軍の侍所を司りて威名を振へり、高忠其陪臣たりと雖も、大樹に謁して直參の列となり、所司代に補せられ、私に朝鮮と音問を通ずる時、吾族譜を貴くせんが爲め、伴りて京極の氏を假りて源姓を冒し、持清が兄と稱して異邦を欺きし事あり、乃ち彼邦鮮朝の申叔舟が作れる海東諸國記に京極多賀豐後守高忠は生觀が同母の兄なりと稱すと雖も、全く信じ難し、後に源榮熙が使の曰く、彼は乃ち生觀が族にして實は其麾下なる者也と記せり云々、

遮中抄の否定は源榮熙の使者の言を論據とせしも、使者の言は直に高忠が京極氏より出でし者に非ずとは言はざれば、遮中抄の否定は早計に失するが如し、多賀系圖に高忠を養子と注するを見れば、海東諸國記の持清の兄弟なりとの説にも合し、又高忠が京極氏を凌ぐの威權ありしも主肯せらるゝなり、果して高忠が持清の兄弟なれば、京極氏を稱して朝鮮に修交せしも怪むに足らざるなり、京極氏修交の事は朝鮮通交大紀にも、

朝鮮國李昭奉復日本國王殿下使价之來、遠辱惠書、憑審動靜、康勝、良用、感慰、且悉貴國



爲京極殿請給銅印、大王爲晴廣之意勤矣、第念我先王因貴國書契、畿内諸殿使送人等、多有詐僞、云々、萬曆九年十一月日とあり、又續善隣國寶記にも  
朝鮮國王李昭奉復日本國王殿下、鯨海漫空、瞻想徒勤、京極使至、獲奉札翰、欣慰良深、云々、萬曆十二年十二月日

と見え、交通の事實は信すべきなり、因に萬曆九年は我天正九年に相當すれば、此頃の  
通交は高忠の時代には非ざれども、京極氏の朝鮮と交通せしは久しき間に互りしを  
證せらるゝなり、

高忠の息を豊後守高家といふ、蔭涼軒日録文明十八年七月二十五日の條に、薄暮京極  
大膳太夫殿(經政)同息治部少輔殿(經秀後)室町殿之出仕、伴多賀新左衛門尉藤堂備前守、今  
井藏人とあり、この新左衛門尉は即ち高家の子にして、後に美作守と稱せし高房なる  
べし、高房の後は古文書二七一に見ゆる豊後守貞隆なるべし、又新左衛門尉高滿あり、  
信長記元龜元年三月高屋城攻めの條に多賀新左衛門尉并山田三左衛門尉(其政新左)  
あり、又天正元年宇治眞木島の寄手に新左衛門尉あり、高屋城と同人なるべし、以上は  
豊後守の系統に係る多賀氏なり、  
多賀出雲守一派に係る史料は發見せられしもの極めて少し、元は豊後守と同祖なる

べし、文龜二年の多賀系圖に其支族十三流と見ゆれば、其孫裔の數多ありしは知らる  
ゝも、出雲守の家は一族中に於て重き一家なるべし、但し同氏にして兩黨に分れし所  
以得て知る可からず、中原高忠の軍陣聞書に、去嘉吉元年赤松大膳太夫滿祐法師頸、慶  
雲院殿様御實檢のときは、伊勢守殿宿所西向にて、御實檢有、其時當方(京極)侍所なり、多  
賀出雲入道所司代職相抱時、出雲入道子左近將監に今指南懸御目也とあり、江北記に所  
謂多賀こかくとあるは此人か、出雲守は嘉吉元年足利義教が赤松滿祐の爲に弑せら  
れし頃、京師の所司代となりたりしは、右の文にて知らる、親長記文明二年十月二十五  
日の條に、詣多賀豊後守許、近日可入國云々、先日爲出雲守被追出、了云々とあり、文明二  
年十月は京極持清入道卒去後二箇月を經過せし時にして、豊後守と出雲守との争ひ  
も漸く熱度の昂進したる時にて、出雲守は豊後守高忠を敗走せしめたり、但し此の出  
雲守は出雲入道の子息にして、左近將監たりし人なり、以後多賀の二氏は益々敵對行  
爲を重ねて、文明四年五月二十一日の大乗院雜事記に見ゆる如く、出雲守は山名黨に  
屬し、豊後守は細川黨に屬して、常に反目の位置に在りたり、第十章第四節に記せし文  
明十八年八月と長享元年四月との二回京極高清を攻め、遂に淺井郡の月ヶ瀬に戦死  
せし多賀大成は出雲守の息にて、兵衛四郎と稱せり、其後は正雲四郎左衛門尉といふ、

昔御内書案に永正七年二月二十三日附にて多賀四郎左衛門尉ごのへと見ゆるは此人なるべし、享祿元年八月内保戰(三章十)にて戰死したる四郎右衛門は其息なるべきか、天文七年九月十六日の上平寺文書(古文書一八四)に沙彌昌運とあるは多賀氏なり、四郎右衛門の入道名なり、昌運は江北記に正雲四郎右衛門とある人らしく思はるれど如何にや、多賀氏の支流は數家に分れ、本郡と犬上郡の外淺井郡の野村にも居住せり。

## 第二節 長岡氏

長岡氏は京極滿信を祖とす、滿信は京極氏信の三男にして、寛正四年に生る、三郎左衛門尉と稱し、本郡長岡庄を分領し、依て佐々木長岡氏或は長岡京極氏とも呼べり、始め滿綱と稱せしが、後滿信と改む、佐渡守たり、吾妻鑑正嘉二年の條に三郎滿信と見ゆるは此人なり、弘安二年十月四日年三十四歳にして卒す、東福寺殿と諡す(東黒田村大字長所あり、京極氏在住の地なりといふ、此所に東福寺阿彌陀堂あり、其堂畔に古き寶篋院塔あり、これ滿信の石塔なるべし)、滿信二氏あり、嫡を三郎左衛門尉宗氏といひ、次を四郎左衛門尉宗滿といふ、二子長岡庄を分領し、嫡子宗氏は北半を相續して長岡氏を稱し、宗滿は南半を領して黒田氏を稱す、實に黒田氏の祖なり(黒田庄名起る)、宗氏は京極氏二世宗綱の卒せし時其子貞宗年僅に十一歳なりしかば、宗家の幼

主を補佐せり、京極系圖に宗氏を其世代に係けるものあるは之に依てなり、從五位下佐渡守に任せらる、性閑雅にして智略あり、和歌を好み、其詠續千載集、續後拾遺集、新千載集等に入る、應長元年十月二十六日出家して、賢觀と號し、嘉曆四年七月十六日六十一歳を以て卒す、宗氏三氏あり、長を太郎定信といひ、池田氏を稱す、二男貞氏家督を相續し、長岡三郎左衛門と稱し、從五位下近江守となれり、建武二年出家して善觀と號す、三男を高氏といふ、京極貞宗早世せしを以て、入て京極宗家を相續す、文武兼備の英傑にして、足利氏の良將たりし、佐渡判官京極道譽は即ち此なり、貞氏四子あり、長を秀敦、次を高治、三男を貞高、四男を貞佑といふ、三男貞高家督を繼ぐ、三郎左衛門尉能登守と稱す、尊卑分脈に貞高の注に、初稱長岡氏、又稱一圓氏と見え、貞高の子秀貞の注にも同文見ゆ、されば長岡氏は其所領長岡庄のみにあらず、犬上郡甲良庄一圓をも併せ領したりしを以て、又一圓氏と稱したりしならん、高歌が犬上郡の勝樂寺に縁故を有し、自贊の畫像を存するも其徵證とすべし(第六篇第十) 秀貞の子高行(行秀)一圓太郎左衛門尉と稱し、長岡氏を稱せず、而して長岡氏の後も分明ならず、然るに後に京極高光の弟加賀守高數が長岡庄を領せしに併せ考ふれば、長岡氏は終りに本據を犬上郡に移し、因て加賀氏が代りて長岡を領せしに至りしならん(項參照)

第三節 加賀氏

加賀氏は一に加州氏と略稱せり、京極高數を祖とす、高數は高詮の二子にして、高光の弟なり、中國治亂記に、應永十八年九月三日、京極加賀守高員(遺字)、慕命を奉じて、飛驒國司姉小路を討ち之を平ぐ云々、とあり、夙に驍勇の人たるを知るべし、相國寺供養記に四郎左衛門源高數とあるも、此人ならん、八幡社參記應永十九年八月十九日の條に、佐々木加賀守高數あり(本數は誤り)、應永二十年八月兄高光卒し、其子持光年僅に十三歳なりければ、伯父高數は京極宗家の事を攝せり、花營三代記應永二十八年正月三日の條に、堀飯有出仕、京極加賀守高數とあるは、宗家の事を攝せしにより、將軍家の堀飯に列せしを知らる、高數は其本居を本郡長岡庄(東馬田村)とす、室町家御内書案に

承入寺末寺、近江國淺小井小庄内、正覺庵、同庵領等事、難混山内跡之上者、如元被返付、本寺訖、早當庵并庵領等、可被沙汰付寺家雜掌之由、所被仰下也、仍執達如件、

永享三年十一月七日

大和守

對馬守

佐々木加賀入道殿

とあり、寺領の押妨を返付すべきを執達されたるにて、此頃既に入道せしを知る、高數薙髮の後に正源居士と稱し、法名は道統なり、滿願寺殿と號す、長岡の東に大字万願寺あり(維新前は滿願寺)、高數の號より出づといふ、淡海温故錄、淺井三代記等に加州宗懸とあるは正源の轉訛なるべし、寛正五年十一月、多賀高忠が其著たる就弓馬儀大概聞書の跋文に、右此一卷者小笠原備前守持長(法名淨元)子息民部少輔殿(被任備前守)高忠運此道志尋申其外、佐々木加賀入道(法名道統)、小笠原備前入道殿相傳之聞書云々、とありて、高數入道の法名道統なりしを證す(永享以來御番帳には道統を有統と誤る)、高數は宗家の事を攝せしを以て、殊に足利義教に知られたり、蓋し將軍義教は天臺座主となりし人にして、深く文學に長ぜり、性剛毅勇猛果決、頗る高數の人格を愛して、重く之を登用せり、高數又銳意義教の爲に盡せり、嘉吉元年義教の赤松滿祐に弑せらるゝや、高數山名熙貴と共に赤松氏の兵と奮闘して死せり、當時の僧にして詩文の名聲籍甚たりし希世靈彦が高數の畫像に題せし贊辭あり、以て其人物を想見するに足る、乃ち左に抄出す、

佐々木前賀州太守正源居士眞贊

以公爲長於武事耶、則其家有萬軸之牙籤、而森列乎左右也、以公爲老於文學耶、則其世傳五十家之兵略、而暗合乎奇偶也、以公爲是梵相而非官耶、是朝服而非僧耶、則其勳

閔奕世繫累々之候印、燕居終日、談空々之釋部也、可謂是官是僧、乃文乃武、此固千万人所無、而公一人所兼有焉、若夫身臨大難、與主併命、則又有凜然貫日忠義之至精、與天地終始而不朽者也、吁、

靈彦は長享二年六月二十六日八十六歳にて寂せり、高數子無きを以て、美濃國揖斐の池尻氏(土岐氏の族)の息五郎を養嗣とせり、江北記に「滿願寺殿御息なくて、いびのいけの尻殿御養子候て御相續也、いけ尻殿御息左馬助殿御舍弟五郎殿一枝軒と申也、左馬助殿御息無之、一枝軒御息は今の長岡に御隠居候、五郎殿其御息、當五郎殿勝成にて御入候」とありて加賀氏の相續と長岡在住の事を記せり、加賀氏の世代には記録左の如く見ゆ、

高數四郎、左衛門尉 教久加賀守、法名道綱 政宗四郎、左馬助 政數加賀守 政勝五郎

勝成五郎

江北記には池尻殿を養子と記し、記録には土岐刑部少輔と爲すは、池尻氏が土岐氏の族なればなり、五郎は加賀守教久と稱し、能く家聲を維持したり、文安年中の御番帳外

様衆の中に佐々木加賀守の名見え、康富記寶徳元年八月二十八日、將軍義政御參内始、帶刀武士の中に佐々木加賀守とあるも、教久なり、長録二年以來申次記には准國持人數の中に佐々木加賀守とあれば、加賀氏當年の勢力も想像せらるゝなり、教久は長録四年(寛正元年)三月六日に卒す、法名は道綱なり、碧山日録長録四年庚辰の條に左の文見ゆ、三月六日癸未、前賀州大守綱公卒矣、公性土岐氏、佐々木道統正源養之爲嗣、前相公善山造八坂實塔爲法事、衛護授公於判官、統卒後除賀州守也、八日綱公之柩、殯於建仁五葉庵、於其隙地、火葬之、九淵爲之乘炬、

三世政宗は親基日記に、寛正六年乙酉八月十五日、石清水八幡神幸、一帶刀御車前十番の中に左佐々木六郎政高、右加賀四郎政宗とある人なり、又同記文明十年十二月十二日の條に、佐々木加賀、左馬助政宗公方へ御太刀糸千疋御方御所へ御太刀云々と見ゆ、子無く弟政數を立て、嗣とす、政數は江北記に一枝軒と見ゆる人なり、永享以來御番帳文明十二三年の條に外様衆の中に其名を列し、又親長記文明十八年七月二十九日并に長享元年正月二十五日の條にも其名を見る、其子政勝は江北記に所謂今の長岡に御隠居候とある人なり、其子五郎が勝成と稱せし事も江北記に記せり、勝成の文書は長岡郷野氏に存す(古文書、四の二)、加賀氏の後は近江志新開略記に淺井氏勃興後美濃に浪人せりと見ゆれ